

番號

第十條 關稅法第五十條各號ノ一ニ該當スル物品滅失シタルトキハ特許保稅區域藏置物品ノ場合ニ在リテハ其ノ設營人、保稅運送物品、轉運物品又ハ外國經由運送物品ノ場合ニ在リテハ各其ノ申告人、其ノ他ノ物品ノ場合ニ在リテハ之ヲ保管スル者ハ當該物品ニ付直ニ左ノ事項ヲ記載シタル届書ニ通ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ届出デ滅失ニ付稅關長ノ確認ヲ受クベシ

- 一 藏置場所
- 二 内外國物品ノ區別
- 三 記號及番號
- 四 包裝ノ種類及箇數
- 五 品名
- 六 數量
- 七 價格
- 八 滅失ノ時及原因

九 滅失シタル物品ガ稅關界地又ハ特許保稅區域藏置物品ノ場合ニ在リテハ搬入届書又ハ搬入許可書ノ番號、關稅法第五十條第三號ニ該當スル物品ノ場合ニ在リテハ其ノ旨、同條第四號ニ該當スル物品ノ場合ニ在リテハ認許書ノ番號及其ノ發給稅關名、關稅法第五十九條第一項ニ依リ許可ヲ受ケ保稅區域ニ非ザル場所ニ藏置セラレタル物品ノ場合ニ在リテハ許可書ノ番號

第十一條 關稅法第五十條各號ノ一ニ該當スル物品盜難ニ罹リ又ハ紛失シタルトキハ特許保稅區域藏置物品ノ場合ニ在リテハ其ノ設營人、保稅運送物品、轉運物品又ハ外國經由運送物品ノ場合ニ在リテハ各其ノ申告人、其ノ他ノ物品ノ場合ニ在リテハ之ヲ保管スル者ハ當該物品ニ付直ニ左ノ事項ヲ記載シタル届書ニ通ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ届出ヅベシ

- 一 藏置場所
- 二 内外國物品ノ區別
- 三 記號及番號
- 四 包裝ノ種類及箇數

- 五 品名
- 六 數量
- 七 價格
- 八 盜難又ハ紛失ノ時
- 九 盜難ニ罹リ又ハ紛失シタル物品ガ稅關界地又ハ特許保稅區域藏置物品ノ場合ニ在リテハ搬入届書又ハ搬入許可書ノ番號、關稅法第五十條第三號ニ該當スル物品ノ場合ニ在リテハ其ノ旨、同條第四號ニ該當スル物品ノ場合ニ在リテハ認許書ノ番號及其ノ發給稅關名、關稅法第五十九條第一項ニ依リ許可ヲ受ケ保稅區域ニ非ザル場所ニ藏置セラレタル物品ノ場合ニ在リテハ許可書ノ番號

第十二條 關稅法第五十條各號ノ一ニ該當スル物品ニ異狀アルトキハ特許保稅區域藏置物品ノ場合ニ在リテハ其ノ設營人、保稅運送物品、轉運物品又ハ外國經由運送物品ノ場合ニ在リテハ各其ノ申告人、其ノ他ノ物品ノ場合ニ在リテハ之ヲ保管スル者ハ直ニ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ届出ツベシ

第十三條 關稅法第五十六條但書ノ規定ニ依ル報告ハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スベシ

- 一 内外國物品ノ區別
- 二 記號及番號
- 三 包裝ノ種類及箇數
- 四 品名
- 五 數量
- 六 價格
- 七 行爲ノ年月日及其ノ態容

第二節 藏置及作業

第十四條 保稅貨場設營ノ特許ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書三通ニ各區域及其ノ附近ノ圖面ヲ添附シテ之ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

- 一 名稱及種類
- 二 設營ノ目的

- 三 區域ノ位置及面積
- 四 建物ノ構造、棟數及面積
- 五 藏置スベキ物品ノ種類
- 六 設營期間

第十五條 保税倉庫設營ノ特許ヲ受ケントスル者ハ前條各號ニ該當スル事項ヲ記載シタル申請書三通ニ各區域及其ノ附近ノ圖面ヲ添附シテ之ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ

前項ノ申請書ハ第二種保税倉庫ノ場合ニ在リテハ所轄稅關長ヲ經由スルコトヲ要ス

第十六條 保税工場設營ノ特許ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書三通ニ各區域及其ノ附近ノ圖面並ニ事業計畫書ヲ添附シ所轄稅關長ヲ經由シテ之ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ

- 一 名稱
- 二 區域ノ位置及面積

- 三 建物ノ構造、棟數及面積
- 四 作業設備及其ノ能力
- 五 作業ノ種類
- 六 作業ノ原料及材料
- 七 設營期間

第十七條 特許保税區域ノ設營人死亡シ又ハ設營人タル法人解散シタル場合ニ於テ其ノ相續人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立セラレタル法人當該保税區域ノ設營ヲ引繼ガンガ爲保税區域設營ノ特許ヲ受ケントスルトキハ前三條ニ規定スル申請書類ニ代ヘ引繼ガントスル保税區域ノ名稱及設營期間ヲ記載シタル申請書三通ヲ以テ特許ヲ申請スルコトヲ得

第十八條 前四條ノ場合ニ於テ申請人法人ナルトキハ申請書各通ニ其ノ登記謄本及定款ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第十九條 特許保税區域ノ設營人特許期間ノ更新ヲ受ケントスルトキハ其ノ理由及更新期間ヲ記載シタル申請書三通ヲ保税貨場ノ場合ニ在リテハ所轄稅關

長ニ、第一種保稅倉庫ノ場合ニ在リテハ經濟部大臣ニ、第二種保稅倉庫及保稅工場ノ場合ニ在リテハ所轄稅關長ヲ經由シテ經濟部大臣ニ提出スベシ

第二十條 特許保稅區域ノ設營人設營廢止ノ承認ヲ受ケントスルトキハ廢止ノ理由竝ニ藏置物品ノ明細及其ノ處理方法ヲ記載シタル申請書三通ヲ保稅貨場ノ場合ニ在リテハ所轄稅關長ニ、第一種保稅倉庫ノ場合ニ在リテハ經濟部大臣ニ、第二種保稅倉庫及保稅工場ノ場合ニ在リテハ所轄稅關長ヲ經由シテ經濟部大臣ニ提出スベシ

第二十一條 特許保稅區域ノ設營人死亡シタルトキハ其ノ相續人ハ直ニ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ届出ヅベシ
特許保稅區域ノ設營人タル法人解散シタルトキハ清算人、合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立セラレタル法人ハ直ニ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ届出ヅベシ

第二十二條 貨場主又ハ倉庫主其ノ保稅貨場又ハ保稅倉庫ニ藏置スベキ物品ノ種類ヲ變更セントスルトキハ書面三通ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ申請シ其

ノ承認ヲ受クベシ

第二十三條 工場主其ノ保稅工場ノ作業ノ種類又ハ作業ノ原料若ハ材料ヲ變更セントスルトキハ書面三通ヲ以テ所轄稅關長ヲ經由シテ經濟部大臣ニ申請シ其ノ承認ヲ受クベシ

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ特許保稅區域ノ設營人ハ其ノ理由ヲ記載シタル書面三通ニ各説明書及關係圖面ヲ添附シテ之ヲ所轄稅關長ニ提出シ其ノ承認ヲ受クベシ

- 一 保稅貨場ノ區域ヲ増加シ又ハ減少セントスルトキ
- 二 保稅貨場ノ建物ヲ新築シ、増築シ又ハ毀却セントスルトキ
- 三 保稅貨場、保稅倉庫又ハ保稅工場ノ建物ノ改築若ハ修繕ヲ爲シ又ハ其ノ構造若ハ造作ヲ變更セントスルトキ但シ第二十五條ノ規定ニ該當スル場合ヲ除ク

四 保稅貨場、保稅倉庫又ハ保稅工場ノ土地又ハ水面ノ工事ヲ爲サントスルトキ

第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ特許保稅區域ノ設營人ハ其ノ理由ヲ記載シタル書面三通ニ各説明書及關係圖面ヲ添附シテ之ヲ經濟部大臣ニ提出シ其ノ承認ヲ受クベシ

- 一 保稅倉庫又ハ保稅工場ノ區域ヲ増加シ又ハ減少セントスルトキ
 - 二 保稅倉庫又ハ保稅工場ノ建物ヲ新築シ、増築シ又ハ毀却セントスルトキ
 - 三 保稅工場ノ作業能力ニ直接關係アル作業設備ヲ變更セントスルトキ
- 前項ノ書面ハ所轄稅關長ヲ經由スルコトヲ要ス

第二十六條 前二條ノ工事竣工シタルトキハ特許保稅區域ノ設營人ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ届出デ其ノ検査ヲ受クベシ

第二十七條 特許保稅區域ノ設營人タル法人其ノ登記事項又ハ定款ヲ變更シタルトキハ直ニ書面二通ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ届出ヅベシ

第二十八條 關稅法第七十九條ニ規定スル擔保物ノ金額ハ當該特許保稅區域ノ面積一平方米迄毎ニ五角以上トス

第二十九條 稅關界地又ハ特許保稅區域ニハ發火質、燃燒質又ハ爆發質ノ物品

ハ之ヲ藏置スルコトヲ得ズ

第三十條 保稅倉庫ニハ腐敗シ又ハ腐敗ノ虞アル物品竝ニ生活力ヲ有スル動物及植物ハ之ヲ藏置スルコトヲ得ズ

第三十一條 前二條ノ規定ハ其ノ物品ノ藏置ノ爲特ニ設備ヲ有スル保稅區域ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三十二條 他ノ物品ヲ損傷スル虞アル物品ハ他ノ物品ト混同シテ之ヲ藏置スルコトヲ得ズ

第三十三條 外國物品ト内國物品トハ區別シテ之ヲ藏置スルコトヲ要ス

第三十四條 貨場主關稅法第九十五條第一項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ内國物品ノミヲ藏置スベキ期間、藏置セントスル内國物品ノ種類及現存外國物品ノ處理ヲ完了スベキ年月日ヲ記載シタル申請書二通ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

第三十五條 關稅法第九十六條第三項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ藏置期間、藏置物品ノ種類及藏置ヲ必要トスル理由ヲ記載シタル申請書二通ヲ所轄稅關長

ニ提出スベシ

一九六

第三十六條 税關界地又ハ保税貨場ニ物品ヲ搬入セントスル者ハ關稅法第八十
一條第二項ニ該當スル物品ノ場合ヲ除キ左ノ事項ヲ記載シタル書面ニ通テ以
テ其ノ旨ヲ所轄税關長ニ届出ヅベシ

- 一 藏置場所
- 二 搬入ノ目的
- 三 内外國物品ノ區別
- 四 記號及番號
- 五 包裝ノ種類及箇數
- 六 品名
- 七 數量

第三十七條 保税倉庫若ハ保税工場ニ物品ヲ搬入センガ爲又ハ税關界地若ハ保
稅貨場ニ關稅法第八十一條第二項ニ該當スル物品ヲ搬入センガ爲許可ヲ受ケ
ントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ニ通テ以テ其ノ旨ヲ所轄税關長ニ申

請スベシ

- 一 藏置場所
- 二 搬入ノ目的
- 三 生産地又ハ製造地
- 四 内外國物品ノ區別
- 五 記號及番號
- 六 包裝ノ種類及箇數
- 七 品名
- 八 數量
- 九 價格

第三十八條 關稅法第二百十條但書ニ依ル検査ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品
ニ付之ヲ行フ

- 一 倉庫主ノ物品ヲ藏置スル爲ノ保税倉庫ニ搬入セラルル外國物品但シ輸出
認許ヲ受ケ未ダ輸出セラレザル外國物品ヲ除ク

一九七

二 前號以外ノ保税倉庫ニ搬入セラルル外國物品ニシテ搬入検査ノ申請アリタルモノ

第三十九條 搬入ノ際検査ヲ受クベキ物品ニ付テハ前條第一號ノ場合ニ在リテハ倉庫主、第二號ノ場合ニ在リテハ申請人ハ別紙第一號様式ニ依ル搬入検査申請書三通ヲ所轄税關長ニ提出スベシ

前項ノ申請書ニハ當該物品ノ送狀又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス但シ税關長ニ於テ右ノ書類ヲ提出スルコト能ハザル理由アリト認めタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十條 税關界地又ハ特許保税區域ノ藏置物品ヲ搬出センガ爲許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書三通ヲ所轄税關長ニ提出スベシ

- 一 認許書番號
- 二 搬入届書又ハ許可書番號
- 三 藏置場所
- 四 記號及番號

五 包装ノ種類及箇數

六 品名

七 數量

第四十一條 關稅法第五十條第一號又ハ第二號ニ該當スル藏置物品ノ見本ヲ取出サントスル者ハ別紙第二號様式ニ依ル見本取出許可申請書三通ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄税關長ニ申請シ其ノ許可ヲ受クベシ

税關界地又ハ特許保税區域ノ藏置物品ニ付前項ニ依リ見本取出ノ許可ヲ受ケタルトキハ當該見本ニ付保税區域搬出ノ許可アリタルモノト看做ス

第四十二條 税關界地又ハ特許保税區域ノ藏置物品ヲ搬出セントスル者ハ搬出許可書又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ當該税關官吏ニ提示シ搬出ノ承認ヲ受クベシ

第四十三條 税關界地又ハ特許保税區域ニ於テ藏置物品ノ藏置場所ヲ變更セントスル者ハ別紙第三號様式ニ依ル藏置場所變更承認申請書三通ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄税關長ニ申請シ其ノ承認ヲ受クベシ

第四十四條 税關界地、保税貨場又ハ保税工場ノ藏置物品ニ付藏置期間延長ノ

承認ヲ受ケントスル者ハ別紙第四號様式ニ依ル藏置期間延長承認申請書二通ヲ所轄税關長ニ提出スベシ

第四十五條、關税法第六十條第一項ニ依ル手入作業ノ承認ヲ受ケントスル者ハ別紙第五號様式ニ依ル手入作業承認申請書二通ヲ所轄税關長ニ提出スベシ

第四十六條 前條ノ手入作業ヲ終リタルトキハ直ニ別紙第六號様式ニ依ル手入作業済届書二通ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄税關長ニ届出デ手入作業ヲ爲シタル物品及殘存手入作業材料ニ付税關官吏ノ検査ヲ受クベシ但シ手入作業ノ前後ニ於テ物品ノ記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名竝ニ數量ニ變化ナキトキハ殘存手入作業材料ノ數量ヲ記入シタル手入作業承認書ヲ以テ手入作業済届書ニ代フルコトヲ得

第四十七條 保税工場ニ於テハ内國物品ノミヲ以テスル作業ハ外國物品ノミヲ以テスル作業又ハ外國物品ト内國物品トヲ以テスル作業ト區別シテ之ヲ爲スベシ

第四十八條 關税法第一百十條第二項ニ依ル作業ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ

事項ヲ記載シタル申請書二通ヲ所轄税關長ニ提出スベシ

- 一 作業ノ種類
- 二 作業ノ原料又ハ材料
- 三 作業期間

第四十九條 保税工場ニ於テ作業ヲ爲サントスル者ハ別紙第七號様式ニ依ル作業届書ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄税關長ニ届出ヅベシ

第五十條 前條ノ作業ヲ終リタルトキハ別紙第八號様式ニ依ル作業済届書ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄税關長ニ届出デ作業ニ因リテ得タル物品及殘存スル作業ノ原料又ハ材料ニ付税關官吏ノ検査ヲ受クベシ

第五十一條 内國物品ノミヲ原料又ハ材料トスル作業ヲ爲ス場合ニ於テ税關長取締上必要ナシト認ムルトキハ前二條ニ規定スル手續ヲ省略セシムルコトヲ得

第五十二條 保税倉庫ノ設營人ハ物品ニ關スル帳簿ヲ設ケ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 搬入又ハ搬出シタル物品ノ内外國物品ノ區別、記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量、價格竝ニ搬入又ハ搬出ノ年月日及許可書番號
- 二 手入作業ヲ爲シタル物品及其ノ手入作業材料ノ内外國物品ノ區別、記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量、價格、手入作業ノ種類、手入作業承認年月日及承認書番號竝ニ檢査濟年月日
- 三 搬入檢査ヲ受ケタル物品ノ檢査年月日

第五十三條 保稅工場ノ設營人ハ物品ニ關スル帳簿ヲ設ケ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 前條第一號ニ該當スル事項
 - 二 作業ノ原料又ハ材料トシテ使用シタル物品ノ内外國物品ノ區別、記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量、價格、作業ノ種類竝ニ作業届出年月日
 - 三 作業ニ因リテ得タル物品ノ品名、數量及檢査濟年月日
- 第五十四條 特許保稅區域ノ設營人ハ常時其ノ業務ニ從事セシムル者ノ氏名ヲ所轄稅關長ニ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第五十五條 特許保稅區域ノ出入口ヲ開閉シ又ハ特許保稅區域ニ於ケル物品ノ取扱ヲ爲ストキハ稅關官吏ノ立會ヲ受クベシ

第五十六條 特許保稅區域ノ出入口其ノ他稅關長ニ於テ必要ト認ムル箇所ニハ二重鎖鑰ヲ設ケ其ノ一箇ハ之ヲ稅關官吏ニ預クベシ

第五十七條 保稅區域ヲ營ム者ハ其ノ業務ニ從事セシムル者其ノ他保稅區域ニ出入スル者ニ對シ相當ノ取締ヲ爲スベシ

第五十八條 關稅法第五十九條第一項ニ依リ物品ヲ保稅區域ニ非ザル場所ニ藏置スル爲許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ通テ所轄稅關長ニ提出スベシ

- 一 藏置場所及藏置期間
- 二 内外國物品ノ區別
- 三 記號及番號
- 四 包裝ノ種類及箇數
- 五 品名

- 六 數量
- 七 價格
- 八 申請ノ理由

第三節 通 關

第五十九條 物品ノ輸出、輸入、積戻、保稅運送、轉運又ハ外國經由運送ノ認許ヲ受ケントスル者ハ別紙第九號乃至第十五號様式ニ依ル申告書ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ場合ニ在リテハ稅關長ノ定ムル所ニ依ル

- 一 旅行者ノ攜帶品
 - 二 關稅法第三十五條乃至第三十八條ノ規定ニ該當スル物品
 - 三 其ノ地ノ保稅區域ヲ仕向先トシテ保稅運送セントスル物品
- 第六十條 保稅運送物品、轉運物品又ハ外國經由運送物品仕向保稅區域ニ到着シタルトキハ申告人ハ直ニ其ノ認許書又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ以テ其ノ旨ヲ仕向保稅區域所轄稅關長ニ報告シ到着ノ確認ヲ受クベシ但シ前條第三號ニ該

當スル物品ノ場合ニ在リテハ稅關長ノ定ムル所ニ依ル

第六十一條 鐵道車輛又ハ航空機ニ付關稅法第一百五條第二號但書ニ依ル承認ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書二通ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

- 一 種類及型式
- 二 記號及番號
- 三 機關ノ型式、馬力及番號
- 四 價格

第六十二條 鐵道車輛ニ非ザル車輛ニ付關稅法第一百五條第二號但書ニ依ル承認ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書二通ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

- 一 種類及型式
- 二 記號及番號
- 三 機關ノ型式、馬力及番號

四 價格

五 積載量又ハ乘客定員數

六 運行經路

第九十五條ノ規定ニ依ル車輛出入簿ノ下付申請アリタルトキハ當該車輛ニ付前項ノ申請アリタルモノト看做ス

第六十三條 船舶ノ積載物品ニ付關稅法第百十八條但書ニ依ル承認ヲ受ケント

スル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ通テ所轄稅關長ニ提出スベシ

一 船舶ノ種類、名稱及國籍

二 内外國物品ノ區別、記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量竝ニ價格

三 申請ノ理由

第六十四條 物品ニ付稅關官吏ノ検査ヲ受クル者ハ検査ニ立會シ物品ノ開裝及復裝ノ責ニ任ズベシ

第六十五條 關稅法第百二十一條ニ規定スル検査手数料ハ検査ニ要スル時間一時間迄毎ニ關稅法第五十八條第二號ニ該當スル物品ノ場合ニ在リテハ二圓、

其ノ他ノ物品ノ場合ニ在リテハ五圓トシ検査ノ爲旅費ヲ要スルトキハ之ニ内國旅費規則ノ定ムル額ヲ加フ

前項ノ手数料ハ所轄稅關長ニ之ヲ納付スベシ

第六十六條 關稅法第百二十二條第一項ニ依リ申告取消ノ承認ヲ受ケントスル者ハ當該物品ニ付左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ通テ所轄稅關長ニ提出スベシ

一 申告年月日及申告ノ種類

二 物品ノ現存場所又ハ物品現存セザルトキハ其ノ事由

三 内外國物品ノ區別、記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量竝ニ價格

四 申請ノ理由

第六十七條 關稅法第百二十三條ノ規定ニ依リ認許前引取ノ承認ヲ受ケントスル者ハ當該物品ニ付左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ通テ所轄稅關長ニ提出スベシ

一 申告年月日及申告ノ種類

- 二 記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量並ニ價格
- 三 藏置場所
- 四 申請ノ理由
- 五 異議又ハ訴願ニ係ル物品ナルトキハ其ノ旨

第六十八條 保稅運送物品、轉運物品又ハ外國經由運送物品指定期間内ニ仕向保稅區域ニ到着スルコト能ハザル事由發生シタルトキハ申告人ハ直ニ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ届出ヅベシ

第三章 運輸機關

第一節 船 舶

第六十九條 稅關長ハ開港トノ交通著シク不便ナル場所ニ於テ物品ヲ船積若ハ陸揚スル爲又ハ其ノ他ノ理由ニ因リ必要アリト認ムルトキハ外國ニ往來スル船舶ノ不開港出入ヲ許可スルコトヲ得

第七十條 不開港出入ノ許可ヲ受ケントスルトキハ船長ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書三通ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

- 一 船舶ノ種類、名稱、國籍、總積量及純積量
- 二 不開港名
- 三 不開港ニ碇泊スベキ期間
- 四 不開港ニ於テ船積又ハ陸揚スベキ物品ノ内外國物品ノ區別、記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量並ニ價格
- 五 不開港出入ヲ必要トスル理由

第七十一條 關稅法第四百十條第四項ノ許可手数料ハ五十圓トシ所轄稅關長ニ之ヲ納付スベシ

第七十二條 關稅法第四百十三條ノ規定ニ依リ資格變更ノ承認ヲ受ケントスル船舶ノ船長ハ別紙第十六號様式ニ依ル資格變更承認申請書ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ但シ貿易帆船ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十三條 關稅法第四百十三條ノ規定ニ依リ資格變更ノ承認ヲ受ケントスル貿易帆船ノ船長ハ帆船往來掛號簿ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ申請スベシ

第七十四條 關稅法第四百十四條但書ニ依リ船移ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左

ノ事項ヲ記載シタル申請書三通ヲ所轄税關長ニ提出スベシ

一 各船舶ノ種類、名稱及國籍

二 物品ノ内外國物品ノ區別、記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量
並ニ價格

三 船移ノ時

四 船移ヲ必要トスル理由

第七十五條 關稅法第四百十五條ニ規定スル入港報告ハ汽船ノ場合ニ在リテハ別紙第十七號様式、帆船ノ場合ニ在リテハ別紙第十八號様式ニ依ル入港報告書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第七十六條 關稅法第四百十五條第一項ニ依リ提出スベキ積載物品ノ目錄ハ外國貿易汽船ノ場合ニ在リテハ貨物目錄、船用品目錄、船員攜帶品目錄及旅客攜帶品目錄トシ外國ニ往來スル外國貿易汽船ニ非ザル汽船ノ場合ニ在リテハ船用品目錄、船員攜帶品目錄及旅客攜帶品目錄トス

第七十七條 貨物目錄ニ記載スベキ事項ハ左ノ通トシ其ノ通數ハ二通トス

一 船舶ノ種類、名稱、國籍及入港年月日（出港セントスルトキ提出スベキ貨物目錄ノ場合ニ在リテハ出港豫定年月日）

二 貨物ノ船荷證券番號（出港セントスルトキ提出スベキ貨物目錄ノ場合ニ在リテハ船積指圖書番號）、仕出地、仕向地、記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量、價格並ニ荷送人及荷受人

第七十八條 船用品目錄ニ記載スベキ事項ハ左ノ通トス

一 船舶ノ種類、名稱、國籍及入港年月日

二 船用品ノ品名、數量及價格

第七十九條 船員攜帶品目錄ニ記載スベキ事項ハ左ノ通トス

一 船舶ノ種類、名稱、國籍及入港年月日

二 船員ノ氏名及職名並ニ其ノ攜帶品ノ品名、數量及價格

第八十條 旅客攜帶品目錄ニ記載スベキ事項ハ左ノ通トス

一 船舶ノ種類、名稱、國籍及入港年月日

二 旅客ノ氏名、國籍、職業、等級、乘船地、下船地並ニ其ノ攜帶品ノ品名、

數量及價格

第八十一條 關稅法第四十六條第一項ニ依ル出港許可ヲ受ケントスルトキハ船長ハ別紙第十九號様式ニ依ル出港許可申請書ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

第八十二條 稅關長外國貿易汽船ノ開港出港ヲ許可シタルトキハ關稅法第四百十五條第一項ニ依リ預リタル書類ヲ船長ニ還付スベシ

第八十三條 關稅法第四百十七條但書ニ依リ船積、船卸又ハ船移ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ船長ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書三通ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

- 一 船舶ノ種類、名稱、國籍及入港年月日
- 二 船積、船卸又ハ船移スベキ貨物又ハ船用品ノ内外國物品ノ區別、記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量並ニ價格
- 三 申請ノ理由

第八十四條 關稅法第四百十八條但書ニ依リ船積又ハ陸揚ニ付許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書三通ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

- 一 船積又ハ陸揚スベキ場所及時
- 二 船舶ノ種類、名稱、國籍及入港年月日
- 三 船積又ハ陸揚スベキ物品ノ内外國物品ノ區別、記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量並ニ價格
- 四 申請ノ理由

第八十五條 關稅法第四百五十條第一項ニ依リ港外荷役ノ許可ヲ受ケントスルトキハ船長ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書三通ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

- 一 港外荷役ヲ爲スベキ場所及時
- 二 船舶ノ種類、名稱、國籍、總積量及純積量
- 三 船積、陸揚又ハ船移スベキ物品ノ内外國物品ノ區別、記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量並ニ價格
- 四 港外荷役ヲ必要トスル理由

第八十六條 關稅法第四百五十條第二項ノ許可手数料ハ港外荷役一日迄毎二十五圓トシ所轄稅關長ニ之ヲ納付スベシ

第八十七條 内國貿易帆船ハ關稅法第五百十一條第一項ニ依リ別紙第二十號樣式ニ依ル帆船往來掛號簿ノ下付ヲ受ケ之ヲ船内ニ備附クベシ

第八十八條 帆船往來掛號簿ノ下付ヲ受ケントスルトキハ船長ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

- 一 船舶ノ種類、名稱、國籍、總積量及純積量
- 二 船舶所有者ノ氏名、商號及住所
- 三 船員ノ數

第八十九條 帆船往來掛號簿ノ下付ヲ受ケントスルトキハ船長ハ左ノ區分ニ依リ下付手数料ヲ稅關長ニ納付スベシ

- 一 始メテ下付ヲ受クル場合及既下付ノモノト引換ニ下付ヲ受クル場合 三角
- 二 其ノ他ノ場合 一圓

第二節 車 輛

第九十條 關稅法第六十三條ノ規定ニ依リ提出スベキ積載物品ノ目錄ハ貨物

目錄及車用品目錄トス

第九十一條 貨物目錄ニ記載スベキ事項ハ左ノ通トシ其ノ通數ハ二通トス

- 一 列車ノ番號及到着年月日
- 二 貨物ノ運送通知書番號、仕出地、仕向地、記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量、價格並ニ荷送人及荷受人

第九十二條 車用品目錄ニ記載スベキ事項ハ左ノ通トス

- 一 列車ノ番號及到着年月日
 - 二 車用品ノ品名、數量及價格
- 第九十三條 關稅法第六十四條ノ規定ニ依ル報告ハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スベシ

- 一 列車ノ番號
- 二 車輛ノ番號
- 三 發車ノ時刻

第九十四條 常時國境ヲ出入スル鐵道車輛ニ非ザル車輛ハ關稅法第六十六條

第一項ニ依リ別紙第二十一號様式ニ依ル車輛出入簿ノ下付ヲ受ケ之ヲ車内ニ備附クベシ

第九十五條 車輛出入簿ノ下付ヲ受ケントスルトキハ車輛ノ所有者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄税關長ニ提出スベシ

- 一 種類及型式
- 二 記號及番號
- 三 機關ノ型式、馬力及番號
- 四 價格
- 五 積載量又ハ乘客定員數
- 六 運行經路

第九十六條 車輛出入簿ノ下付ヲ受ケントスルトキハ車輛ノ所有者ハ下付手数料三角ヲ所轄税關長ニ納付スベシ

第三節 航空機

第九十七條 税關長ハ緊急ヲ要スル事情アル爲又ハ其ノ他ノ理由ニ因リ特ニ必

要アリト認ムルトキハ航空機ノ税關飛行場ニ由ラズシテ外國ニ往來スルコトヲ許可スルコトヲ得

第九十八條 税關飛行場ニ由ラズシテ外國ニ往來スル許可ヲ受ケントスルトキハ機長ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書二通ヲ所轄税關長ニ提出スベシ

- 一 航空機ノ種類、型式、登録記號、國籍及積載力
- 二 離陸又ハ著陸スベキ場所及時
- 三 申請ノ理由

第九十九條 關稅法第六十九條ノ規定ニ依ル報告ハ別紙第二十二號様式ニ依ル著陸報告書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第一百條 關稅法第七十條ノ規定ニ依ル離陸許可ヲ受ケントスルトキハ機長ハ別紙第二十三號様式ニ依ル離陸許可申請書ヲ所轄税關長ニ提出スベシ

第一百一條 關稅法第七十二條第二項ニ依ル承認ヲ受ケントスルトキハ航空機ノ所有者ハ左ノ事項ヲ記載シタル承認申請書二通ニ各運航表ヲ添附シテ之ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ

- 一 航空機ノ種類、型式、登録記號、國籍及積載力
- 二 航空ノ目的

第四章 通關代辦人

第二百二條 通關代辦ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ニ通
ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ申請スベシ

- 一 本籍、住所、職業、氏名、生年月日、履歷及商號（申請人法人ナルトキハ其ノ名稱、事務所ノ所在地、代表者ノ氏名及住所）

二 營業地

三 營業期間

四 資本金額

五 帆船ヨリ船卸セラレ又ハ帆船ニ船積セラレル物品ノミニ付通關代辦ヲ營
マントスル者ニ在リテハ其ノ旨

申請人法人ナルトキハ前項ノ書面ニ其ノ登記謄本及定款ノ謄本ヲ添附スルコ
トヲ要ス

第二百三條 通關代辦人新ニ營業地ヲ定メントスルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル書

面ニ通ヲ以テ所轄稅關長ニ申請シ其ノ承認ヲ受クベシ

第二百四條 通關代辦人ハ營業地毎ニ主タル營業所ヲ設クベシ

第二百五條 通關代辦人ハ營業地毎ニ業務擔當人ヲ置キ其ノ地ニ於ケル業務ヲ代
行セシムベシ但シ通關代辦人ガ自ラ業務ヲ行フ地ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

通關代辦人業務擔當人ヲ置キタルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日及
履歷ヲ記載シタル書面ヲ以テ遲滯ナク其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ届出ヅベシ

第二百六條 通關代辦人許可期間ノ更新ヲ受ケントスルトキハ更新期間ヲ記載シ
タル申請書ニ通ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

前項ノ申請書ニハ前一年間ノ營業成績表ヲ添附スルコトヲ要ス

第二百七條 通關代辦人ノ身元保證金額ハ左ノ通トス

- 一 奉天、新京又ハ哈爾濱ヲ營業地トスル場合 五千圓
- 二 安東又ハ營口ヲ營業地トスル場合 三千圓
- 三 圖們又ハ山海關ヲ營業地トスル場合 二千圓

四 龍井、琿春又ハ壺蘆島ヲ營業地トスル場合

千圓

五 前各號ニ該當セザル地ヲ營業地トスル場合

三百圓

帆船ヨリ船卸セラレ又ハ帆船ニ船積セラルル物品ノミニ付通關代辦ヲ爲ス通關代辦人ノ身元保證金額ハ前項ノ規定ニ拘ラズ安東又ハ營口ヲ營業地トスル場合ハ五百圓其ノ他ノ地ヲ營業地トスル場合ハ三百圓トス

第百八條 通關代辦人身元保證物ノ供託手續ヲ了シタルトキハ其ノ供託書ヲ所

轄稅關長ニ提出スベシ

身元保證金額ニ不足ヲ生ジタルトキハ通關代辦人ハ不足ヲ生ジタル日ヨリ十五日以内ニ不足金額ニ相當スル身元保證物ノ供託手續ヲ了シ其ノ供託書ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

第百九條 通關代辦人又ハ業務擔當人ハ常時其ノ業務ニ從事セシメントスル者

ニ付其ノ本籍、住所、氏名、生年月日及履歷竝ニ職務ヲ記載シタル申請書ニ通ニ其ノ寫眞ヲ添附シテ之ヲ所轄稅關長ニ提出シ其ノ承認ヲ受クベシ

第百十條 通關代辦人ノ業務ニ從事スル者就業上適當ナラズト認メラルルトキ

ハ稅關長ハ其ノ者ニ付前條ノ承認ヲ取消スコトヲ得

第百十一條 通關代辦人ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ以テ遲滯ナク其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ届出ツベシ

一 通關代辦人ノ氏名、商號又ハ住所（法人ニ在リテハ名稱、事務所ノ所在地、代表者、代表者ノ氏名及住所又ハ定款）ニ變更アリタルトキ

二 營業所ヲ設ケタルトキ及之ヲ廢止シタルトキ

三 三月以上業務ヲ休止セントスルトキ及之ヲ開始セントスルトキ

四 業務擔當人死亡シタルトキ及解雇其ノ他ノ事由ニ因リ業務擔當人ヲ其ノ事務ニ從事セシメザルニ至リタルトキ

第百十二條 通關代辦人又ハ業務擔當人ハ常時其ノ業務ニ從事セシムル者死亡シタルトキ及解雇其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ者ヲ業務ニ從事セシメザルニ至リタルトキハ書面ヲ以テ遲滯ナク其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ届出ツベシ

第百十三條 通關代辦人其ノ營業ヲ廢止セントスルトキハ豫メ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ届出ツベシ

第百十四條 通關代辦人死亡シ又ハ通關代辦人タル法人解散シタルトキハ其ノ相續人又ハ清算人、合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立セラレタル法人ハ書面ヲ以テ遲滯ナク其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ届出ヅベシ

第百十五條 關稅法第百七十八條第一項又ハ第二項ニ該當スル通關手續ヲ爲サント欲スル運送營業人ハ豫メ通關手續ヲ爲スベキ場所毎ニ其ノ爲サント欲スル通關手續ノ種類ニ付所轄稅關長ノ承認ヲ受クベシ

承認申請ノ手續ニ付テハ第百二條ノ規定ヲ準用ス

第百十六條 前條ノ規定ニ依リ稅關長ノ承認ヲ受ケタル運送營業人ハ常時通關手續ノ事務ニ從事セシメントスル者ニ付書面ヲ以テ其ノ本籍、住所、氏名及生年月日ヲ所轄稅關長ニ届出ヅベシ

第百十七條 第百五條、第百十一條第一號、第二號及第四號、第百十二條並ニ第百十三條ノ規定ハ第百十五條ノ規定ニ依リ稅關長ノ承認ヲ受ケタル運送營業人ニ付之ヲ準用ス

第五章 稅關ノ休日、執務時間並ニ臨時開廳及定時間外貨物取扱

第百十八條 稅關ノ休日ハ左ノ通トス

歲首 陽曆一月一日、二日及三日

春節 陰曆正月一日ニ相當スル陽曆ノ日

萬壽節 陽曆二月六日

元宵節 陰曆正月十五日ニ相當スル陽曆ノ日

建國節 陽曆三月一日

春丁祀孔 陰曆二月上丁日ニ相當スル陽曆ノ日

訪日宣詔紀念日 陽曆五月二日

端午節 陰曆五月五日ニ相當スル陽曆ノ日

中秋節 陰曆八月十五日ニ相當スル陽曆ノ日

秋丁祀孔 陰曆八月上丁日ニ相當スル陽曆ノ日

年末 陽曆十二月三十一日

日曜日

第百十九條 稅關ノ開廳時間ハ午前九時ヨリ午後四時迄トス

第二百十條 税關ノ休日又ハ開應時間外ニ於テ貨物ノ通關手續ヲ爲サントスレ者ハ別紙第二十四號様式ニ依ル臨時開應特許申請書ヲ以テ所轄税關長ニ臨時開應特許ヲ申請スベシ

第二百十一條 臨時開應特許手数料ハ左ノ通トシ所轄税關長ニ之ヲ納付スベシ
一 午前六時ヨリ午後六時迄 開應一時間迄毎ニ 十 圓
二 午後六時ヨリ午後十二時迄 同 二十圓
三 午前零時ヨリ午前六時迄 同 三十五圓

第二百十二條 貨物ヲ保税區域ニ搬入シ、保税區域ヨリ搬出シ又ハ保税區域ニ於テ其ノ取扱ヲ爲ス場合ニ於ケル貨物取扱時間ハ左ノ通トス開港ニ於テ貨物ヲ外國貿易船ニ船積シ、外國貿易船ヨリ船卸シ若ハ外國貿易船ニ於テ其ノ取扱ヲ爲ス場合又ハ開港ニ於テ轉運外國貨物ヲ内國貿易船ニ船積シ、内國貿易船ヨリ船卸シ若ハ内國貿易船ニ於テ其ノ取扱ヲ爲ス場合ノ貨物取扱時間ニ付亦同シ

一 一月二十一日ヨリ三月五日迄 午前八時ヨリ午後六時迄

二 三月六日ヨリ五月五日迄 午前七時ヨリ午後七時迄

三 五月六日ヨリ十月八日迄 午前六時ヨリ午後七時迄

四 十月九日ヨリ十一月二十二日迄 午前七時ヨリ午後六時迄

五 十一月二十三日ヨリ一月二十日迄 午前八時ヨリ午後五時迄

税關長ハ土地ノ狀況其ノ他ノ事情ニ因リ必要アリト認ムルトキハ經濟部大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ貨物取扱時間ヲ變更スルコトヲ得

第二百十三條 貨物取扱時間外ニ於テ貨物ノ取扱ヲ爲サントスル者ハ別紙第二十五號様式ニ依ル定時間外貨物取扱特許申請書ヲ以テ所轄税關長ニ定時間外貨物取扱ノ特許ヲ申請スベシ

税關ノ休日ニ於テ貨物取扱時間内ニ前條ノ規定ニ該當スル貨物ノ取扱ヲ爲サントスル者ハ別紙第二十六號様式ニ依ル税關休日貨物取扱届書ニ通テ以テ其ノ旨ヲ所轄税關長ニ届出ヅベシ

第二百十四條 定時間外貨物取扱特許手数料ハ左ノ通トシ所轄税關長ニ之ヲ納付スベシ

- 一 午後十二時以前 貨物取扱時間二時間迄毎ニ 十圓
- 二 午前零時以後 同 十五圓

第二百二十五條 臨時開港ノ特許ヲ受ケタル者其ノ特許時間内ニ於テ當該貨物ニ付第二百二十二條ノ規定ニ該當スル取扱ヲ爲ス場合ニ於テハ定時間外貨物取扱ノ特許ヲ受クルヲ要セズ

第二百二十二條前段ニ該當スル貨物ノ取扱ニ付定時間外貨物取扱ノ特許ヲ受ケタル者當該物品ヲ船舶ニ船積スル場合又ハ同條後段ニ該當スル貨物ノ取扱ニ付定時間外貨物取扱ノ特許ヲ受ケタル者當該貨物ヲ保税區域ニ搬入スル場合ニ於テハ定時間外貨物取扱ノ特許ヲ受クルヲ要セズ

第二百二十六條 第二百二十三條ノ規定ハ税關驛又ハ通關場ニ於テ通關手續ヲ爲サザル内國貨物ノ取扱ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セズ

第二百二十條及第二百二十三條ノ規定ハ航空機ニ依ル貨物ニ關スル場合ニハ之ヲ適用セズ

第二百二十七條 第二百二十二條ノ規定ハ災害其ノ他ノ抗拒スベカラザル事由ニ因

リ貨物ノ取扱ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セズ但シ貨物ノ取扱ヲ爲ス者ハ其ノ事由ヲ所轄税關長ニ説明スルコトヲ要ス

税關長ハ特殊ノ事由アル貨物ニシテ取締上支障ナシト認めラルルモノニ關スル場合ハ第二百二十條又ハ第二百二十三條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第二百二十八條 税關長ハ土地ノ狀況其ノ他ノ事情ニ因リ必要アリト認めムルトキハ經濟部大臣ノ認可ヲ受ケ第二百二十一條又ハ第二百二十四條ニ規定スル特許手數料ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

第六章 雜 則

第二百二十九條 關稅法又ハ本令ニ基ク處分其ノ他ノ事項ニ關シ税關ノ證明書又ハ統計表ノ下付ヲ受ケントスル者ハ所轄税關長ニ下付手數料ヲ納付スベシ

下付手數料ハ證明書又ハ統計表一葉毎ニ五角トス
 第三十條 關稅法又ハ本令ノ規定ニ依リ税關長ニ提出スル書面ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外提出人ノ住所又ハ居所及提出年月日ヲ記載シ提出人ニ記名捺印スベシ

第三百三十一條 關稅法又ハ本令ノ規定ニ依リ稅關長ニ提出スベキ書面ハ其ノ地ニ稅關分關若ハ稅關分カードキ又ハ稅關官吏駐在スルトキハ其ノ分關、分カード又ハ官吏ニ之ヲ差出スベシ

附 則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 大同二年財政部令第二十二號暫行貿易民船取締規則、康德二年財政部令第三十六號稅關ノ休日、執務時間竝ニ臨時開應及定時間外貨物取扱ノ特許ニ關スル件、康德三年財政部令第六號稅關申告書及報告書書式ニ關スル件、康德三年財政部令第三十六號保稅法施行規則、康德三年財政部令第四十一號通關代辦人法施行規則ハ之ヲ廢止ス

別紙第一號樣式

搬入検査申請書

搬入許可書番號		搬入年月日	年月日	出出地	廠置場所	申請年月日		年月日
記號及番號	包裝ノ種類及箇數	品	名	稅表番號	稅率	數	字	單位
1								
2								
3								
4								
備考								
申請人住所氏名印								
添附書類		通	通					

備考 用紙ノ寸法ハ縱ニ二十五種五類、横三十六種トス

貨物藏(※)検査申置場所請日附印 (※)鑑査著手 日午後 輸入申告書 (※)受付日附印 (※)申告番號

(※)鑑査終了 日午後 (税關經由) (申告人記號)

專用書函號

運種	國籍及種類	船荷證券又ハ搬入書類 第 號	仕出地 國外 中繼地	申告年月日 年 月 日	氏名 住所	荷受人 住所	税關名		
關	名稱又ハ番號	運送通知書 第 號	仕向地	申告人 住所	荷送人				
記號及番號	包裝ノ種類及筒數	生産地又ハ製造地	品名	(※)課税別符號	(※)税表番號及統計符號 税番 符號	(※)税率	(※)數量 數字 單位	價格	(※)稅額
								國幣圓	國幣圓
總筒數			(※)					稅額計	
								調定年月日	年 月 日
								稅務科	鑑査科
									監視科

添附書類 通 通

備考

一 用紙及輪廓ノ寸法、紙質、地色、印刷色合

二 申告書ハ三通(正本一通、副本二通)ヲ提出スルモノトス

(申告上ノ注意)

一 帆再(※)印ヲ關シタル箇所ニハ記入スベカラズ

二 帆再(※)印ヲ關シタル箇所ニハ記入スルコトヲ得

三 帆再(※)印ヲ關シタル箇所ニハ記入スルコトヲ得

四 帆再(※)印ヲ關シタル箇所ニハ記入スルコトヲ得

検査立會人認印

別紙第十號様式

貨物藏置場所 (※)受付日附印

積戻申告書

専用書函番 號..... (※)申告番 號..... (申告人記號)

運輸機關	國籍及種類 名稱ハ番號	船荷證券事項		仕保區	出稅域	仕向地	申告年月日		荷送人	稅關名
		番 號	船 名				年 月 日	年 月 日		
船積指圖書番號	搬入書類番號	記號及番號	包裝ノ種類及筒數	生産地又ハ製造地	品 名	(※)稅表番號及統計符號		(※)數 量		價 格
						稅 番 符 號	稅 番 符 號	數 字	單 位	
1										
2										
3										
4										
總筒數										

別紙第十一號様式

備考

一 用紙及輪廓ノ寸法、紙質、地色、印刷色合
 二 申告書ハ三通(正本一通、副本二通)ヲ提出スルモノトス

(申告上ノ注意)

(※)印ヲ附シタル箇所ニハ記入スベカラズ
 申告人記號ハ欄外餘白ニ表示スルコトヲ得

貨物藏置場所 (※)受付日附印

轉運申告書

(※)申告番號

(※)擔保番號

(申告人記號)

專用書函番號

備考
 一 用紙及輪廓ノ寸法、紙質、地色、印刷色合ハ積戻申告書ニ同ジ
 二 申告書ハ三通(正本一通、副本二通)ヲ提出スルモノトス
 (申告上ノ注意)
 一 (※)印ヲ附シタル箇所ニハ記入スベカラズ
 二 申告人記號ハ欄外餘白ニ表示スルコトヲ得

原積載船舶		積載スペース船舶	仕向港	荷送人	申告年月日 年 月 日		税關名
國籍	資格				申	氏名	申告人印
船名			(※)運送自年月日 期間至年月日	荷受人	告		
入出港年月日	年月日	年月日			人	住所	
搬入書類番號	船積指圖書番號	記號及種類及包裝ノ種類及筒數	品名	内外國物品ノ區別	數量	價格	擔保(※)事項
					數字 單位	國幣圓	稅表番號及統計符號 稅番 符號 稅率 擔保額 國幣圓
總筒數		(※)			擔保額合計		
					擔保提供年月日		年月日
					擔保解除年月日		年月日
					稅務科	鑑查科	監視科

別紙第十四號様式

貨物藏置場所

外國經由運送申告書

(※)受付日附印

(※)申告
番 號

(※)擔保
番 號

(申告人記號)

專用書函
番 號

運輸機關	國籍及種類	仕出保稅區	荷送人	申告年月日			稅關名			
	名稱又ハ番號	仕向保稅區		年	月	日				
備考	經由地	經由地	荷受人	申告人	氏名	住所	申告人印			
搬入書類番號	船積指圖書番號	記號及番號	包裝ノ種類及筒數	品名	數量		價格	擔保(※)事項		
					數字	單位		稅表番號及統計符號	稅率	擔保額
								稅番	符號	國幣圓
1										
2										
3										
4										
總筒數			(※)				擔保額合計			
								擔保提供年月日	年 月 日	
								擔保解除年月日	年 月 日	
								稅務科	鑑查科	監視科
				施封狀態						
				運送期間	自 年 月 日					
					至 年 月 日					

別紙第十五號様式

備考

(申告上ノ注意)

一 (※)印ヲ附シタル箇所ニハ記入スベカラズ

二 申告人記號ハ欄外餘白ニ表示スルコトヲ得

一 用紙及輪廓ノ寸法、紙質、印刷色合ハ積戻申告書ニ同シ

二 地色ハ正本副本共ニ白トス

三 申告書ハ三通(正本一通、副本二通)ヲ提出スルモノトス

資格變更承認申請書

申請日	年 月 日	船 種	番 號	船 主 所 長 籍 數	船 籍 港	船 名 捺 印 長
船 國		船 住 船 國		總 噸 數	現 實 格	
船 氏 船 氏		船 住 船 國		總 噸 數	現 實 格	
船 氏 船 氏		船 住 船 國		總 噸 數	現 實 格	
船 氏 船 氏		船 住 船 國		總 噸 數	現 實 格	
船 氏 船 氏		船 住 船 國		總 噸 數	現 實 格	

備考 用紙ノ寸法ハ縱二十五厘五耗、横三十六厘トス

資格變更承認書

承認日	年 月 日	船 種	番 號	船 主 所 長 籍 數	船 籍 港	「何」税 關
船 國		船 住 船 國		總 噸 數	現 實 格	
船 氏 船 氏		船 住 船 國		總 噸 數	現 實 格	
船 氏 船 氏		船 住 船 國		總 噸 數	現 實 格	
船 氏 船 氏		船 住 船 國		總 噸 數	現 實 格	
船 氏 船 氏		船 住 船 國		總 噸 數	現 實 格	

別紙第十六號様式

出港許可申請書

番號

船名	船種	船國	純噸	出港預定日時	仕向港		當港乘船客數	當港積荷種類及量	船長記名捺印	國籍	申請年月日
					最終	最初	一、二等				
					最	最	其ノ他				
					初	初					

備考用紙ノ寸法ハ縦二十五糎五耗、横三十六糎トス

出港許可書

番號

船名	船種	船國	仕向港	船長氏名	許可年月日
			最終	最	
			初	初	

「何」税關

別紙第十九號様式

別紙第二十號様式

第 號	船舶ノ種類		總積量	乘組人員	右登錄ノ了シ帆船往來掛號簿ノ交付ニ 關シテ 康德 年 月 日
	船名	船舶國籍			
船舶所有者(氏名、住所)		船長(氏名、住所)		「何」税關	
(年勤)					

第 號	帆船往來掛號簿	「何」税關發給
-----	---------	---------

番號.....		積出港	
積載貨物	品名	積出地官署	到著地官署
	數量	出港年月日 年月日	入港年月日 年月日
查證事項	積出地官署 到著地官署		
資格變更事項	承認年月日 年月日	變更資格	
記事			
番號.....			
積載貨物	品名	積出港	
	數量	積出地官署	到著地官署
查證事項	出港年月日 年月日 入港年月日 年月日		
資格變更事項	承認年月日 年月日	變更資格	
記事			

備考
 二一 用紙ノ寸法
 縦二十五種五種、横十八種
 用紙ニシテ一冊綴ト爲シ之ニ保存ニ便スル爲厚紙ノ表紙ヲ附ス用紙ノ紙質ハ適宜トス
 但シ洋紙ニ兩面印刷トスルコト

別紙第二十一號様式

第 號	車 輛 出 入 簿	第 號
「何」税 關 發 給		

種類及型式	機關ノ型式、馬力及番號	積載量又ハ乘客定員數	第 號
記號及番號	價 格	運 行 經 路	
所有者氏名、住所			

康徳 年 月 日 「何」税 關
 (注意) 本簿ハ國境出入ノ都度必ズ之ヲ税關官吏ニ提示スベシ

第 號	出 入 確 認 書	第 號	第 號	第 號	第 號
年 月 日	出 入	年 月 日	出 入	年 月 日	出 入
			屈人氏名印		出 入 又 ハ 出 入 預 定

備 考
 二 用紙ノ寸法 縦九種 横二十五種五種トス
 用紙ニシテ一冊綴ト爲シ之ニ保存ニ便スル爲厚紙ノ表紙ヲ附ス
 川 區 川

著陸報告書

別紙第二十二號様式

1	國籍	種類	型式	登録記號					
2	積載力	人員 貨物	乘組員 名	名					
3	旅客及貨物	旅客著 貨物著	名・通過 箇・通過	名・計 箇・計					
4	仕出地	最初	最終						
5	著陸年月日時								
6	航空ノ目的								
7	機用品	品名	數量	價格	備考				
8	旅客攜帶品	氏名	攜帶品 箇數	價格	職業	國籍	乘込地	著陸地	
9	積載貨物	仕出地	仕向地	記號及番	包裝種類 及箇數	品名	數量	荷受人	備考
10	機長記名捺印								

備考用紙ノ寸法ハ縦三六種、横二五種五耗トス

離陸許可申請書

番號

申請年月日	籍號	種類	型式	力員	物地	時	的
登載記號	種類	型式	力員	物地	時	的	
積載	積載	積載	積載	積載	積載	積載	積載
乘旅	乘旅	乘旅	乘旅	乘旅	乘旅	乘旅	乘旅
仕離	仕離	仕離	仕離	仕離	仕離	仕離	仕離
航空ノ目的	航空ノ目的	航空ノ目的	航空ノ目的	航空ノ目的	航空ノ目的	航空ノ目的	航空ノ目的
機長記名捺印	機長記名捺印	機長記名捺印	機長記名捺印	機長記名捺印	機長記名捺印	機長記名捺印	機長記名捺印

備考用紙ノ寸法ハ縦二五種五耗、横三十六種トス

離陸許可申請書

番號

許可年月日	籍號	種類	型式	力員	物地	時	的
登載記號	種類	型式	力員	物地	時	的	
積載	積載	積載	積載	積載	積載	積載	積載
乘旅	乘旅	乘旅	乘旅	乘旅	乘旅	乘旅	乘旅
仕離	仕離	仕離	仕離	仕離	仕離	仕離	仕離
航空ノ目的	航空ノ目的	航空ノ目的	航空ノ目的	航空ノ目的	航空ノ目的	航空ノ目的	航空ノ目的
機長記名捺印	機長記名捺印	機長記名捺印	機長記名捺印	機長記名捺印	機長記名捺印	機長記名捺印	機長記名捺印

別紙第二十三號様式

「何」税關

11区長

番 號

臨時開港特許書

康德 年 月 日 税關

番 號

臨時開港特許申請書

康德 年 月 日

別紙第二十四號様式

申請ノ事由		申請人ノ姓名	
臨時開港ノ期	自 月 日 午前 時 至 月 日 午後 時	貨物藏置場所ノ名稱	
		特手數料許額	圓

申請ノ事由		申請人ノ捺印		收 入 附 紙 欄
臨時開港ノ期	自 月 日 午前 時 至 月 日 午後 時	貨物藏置場所ノ名稱		貼 附 日
		特手數料許額	圓	年 月 日
		申請人ノ捺印		調 年 月 日

(注意) 申請事由欄ニハ臨時開港中ニ爲スベキ事項及臨時開港ヲ必要トスル事由ヲ記載スベシ

備考用紙(申請書及特許書共)ノ寸法ハ縦二十一釐、横二十二釐トス

番 號

定時間外貨物取扱特許書

康德 年 月 日 税關

番 號

定時間外貨物取扱特許申請書

康德 年 月 日

別紙第二十五號様式

申請ノ事由		申請人ノ姓名	
船舶ノ國籍種類及名稱		貨物ノ種類及數量許額	圓
車輛ノ種類及貨物藏置場所ノ名稱		特手數料許額	
定時間外貨物取扱ノ期間	自 月 日 午前 時 至 月 日 午後 時	申請人ノ姓名	

申請ノ事由		申請人ノ捺印		收 入 附 紙 欄
船舶ノ國籍種類及名稱		貨物ノ種類及數量許額	圓	貼 附 日
車輛ノ種類及貨物藏置場所ノ名稱		特手數料許額		年 月 日
定時間外貨物取扱ノ期間	自 月 日 午前 時 至 月 日 午後 時	申請人ノ捺印		調 年 月 日

(注意) 申請ノ事由欄ニハ定時間外ニ於テ爲スベキ貨物取扱ノ種類(船舶又ハ車輛ニ積卸、保税區域搬入、搬出、其ノ他取扱ノ區分)ヲ記載スベシ

備考用紙ノ寸法ハ第二十四號様式ニ同シ

11區長

別紙第二十六號様式

船舶ノ國籍、種類及名稱	
車輛ノ種類及番號	
貨物藏置場所ノ名稱	
稅關休日(貨物取扱時間内)中貨物取扱ノ期間	自 月 日 午後 時 至 月 日 午後 時
貨物取扱ノ種類	
貨物ノ種類及數量	
届出年月日.....	
届出人住所 氏名捺印.....	

備考 用紙ノ寸法ハ縦二十一釐、横十四釐入耗トス

●關稅法第二十八條第一號ノ施行ニ關スル件 (康德四年十二月二十五日 經濟部令第六十四號)

第一條 關稅法第二十八條第一號ニ依リ關稅ノ徵收ヲ免除セララルル軍用品ハ別

表第一號乃至第三號ノ通トス

第二條 前條ノ規定ニ該當スル物品ニ付關稅ノ徵收免除ヲ受ケントスル者ハ輸
出申告又ハ輸入申告ノ際治安部大臣ノ作成ニ係ル軍用品證明書ヲ所轄稅關長
ニ提出スベシ

附 則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表) 第一號

陸軍用兵器

一 銃砲及刀劍ノ部

イ 各種小銃

ロ 各種機關銃

- ハ 各種拳銃
- ニ 各種火炮
- ホ 擲彈筒
- ヘ 機關銃器具箱及收入品
- ト 火炮器具箱及收入品
- チ 各種刀劍
- リ 以上各種ノ附屬品、部分品及半成品
- 二 彈藥ノ部
 - イ 各種銃砲用彈藥及空包（各種擬製彈ヲ含ム）
 - ロ 各種火藥及爆藥
 - ハ 各種藥莢、信管、雷管、爆管及門管
 - ニ 各種彈藥車及彈藥箱
 - ホ 騎兵及工兵用火具（一定ノ鐘ニ裝置シタル特殊爆藥速燃導火索、ピツクフオール、雷管及門線等）

三 特殊兵器ノ部

- ヘ 照明彈、發煙彈、燒夷彈、特殊氣液彈及火箭
- ト 以上各種ノ部分品及半成品
- イ 軍用航空機（飛行機、飛行船、氣球）
- ロ 軍用特殊車輪（戰車、軍用自動貨車、軍用牽引車、鳩車、炊爨車、野戰治病衛生用特殊車）
- ハ 軍用特殊鐵道機關車及鐵道車
- ニ 軍用特殊軌匡（迅速ニ敷設スル爲軌條ニ枕板及接續具ヲ附シ梯形ニ構成シタルモノ等）
- ホ 軍用通信機器及通信機材（軍用無線電信機及無線電話機、回光通信機、發火信號燈ヲ含ム）
- ヘ 軍用測量器
- ト 軍用觀測器
- チ 軍用特殊眼鏡（普通ノ雙眼鏡ヲ除ク）

- リ 軍用土工器
- ヌ 軍用原動力機（軍用發動機、軍用發電機、砲及砲塔操縱用各種原動力機、軍用電池）
- ル 軍用照明器（探照燈ヲ含ム）
- ヲ 軍用發火機
- ワ 軍用鐵舟、軍用操舟機、分解式鐵橋、架柱及軍用指揮艇
- カ 軍用鳩用機械器具
- ヨ 化學兵器（瓦斯發生車、瓦斯罐車、瓦斯防禦用覆面等）
- タ 軍用乘輓駄馬具
- レ 軍用喇叭
- ソ 鐵兜
- ツ 野戰用特殊醫療機械器具
- ネ 以上各種ノ附屬品、部分品及半成品
- 四 各種兵器製造及修理用機械器具

- イ 各種兵器製造機械器具
 - ロ 各種兵器修理用器具（鞍工具、木工具、鐵工具、電工具、火工具、銃口蓋修正器、彈鎖子修正器等）
 - ハ 以上各種ノ附屬品、部分品及半成品
 （備考）甲 半成品トハ特種ノ形狀ニ切斷若ハ形成シタルモノニシテ一見其ノ半成品ト認メ得ベキモノヲ謂ヒ部分品トハ主品若ハ其ノ附屬品ヲ構成スベキ各箇ノ既成品ヲ謂フ
 乙 一ノ中附屬品ニハ兵器檢査用具（藥室、檢査鏡、銃口檢査器及小銃視視臺等）、兵器手入用具（洗矢、洗矢用補助管及洗頭等）及兵器格納用具（格納用銃口蓋、各種銃架、刀劍架及格納箱等）ヲ含ム
- （別表）第二號
- 海軍用兵器
- 一 銃砲、彈藥及刀劍ノ部
 - イ 砲身
 - ロ 砲架

- ハ 砲塔
- ニ 砲楯
- ホ 小銃、拳銃、機銃
- ヘ 砲銃彈
- ト 藥莢、裝藥
- チ 軍用火工品類（火管、信管、雷管、火箭等）
- リ 各種刀劍
- ヌ 以上各種ノ附屬品、部分品及半成品
- 二 水雷ノ部
 - イ 水雷
 - ロ 發射管、發射機及落射機
 - ハ 機雷敷設裝置
 - ニ 以上各種ノ附屬品、部分品及半成品
- 三 航空機ノ部

- イ 軍用航空機（飛行機、航空船、氣球）
- ロ 航空機用投下裝置
- ハ 航空機用特種寫真機（フィルムヲ含マズ）
- ニ 航空機用布類
- ホ 航空機用水素發生裝置
- ヘ 航空機用計器類
- ト 以上各種ノ附屬品、部分品及半成品
- 四 特殊兵器ノ部
 - イ 掃海要具
 - ロ 探海要具
 - ハ 探海燈及同電極用炭素棒
 - ニ 電氣的諸通信機（高聲電話機、無線電話機、無線電信機、水中信號機、電氣信號機、砲火及水雷指揮通信裝置、艦隊運動ニ要スル艦橋ト艦内主要部ニ必要ナル各種電氣通信裝置、電氣號令機等）

- ホ 轉輪羅減儀
 - ヘ 潛望鏡、深度計、傾斜計及潛入自記計（潛水艇用）
 - ト 艦底測程儀
 - チ 水雷防禦網
 - リ 喇叭
 - ヌ 千里鏡
 - ル 特種氣液發射機及同附屬特種氣液製造取扱機械器具
 - ヲ 化學兵器類
 - ワ 航跡自畫器
 - カ 電動測深儀
 - コ 以上各種ノ附屬品、部分品及半成品
- 五 補助兵器ノ部
- イ 揚彈藥機
 - ロ 火藥庫檢溫用電氣寒暖計及特殊寒暖計

- ハ 砲塔加熱及冷却用電氣加熱器及電動送風機
- ニ 砲塔危險用通報裝置
- ホ 距離測程儀
- ヘ 照準器及同器用望遠鏡
- ト 測壓器及測壓銅柱
- チ 砲發射用水準器
- リ 砲操縱用整動機
- ヌ 藥罐
- ル 彈著觀測鏡
- ヲ 稜鏡雙眼鏡（測距儀用又ハ哨兵用ノモノ）
- ワ 水雷裝填及運搬用特種要具
- カ 水雷及同發射機用諸試驗器具但シ軍艦特用ノモノニ限ル（氣壓器、指壓器、電池、電鎗、秒時計、魚雷航跡檢測器、馬力測定器、魚雷及發射管內筒、速力檢測器、水雷用檢查器具、深度計、傾度計、噴霧器、縱舵機、

横舵機及調和機用試験器具等)

二五八

- ヨ 水雷發射用方位盤
- タ 電氣計測器及配電盤
- レ 電氣管制器、電氣自動切斷器及兵器ト電氣原動機トヲ聯絡スベキ電路ニ要スル諸器具
- ソ 兵器操縦用原動力機(發電機、電動機、電動發電機、蓄電器又ハ二次電池、水壓機、氣蓄機及同附屬ノ空氣壓搾唧筒等)
- ツ 裝氣柱及壓搾空氣諸管(兵器ト氣蓄機トヲ聯絡スルモノ)
- ネ 水壓諸管(兵器ト水壓機トヲ聯絡スルモノ)
- ナ 電纜(兵器ト電氣原動力機トヲ聯絡スルモノ)
- ラ 瓦斯防禦用具(マスク、防禦衣、酸素呼吸器、集團防禦要具、化學兵器防禦用ノ檢知器、濾過用藥品、消毒器、消毒用藥品、換氣裝置及酸素補給裝置)
- ム 鐵兜

ウ 以上各種ノ附屬品、部分品及半成品

(備考) 半成品トハ特種ノ形狀ニ切斷若ハ形成シタルモノニシテ一見兵器ノ半成品ト認メ得ベキモノヲ謂ヒ部分品トハ主品若ハ其ノ附屬品ヲ構成スベキ各箇ノ既成品ヲ謂フ

(別表) 第三號

海軍用船體及機關

一 船體ノ部

- イ 艦船建造用特種鋼材
- ロ 以上ノ附屬品、部分品及半成品
- ハ 前二號以外ノ船體ニ裝備スベキ物品但シ當該艦船體ノ構成部分トシテ船體ニ固著セシメラルルモノニ限ル

二 主機械ノ部

- イ 主機械本體
- ロ 軸承、推進器及其ノ關聯裝置

二五九

- ハ 復水装置及其ノ關聯装置
- ニ 以上各種ノ附屬品、部分品及半成品
- 三 罐ノ部
 - イ 罐本體
 - ロ 罐附屬物
 - ハ 重油噴燃装置
 - ニ 以上各種ノ附屬品、部分品及半成品
- 四 補助機械ノ部
 - イ 舵取機械及其ノ關聯装置
 - ロ 揚錨機械及其ノ關聯装置
 - ハ 消防機械及其ノ關聯装置
 - ニ 製氷機械及其ノ關聯装置
 - ホ 送風機械及其ノ關聯装置
 - ヘ 排氣機械及其ノ關聯装置

- ト 造水装置
 - チ 捲揚機械及其ノ關聯装置
 - リ 灰揚機械、灰捨機械及其ノ關聯装置
 - ヌ 昇降機及其ノ關聯装置
 - ル 排水機械及其ノ關聯装置
 - ヲ 送水唧筒機械及其ノ關聯装置
 - ワ 抽氣唧筒機械及其ノ關聯装置
 - カ 循滑油唧筒機械及其ノ關聯装置
 - ヨ 給水機械及其ノ關聯装置
 - タ 掃除機械及其ノ關聯装置
 - レ 噴燃用重油唧筒機械及其ノ關聯装置
 - ソ 重油積込用唧筒機械及其ノ關聯装置
 - ツ 以上各種ノ附屬品、部分品及半成品
- 五 管辨及嘴等ノ部

- イ 蒸氣管、排出管及疏水管系
 - ロ 給水管、吸入管及吐出管系
 - ハ 空氣管系
 - ニ 油管系
 - ホ 分離器
 - ヘ 以上各種ノ附屬品、部分品及半成品
- 六 雜ノ部
- イ 給水加熱器、給水濾器及其ノ關聯裝置
 - ロ 油冷却器、油濾器、重油加熱器及其ノ關聯裝置
 - ハ 消音器
 - ニ 通信器及其ノ關聯裝置
 - ホ 馬力計測器一式
 - ヘ 煙筒、煙路及其ノ關聯裝置
 - ト 以上各種ノ附屬品、部分品及半成品

(備考) 半成品トハ特種ノ形狀ニ切斷若ハ形成シタルモノニシテ一見其ノ半成品ト認メ得ベキモノヲ謂ヒ部分品トハ主品若ハ其ノ附屬品ヲ構成スベキ各箇ノ既成品ヲ謂フ

●關稅法第二十八條第二號ノ施行ニ關スル件 (康德四年十二月二十五日) (經濟部令第六十五號)

- 第一條 關稅法第二十八條第二號ニ依リ關稅ノ徵收ヲ免除セララルル運輸機關ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限ル
- 一 旅行者又ハ物品ヲ運搬スル爲常時國境ヲ出入スル運輸機關
 - 二 旅行者又ハ物品ヲ運搬スル爲輸出セラレ稅關長ノ相當ト認ムル期間内ニ再ビ輸入セララルル運輸機關
 - 三 旅行者又ハ物品ヲ運搬スル爲輸入セラレ稅關長ノ相當ト認ムル期間内ニ再ビ輸出セララルル運輸機關
- 第二條 前條第一號ニ該當スル鐵道車輛又ハ航空機ニ付關稅ノ徵收免除ヲ受ケントスル者ハ豫メ左ノ事項ヲ記載シタル書面ニ通テ以テ所轄稅關長ニ其ノ旨

ヲ申請シ其ノ承認ヲ受クベシ

- 一 種類及型式
- 二 記號及番號
- 三 機關ノ型式、馬力及番號
- 四 價格

第三條

第一條第一號ニ該當スル運輸機關ニシテ鐵道車輛又ハ航空機ニ非ザルモノニ付關稅ノ徵收免除ヲ受ケントスル者ハ豫メ左ノ事項ヲ記載シタル書面ニ通ヲ以テ所轄稅關長ニ其ノ旨ヲ申請シ其ノ承認ヲ受クベシ

- 一 種類及型式
- 二 記號及番號
- 三 機關ノ型式、馬力及番號
- 四 價格
- 五 積載量又ハ乘客定員數
- 六 運行經路

第四條

關稅法第一百五條第二號但書ニ依ル承認ヲ受ケタル車輛及航空機ニ付テハ前二條ノ規定ニ依ル承認アリタルモノト看做ス

第五條

第一條第二號又ハ第三號ニ該當スル運輸機關ニ付關稅ノ徵收免除ヲ受ケントスル者ハ輸出申告又ハ輸入申告ノ際左ノ事項ヲ記載シタル書面ニ通ヲ以テ所轄稅關長ニ其ノ旨ヲ申請シ其ノ承認ヲ受クベシ

- 一 第三條第一號乃至第五號ニ該當スル事項
 - 二 所有者ノ氏名及住所
 - 三 輸出又ハ輸入ノ目的
 - 四 再輸入又ハ再輸出ニ付通關手續ヲ爲スベキ稅關名及其ノ豫定年月日
- 第六條 前條ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケ輸出又ハ輸入シタル運輸機關ヲ再ビ輸入又ハ輸出セントスル者ハ其ノ手續ノ際所轄稅關長ニ右ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ證明スベシ

第七條 稅關長ハ第三條又ハ第五條ノ規定ニ依リ承認ヲ爲ス際當該運輸機關ノ關稅ノ擔保トシテ金錢ヲ提供セシムルコトヲ得

附 則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二六六

●關稅法第二十八條第三號ノ施行ニ關スル件(康德四年十二月二十五日 經濟部令第六十六號)

第一條 關稅法第二十八條第三號ニ依リ關稅ノ徵收ヲ免除セラルル材料品ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限ル

- 一 國境河川ニ架設セラルル公道橋ノ建設又ハ修理用材料品
- 二 國境河川ニ架設セラルル鐵道橋ノ建設又ハ修理用材料品
- 三 國境河川ニ建設セラルル堰堤ノ建設又ハ修理用材料品

第二條 前條ノ規定ニ該當スル建造物ノ建設又ハ修理ノ工事ヲ爲ス爲其ノ材料品ニ付關稅徵收ノ免除ヲ受ケントスル者ハ豫メ左ノ事項ヲ記載シタル申請書三通ニ各工事ノ計畫書、設計書及關係圖面竝ニ内外國物品別使用材料明細書ヲ添附シテ之ヲ所轄稅關長ニ提出シ其ノ承認ヲ受クベシ

- 一 工事ノ名稱

二 工事場ノ位置

三 工事ノ目的タル建造物ノ種類

四 工事期間

五 工事施行者

第三條 前條ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタル材料品ヲ輸出又ハ輸入セントスル者ハ輸出又ハ輸入ノ際當該稅關官吏ニ右ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ證明スベシ

附 則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●關稅法第二十八條第四號ノ施行ニ關スル件(康德四年十二月二十五日 經濟部令第六十七號)

第一條 關稅法第二十八條第四號ニ依リ關稅ノ徵收ヲ免除セラルル輸入物品ノ容器ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニシテ輸入ノ日ヨリ六月以内ニ再ビ輸出セラルルモノニ限ル

二六七

- 一 壓搾瓦斯ヲ填充セル金屬製容器
- 二 麥酒ヲ填充セル金屬製容器
- 三 油類ヲ填充セル金屬製容器

第二條 前條ノ規定ニ該當スル容器ニ付輸入税ノ徵收免除ヲ受ケントスル者ハ輸入申告ノ際左ノ事項ヲ記載シタル書面ニ通テ以テ其ノ旨ヲ所轄税關長ニ申請シ其ノ承認ヲ受クベシ

- 一 容器ノ種類及容量
- 二 記號及番號
- 三 箇數
- 四 價格
- 五 再輸出ニ付通關手續ヲ爲スベキ税關名

第三條 前條ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケ輸入シタル容器ヲ再ビ輸出セントスル者ハ當該徵收免除承認書及輸入認許書又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ以テ其ノ手續ヲ爲ス税關ニ右ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ證明スベシ

第四條 税關長ハ第一條ノ規定ニ依リ承認ヲ爲ス際當該容器ノ輸入税ノ擔保ト

シテ金錢ヲ提供又ハ供託セシムルコトヲ得

附 則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●關稅法第二十八條第五號ノ施行ニ關スル件 (康德四年十二月二十五日 經濟部令第六十八號)

第一條 關稅法第二十八條第五號ニ依リ關稅ノ徵收ヲ免除セララルル物品ハ左ノ

各號ノ一ニ該當スルモノニシテ税關長ニ於テ相當ト認メタルモノニ限ル

- 一 贈答品
- 二 家族ヨリ家族ニ送付スル物品
- 第二條 前條ノ規定ニ該當スル物品ニ付關稅ノ徵收免除ヲ受ケントスル者ハ輸出又ハ輸入ノ際所轄税關長ニ前條ノ規定ニ該當スル物品ナルコトヲ疏明スベシ

附 則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二七〇

●關稅法第二十八條第六號ノ施行ニ關スル件(康徳四年十二月二十五日)
(經濟部令第六十九號)

- 第一條 關稅法第二十八條第六號ニ依リ輸入税ノ徵收ヲ免除セララルル發明又ハ意匠ノ雛形又ハ見本及商標ノ印版ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限ル
- 一 特許發明法第八十七條及同法施行規則第十四條並ニ意匠法第二十七條及同法施行規則第七條ノ規定ニ依リ出願手續代理人ニ於テ外國在住ノ特許出願者又ハ意匠登錄出願者ヨリ取寄セ特許發明局ニ提出スル爲輸入スル發明又ハ意匠ノ雛形又ハ見本但シ輸入ノ日ヨリ六月以内ニ再ビ輸出シ又ハ特許發明局ニ還付ノ請求ヲ爲サザルモノニ限ル
- 二 商標法第二十三條及同法施行細則第三十八條第一項ノ規定ニ依リ出願手續代理人ニ於テ外國在住ノ登録出願人ヨリ取寄セ特許發明局ニ提出スル爲輸入スル商標印版但シ輸入ノ日ヨリ六月以内ニ再ビ輸出シ又ハ特許發明局ニ還付ノ請求ヲ爲サザルモノニ限ル

第二條 前條ノ規定ニ該當スル物品ニ付輸入税ノ徵收免除ヲ受ケントスル者ハ其ノ種類、名稱、箇數、價格、製作地及仕出地並ニ出願人ノ氏名、住所ヲ記載シタル書面二通ニ各特許發明局長ノ雛形、見本又ハ印版ノ差出指令書並ニ出願手續代理人タルコトヲ證スベキ書類ヲ添附シテ之ヲ所轄稅關長ニ提出シ其ノ承認ヲ受クベシ

第三條 前條ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケ輸入シタル物品ヲ再ビ輸出セントスル者ハ輸出ノ際所轄稅關長ニ右ノ承認ヲ受ケタルモノナルコトヲ證明スベシ

第四條 第二條ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル物品ヲ特許發明局ニ提出シ還付ノ請求ヲ爲サザルトキハ出願手續代理人ハ右ノ承認ヲ爲シタル稅關長ニ其ノ旨ヲ證明スベシ

第五條 稅關長ハ第二條ノ規定ニ依リ承認ヲ爲ス際當該物品ノ輸入税ノ擔保トシテ金錢ヲ提供又ハ供託セシムルコトヲ得

附 則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二七一

●關稅法第二十九條第一號ノ施行ニ關スル件 (康徳四年十二月二十五日) (經濟部令第七十號)

第一條 關稅法第二十九條第一號ニ依リ輸入税ノ徵收ヲ免除セラレル國有鐵道用品ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限ル

一 軌道關係材料ノ中軌條、轉轍器、轍叉、轉車臺、信號器、聯動機、枕木、橋桁及各其ノ附屬品

二 電氣關係材料ノ中電線、電柱、碍子、有線電信電話器、無線電信電話器、閉塞器及各其ノ附屬品

三 輪轉關係材料ノ中機關車、貨車、客車、動車(ガソリン・カー)、電動車(モーター・カー)、ハンド・カー、トロリー、給水柱(ウオター・クレイン)(コンクリート製ノモノヲ除ク)及各其ノ部分品並ニ修理用器具

第二條 前條ノ規定ニ該當スル物品ニ付輸入税ノ徵收免除ヲ受ケントスルトキハ輸入手續ヲ爲ス者ハ南滿洲鐵道株式會社ノ作成ニ係ル國有鐵道用品免稅申請書ヲ以テ所轄稅關長ニ其ノ旨ヲ申請スベシ

第三條 國有鐵道用品免稅申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 品名
- 二 箇數及數量
- 三 價格
- 四 製產地又ハ仕出地
- 五 製作者
- 六 使用豫定場所及用途

附 則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●關稅法第二十九條第二號ノ施行ニ關スル件 (康徳四年十二月二十五日) (經濟部令第七十一號)

第一條 關稅法第二十九條第二號ニ依リ輸入税ノ徵收ヲ免除セラレル物品ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル產業ノ基礎設備用品ニシテ經濟部大臣ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

- 一 航空機製造業
- 二 石炭油化工業
- 三 頁岩油化工業
- 四 製鐵業
- 五 輕金屬精鍊業
- 六 金精鍊業
- 七 採金業
- 八 炭礦業
- 九 水力發電業

第二條 前條ノ規定ニ依リ經濟部大臣ノ承認ヲ受ケントスルトキハ當該産業ヲ營ム者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ

- 一 産業ノ種類
- 二 申請人ノ氏名及住所（申請人法人ナルトキハ其ノ名稱及事務所ノ所在地並ニ代表者ノ氏名及住所）

- 三 基礎設備用品ヲ設備スベキ工場、作業場等ノ名稱及位置
- 四 基礎設備用品ノ品名、數量、價格、製造者、製產地及供給者
- 五 輸入手續ヲ爲スベキ税關名
- 六 輸入豫定時期

第三條 前條ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

- 一 基礎設備用品ヲ設備スベキ工場、作業場等ニ關スル包括説明書
 - 二 基礎設備用品ノ性能、使用方法及設備箇所ニ關スル説明書
 - 三 事業計畫書
 - 四 申請人法人ナルトキハ其ノ登記謄本及定款ノ謄本
- 前項第一號及第二號ノ説明書ニハ圖面、寫眞、型錄、仕様書其ノ他必要ナル圖書ヲ添附スルコトヲ要ス

第四條 第一條ノ規定ニ依リ經濟部大臣ノ承認ヲ受ケタル物品ニ付輸入手續ヲ爲ス者ハ書面ヲ以テ所轄税關長ニ右ノ承認ヲ受ケタル物品ナルコトヲ證明スベシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ第一條ノ規定ニ依リ經濟部大臣ノ承認ヲ受ケタル者ハ遲滯ナク書面ヲ以テ其ノ旨ヲ經濟部大臣ニ届出ツベシ

一 承認ヲ受ケタル基礎設備用品ノ輸入ヲ完了シタルトキ

二 前號ノ物品ニ付据附其ノ他ノ工事竣工シタルトキ

附 則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●關稅法第二十九條第三號ノ施行ニ關スル件 (庚德四年十二月二十五日)
(經濟部令第七十二號)

第一條 關稅法第二十九條第三號ニ依リ輸入税ノ徵收ヲ免除セラルル物品ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ專ラ空襲防衛ニ關スル事業ヲ營ム法人ニシテ經濟部大臣ノ承認ヲ受ケタル者ノ輸入スルモノニ限ル

- 一 毒瓦斯消毒器
- 二 毒瓦斯檢知用器具
- 三 毒瓦斯淨化用器具

四 毒瓦斯試臭用器具

五 防毒面

六 防毒被服

七 防毒蚊帳

八 空襲警報傳達用サイレン

九 防空演習用火工品

第二條 專ラ空襲防衛ニ關スル事業ヲ營ム法人前條ニ規定スル經濟部大臣ノ承認ヲ受ケントスルトキハ其ノ事項ヲ記載シタル申請書二通ニ各其ノ登記謄本及定款ノ謄本ヲ添附シテ之ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ名稱、事務所ノ所在地並ニ代表者ノ氏名及住所
- 二 事業ノ内容

第三條 第一條ノ規定ニ該當スル物品ニ付輸入税ノ徵收免除ノ取扱ヲ受ケントスル者ハ輸入申告ノ際前條ノ規定ニ依リ經濟部大臣ノ承認ヲ受ケタル法人ノ輸入スル物品ナルコトヲ所轄税關長ニ證明スベシ

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●關稅法第二十九條第四號ノ施行ニ關スル件(康德四年十二月二十五日
經濟部令第七十三號)

第一條 關稅法第二十九條第四號ニ依リ輸入稅ノ徵收ヲ免除セラルル標本又ハ
參考品ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル營造物ニ陳列セラルルモノニシテ經濟部大

臣ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

一 官立又ハ公立ノ學校

二 私立ノ學校ニシテ經濟部大臣ノ指定ヲ受ケタルモノ

三 官立又ハ公立ノ博物館、物品陳列所其ノ他類似ノ營造物

四 前號ニ該當セザル博物館、物品陳列所其ノ他類似ノ營造物ニシテ經濟部

大臣ノ指定ヲ受ケタルモノ

第二條 前條第二號又ハ第四號ノ指定ヲ受ケントスルトキハ當該營造物ノ管理
者ハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ニ通ヲ以テ其ノ旨ヲ經濟部大臣ニ申請スベシ

一 營造物ノ目的

二 名稱及位置

三 設立年月日

四 學則又ハ之ニ代ルベキ規則

五 生徒定員數但シ學校ノ場合ニ限ル

六 職員數

七 經費及維持方法

八 其ノ他參考トナルベキ事項

第三條 第一條ノ規定ニ依リ經濟部大臣ノ承認ヲ受ケントスルトキハ其ノ營造
物ノ管理者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書三通ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ

一 品名

二 箇數、數量及價格

三 製產地及仕入地

四 輸入手續ヲ爲スベキ稅關名

五 陳列ノ場所、方法及目的

六 嘗テ經濟部大臣ノ承認ヲ受ケテ輸入シタル同種品又ハ類似品ノ有無
前項ノ申請書ニハ各通ニ當該物品ノ性能、構成其ノ他ヲ明カナラシムルニ足
ル説明書及型錄、圖面其ノ他ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第四條 第一條ノ規定ニ依リ經濟部大臣ノ承認ヲ受ケタル物品ニ付輸入手續ヲ
爲ス者ハ輸入申告ノ際所轄稅關長ニ對シ經濟部大臣ノ承認ヲ受ケタル物品ナ
ルコトヲ證明スベシ

附 則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●關稅法第二十九條第五號ノ施行ニ關スル件(康德四年十二月二十五日)
(經濟部令第七十四號)

第一條 關稅法第二十九條第五號ニ依リ輸入稅ノ徵收免除ヲ受クルコトヲ得ル
者ハ學校ノ管理者又ハ公共事業ヲ營ム團體ノ長ニ限ル
關稅法第二十九條第五號ニ依リ輸入稅ノ徵收ヲ免除セララルル校旗、團旗又ハ

會旗ハ前項ノ學校又ハ團體ノ用ニ供セララルモノニシテ其ノ學校名又ハ團體
名ヲ有スルモノニ限ル

第二條 前條第二項ノ物品ヲ輸入稅ノ徵收免除ヲ受ケ輸入セントスル者ハ輸入
ノ際所轄稅關長ニ對シ前條第一項ニ該當スル者ノ輸入スル物品ナルコトヲ證
明スベシ

附 則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●關稅法第三十條ノ施行ニ關スル件(康德四年十二月二十五日)
(經濟部令第七十五號)

第一條 關稅法第三十條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ徵收ヲ免除セララルル物品ハ輸入
ノ日ヨリ六月以内ニ於テ稅關長ノ定ムル期間内ニ再ビ輸出セララルモノニシ
テ稅關長ニ於テ相當ト認メタルモノニ限ル

第二條 前條ノ規定ニ該當スル物品ニ付輸入稅ノ徵收免除ヲ受ケントスル者ハ
輸入ノ際左ノ事項ヲ記載シタル書面三通ヲ以テ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ申請シ

其ノ承認ヲ受クベシ

- 一 品名
 - 二 箇數
 - 三 數量
 - 四 價格
 - 五 輸入ノ目的
 - 六 再輸出ノ豫定時期
 - 七 再輸出ニ付通關手續ヲ爲スベキ稅關名
- 第三條 前條ノ規定ニ依リ稅關長ノ承認ヲ受ケテ輸入シタル物品ヲ再ビ輸出セ
ントスル者ハ輸出手續ノ際所轄稅關長ニ右ノ承認ヲ受ケテ輸入シタル物品ナ
ルコトヲ證明スベシ

附 則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●關稅法第三十四條ノ施行ニ關スル件(康德四年十二月二十五日
經濟部令第七十六號)

- 第一條 關稅法第三十四條ノ規定ニ依リ關稅ノ全部又ハ一部ノ徵收ヲ免除セラ
ルル物品ハ左ノ各號ニ該當スルモノニシテ稅關長ニ於テ相當ト認メタルモノ
ニ限ル
- 一 再輸出又ハ再輸入ノ際輸入又ハ輸出ノトキノ原形ヲ保有スルモノタルコ
ト
 - 二 加工又ハ修理ニ依ル置換部分又ハ附加部分ヲ確認シ得ルモノタルコト
 - 三 輸出ノ日ヨリ六月以内ニ再ビ輸入セラレ又ハ輸入ノ日ヨリ三月以内ニ再
ビ輸出セララルモノタルコト
- 第二條 前條ノ規定ニ該當スル物品ヲ輸入シ加工又ハ修理ノ後再ビ輸出スル場
合ニ於テハ其ノ關稅ノ全部ノ徵收ヲ免除ス
- 第三條 第一條ノ規定ニ該當スル物品ヲ輸出シ加工又ハ修理ノ後再ビ輸入スル
場合ニ於テハ其ノ輸出稅及輸入稅ノ中左ノ第一號ニ依ル輸入稅額ヨリ第二號

ニ依リ算定シタル金額ヲ控除シタル金額ノ徵收ヲ免除ス

一 再輸入ノ際ニ於ケル當該物品ノ性質及數量竝ニ國境到着平常價格ニ依ル輸入税額

二 前號ノ税額ヲ再輸入ノ際ニ於ケル當該物品ノ國境到着平常價格ヨリ加工又ハ修理ニ要シタル費用ヲ控除シタル金額ト加工又ハ修理ニ要シタル費用トノ割合ヲ以テ按分シテ得タル加工又ハ修理ニ要シタル費用ニ對スル金額

第四條 第二條又ハ前條ノ規定ニ依リ關稅ノ徵收免除ヲ受ケントスル者ハ輸出

又ハ輸入ノ際左ノ事項ヲ記載シタル書面ニ通テ其ノ旨ヲ所轄稅關長ニ申請スベシ

一 輸出又ハ輸入セントスル物品ノ品名、數量及價格

二 輸出又ハ輸入ノ目的

三 加工又ハ修理ノ内容

四 加工者又ハ修理者ノ氏名及住所

五 加工又ハ修理ヲ爲ス工場名及其ノ所在地

六 再輸入又ハ再輸出ノ豫定期

七 再輸入又ハ再輸出ノ際通關手續ヲ爲スベキ稅關名

第五條 前條ニ規定スル手續ヲ經テ輸出又ハ輸入シタル物品ヲ再ビ輸入シ又ハ輸出セントスル者ハ其ノ輸入又ハ輸出ノ際加工者又ハ修理者ノ作成ニ係ル加工又ハ修理證明書ヲ所轄稅關長ニ提出シ仍前條ニ規定スル手續ヲ經テ輸出シ又ハ輸入シタル物品ナルコトヲ證明スベシ

第六條 前條ニ規定スル加工又ハ修理證明書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 原品ノ品名、數量及價格

二 加工又ハ修理ニ依リ附加シ又ハ取換ヘタル物品ノ品名、數量及價格

三 加工又ハ修理ノ費用

第七條 輸出者又ハ輸入者ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ第一條第三號ニ規定スル期間内ニ當該物品ヲ再ビ輸入又ハ輸出スルコト能ハザルトキハ稅關長ハ申請ニ基キ三月以内ニ於テ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

附 則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●關稅法第三十五條ノ施行ニ關スル件(康德四年十二月二十五日
經濟部令第七十七號)

第一條 關稅法第三十五條ノ規定ニ依リ關稅ノ徵收ヲ免除セラルル農產物ハ
穗、莖、莖附等ノ狀態ニ在ルモノニ限ル

第二條 關稅法第三十五條ノ規定ニ依リ關稅ノ徵收免除ヲ受ケントスル者ハ豫
メ陸接國境地域内ニ居住シ及陸接國境地域内ニ於テ耕作ニ從事スベキコトヲ
證スルニ足ル書類ヲ所轄稅關長ニ提出シ登錄證票ノ下付ヲ受クベシ
前項ノ手續ハ毎年更新スルコトヲ要ス

第三條 關稅法第三十五條ニ規定スル物品ニ付通關手續ヲ爲ス者ハ其ノ都度前
條ニ規定スル登錄證票ヲ稅關官吏ニ提示スベシ

附 則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●關稅法第四十條ノ規定ニ依ル陸接國境地域ノ範圍ニ關スル

件(康德四年十二月二十五日
經濟部令第七十八號)

關稅法第三十五條乃至第三十八條ニ規定スル陸接國境ノ範圍ハ國境ヨリ各十軒
以内トス

附 則

本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●關稅法施行規則第五十九條ニ規定スル申告書ニ記載スベキ
品目ノ區分及數量ノ單位ニ關スル件(康德四年十二月二十八日
經濟部令第一百二號)

第一條 輸出、再輸入、內國物品ノ轉運及外國經由運送ヲ爲ス場合ニ於ケル當
該申告書ニ記載スベキ品目ノ區分及數量ノ單位ハ別表第一號ニ依ルベシ

第二條 輸入、再輸出、積戻、外國物品ノ轉運及保稅運送ヲ爲ス場合ニ於ケル
當該申告書ニ記載スベキ品目ノ區分及數量ノ單位ハ別表第二號ニ依ルベシ

附則
本令ハ關稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

番	第一號ノ一	號	品名	單位
一	〇〇〇〇	〇	人參	疋
二	〇〇〇〇	〇	甘草	疋
三	〇〇〇〇	〇	粟	疋
四	〇〇〇〇	〇	蕎麥	疋
五	〇〇〇〇	〇	豆菽(落花生ヲ除ク)	疋
			(甲)大豆	
			黃大豆	疋
			青大豆	疋
			黑大豆	疋
			其ノ他	疋
			(乙)小豆及綠豆	
			赤小豆	疋
			其ノ他	疋
			(丙)其ノ他	疋
			野鳥肉(生鮮ナルモノ及冷凍シタルモノ)	對及疋
			(甲)雉	
			(乙)其ノ他	
			生活力ヲ有スル動物	頭
			馬	頭
			騾	頭
			驢	頭
			西瓜子及南瓜子	疋
			其ノ他	疋
			杏仁	疋
			野鳥肉(生鮮ナルモノ及冷凍シタルモノ)	疋
			(甲)雉	
			(乙)其ノ他	
			生活力ヲ有スル動物	對及疋
			馬	頭
			騾	頭
			驢	頭
			白豌豆	疋
			其ノ他ノ豌豆	疋
			菜豆	疋
			其ノ他	疋
			西瓜子及南瓜子	疋
			其ノ他	疋
			杏仁	疋
			野鳥肉(生鮮ナルモノ及冷凍シタルモノ)	疋
			(甲)雉	
			(乙)其ノ他	
			生活力ヲ有スル動物	對及疋
			馬	頭
			騾	頭
			驢	頭

番	第一號ノ一	號	品名	單位
一	〇〇〇〇	〇	駱駝	頭
二	〇〇〇〇	〇	牛	頭
三	〇〇〇〇	〇	綿羊	頭
四	〇〇〇〇	〇	山羊	頭
五	〇〇〇〇	〇	豚	頭
六	〇〇〇〇	〇	家禽	頭
七	〇〇〇〇	〇	其ノ他	頭
八	〇〇〇〇	〇	毛皮(豚シタルト否トヲ別タズ)	頭
九	〇〇〇〇	〇	綿羊皮	枚
一〇	〇〇〇〇	〇	仔綿羊皮	枚
一一	〇〇〇〇	〇	山羊皮	枚
一二	〇〇〇〇	〇	仔山羊皮	枚
一三	〇〇〇〇	〇	兔皮	枚
一四	〇〇〇〇	〇	犬皮	枚
一五	〇〇〇〇	〇	貓皮	枚
一六	〇〇〇〇	〇	狐皮	枚
一七	〇〇〇〇	〇	狼皮	枚
一八	〇〇〇〇	〇	羆熊皮及浣熊皮	枚
一九	〇〇〇〇	〇	栗鼠皮	枚
二〇	〇〇〇〇	〇	獺皮	枚
二一	〇〇〇〇	〇	客林士克皮及鼯皮	枚
二二	〇〇〇〇	〇	タルバカン皮	枚
二三	〇〇〇〇	〇	其ノ他	枚
二四	〇〇〇〇	〇	皮(毛皮ヲ除ク)	枚
二五	〇〇〇〇	〇	牛皮	疋
二六	〇〇〇〇	〇	馬皮、驢皮及驢皮	疋
二七	〇〇〇〇	〇	其ノ他	疋
二八	〇〇〇〇	〇	豚毛	疋
二九	〇〇〇〇	〇	(甲)剛毛	疋
三〇	〇〇〇〇	〇	(乙)其ノ他	疋
三一	〇〇〇〇	〇	胡麻子	疋
三二	〇〇〇〇	〇	荳胡麻子	疋
三三	〇〇〇〇	〇	大麻子	疋
三四	〇〇〇〇	〇	蓖麻子	疋
三五	〇〇〇〇	〇	大豆油	疋
三六	〇〇〇〇	〇	荳胡麻子油	疋
三七	〇〇〇〇	〇	石炭及煉炭	疋
三八	〇〇〇〇	〇	船用石炭	疋
三九	〇〇〇〇	〇	煉炭	疋
四〇	〇〇〇〇	〇	其ノ他	疋

別表 第一號ノ二

第一類	藥品、化粧品、爆發物、色素、塗料及填充料	番	號	品名	單位
一〇九	鹽酸	〇〇	〇〇	鹽酸	瓶
一〇八	過酸化水素水	〇〇	〇〇	過酸化水素水	瓶
一〇七	鹽素	〇〇	〇〇	鹽素	瓶
一〇六	液體アンモニア	〇〇	〇〇	液體アンモニア	瓶
一〇五	水銀	〇〇	〇〇	水銀	瓶
一〇四	植物性タンニン材料	〇〇	〇〇	植物性タンニン材料	瓶
一〇三	鹿茸	〇〇	〇〇	鹿茸	瓶
一〇二	麻黃	〇〇	〇〇	麻黃	瓶
一〇一	大黃	〇〇	〇〇	大黃	瓶
二〇〇	荏胡麻子槽	〇〇	〇〇	荏胡麻子槽	瓶
三〇〇	撫順炭	〇〇	〇〇	撫順炭	瓶
三〇一	復州炭	〇〇	〇〇	復州炭	瓶
三〇二	本溪湖炭	〇〇	〇〇	本溪湖炭	瓶
三〇三	北票炭	〇〇	〇〇	北票炭	瓶
三〇四	阜新炭	〇〇	〇〇	阜新炭	瓶
三〇五	其ノ他	〇〇	〇〇	其ノ他	瓶

番	號	品名	單位
二九〇	一〇	(甲) 容器共ノ重量一瓩ヲ超エザルモノ	(瓩共) 瓶
	二〇	(乙) 其ノ他	瓶
	二一	ホーメ二十度以上ノモノ	瓶
	二二	其ノ他	瓶
	二九	硝酸	瓶
	一〇	(甲) 容器共ノ重量一瓩ヲ超エザルモノ	(瓩共) 瓶
	二〇	(乙) 其ノ他	瓶
	二一	ホーメ四十一度以上ノモノ	瓶
	二二	其ノ他	瓶
一一一	二二	硫酸	瓶
一一二	二〇	(甲) 容器共ノ重量一瓩ヲ超エザルモノ	(瓩共) 瓶
一一三	二〇	(乙) 發煙硫酸	瓶
一一四	三〇	(丙) 其ノ他	瓶
	三一	ホーメ六十五度以上ノモノ	瓶
	三二	其ノ他	瓶
	三三	硼酸	瓶
	三四	石炭酸	瓶
	三五	苛性ソーダ	瓶

番	號	品名	單位
一一五	〇〇	硝酸ソーダ (智利硝石)	瓶
一一六	〇〇	硫酸ソーダ (芒硝)	瓶
一一七	〇〇	ソーダ灰	瓶
一一八	〇〇	硼酸ソーダ (硼砂)	瓶
一一九	〇〇	硝酸カリ (硝石)	瓶
一二〇	〇〇	鹽素酸カリ	瓶
一二一	〇〇	硝酸アンモン	瓶
一二二	〇〇	硫酸アンモン	瓶
一二三	〇〇	炭化カルシウム	瓶
一二四	〇〇	晒粉	瓶
一二五	〇〇	タンニンエキス	瓶
一二六	〇〇	甘草エキス	瓶
一二七	〇〇	膠	瓶
一二八	一〇	(甲) 牛膠	瓶
	二〇	(乙) 其ノ他	瓶
	一〇	コイルタール	瓶
	一〇	(甲) 低温タール	瓶
	二〇	(乙) 其ノ他	瓶
一二九	〇一	コイルタール分留物 (別號ニ掲ゲザルモノ)	瓶
	〇一	純ベンゾール	立

番	號	品名	單位
一三〇	〇二	モーターベンゾール	立
	〇三	其ノ他ノベンゾール	立
	〇四	ナフタリン	立
	〇五	クレオソート	立
	〇六	トルオール	立
	〇七	アントラセン	立
	〇八	ピッチ	立
	九九	其ノ他	立
	一〇	酒精	立
	一〇	(甲) 九十八度 (容量) 以上ノモノ	立
	二〇	(乙) 九十度 (容量) 以上ノモノ	立
	三〇	(丙) 七十度 (容量) 以上ノモノ	立
	四〇	(丁) 其ノ他	立
	一〇	エチルエーテル	(瓩共) 立
	一〇	グリセリン	立
	一〇	(甲) 精製ノモノ	立
	二〇	(乙) 其ノ他	立
一三三	二〇	別號ニ掲ゲザル藥品	立
二九一			立

二一三	羊肉	立
二一四	其ノ他ノ獸肉	立
二一五	雞肉	立
一九	其ノ他ノ鳥肉	立
二〇	(乙) 罐詰ノモノ	(容器共) 立
三〇	(丙) 其ノ他	(容器共) 立
二〇九	鮮鳥卵	立
二一〇	ゼラチン	立
二一一	蜂蜜	(容器共) 立
二一二	食鹽及鹹水	立
二一三	(甲) 原鹽	立
二一四	(乙) 洗滌鹽	立
二一五	(丙) 再製鹽	立
二一六	(丁) 其ノ他	立
二一七	砂糖	立
二一八	糖蜜	立
二一九	菓子	立
二二〇	醬油	立
二二一	(甲) 日本醬油	立

二二七	(乙) 其ノ他	立
二二八	(甲) 日本味噌	立
二二九	(乙) 其ノ他	立
二三〇	バター	(容器共) 立
二三一	チーズ	(容器共) 立
二三二	酒類	立
二三三	(甲) 高粱酒及燒酒	立
二三四	(乙) 紹興酒	立
二三五	(丙) 日本酒	立
二三六	(丁) 麥酒	立
二三七	(戊) 其ノ他	立
二三八	別號ニ掲ゲザル飲食物	立
二三九	煙草	立
二四〇	(甲) 卷煙草	立
二四一	紙卷煙草	立
二四二	其ノ他	立
二四三	(乙) 葉煙草	立
二四四	黃色種	立

二九	其ノ他	立
三〇	(丙) 其ノ他	立
三〇一	動物、動物產品及同製品	立
三〇二	草及同製品	立
三〇三	(甲) 草	立
三〇四	牛草	立
三〇五	馬草、騾草及驢草	立
三〇六	豚草	立
三〇七	羊草	立
三〇八	其ノ他ノ草	立
三〇九	(乙) 其ノ他	立
三一〇	毛及同製品 (別號ニ掲ゲザルモノ)	立
三一一	(甲) 未製品	立
三一二	馬毛	立
三一三	其ノ他	立
三一四	(乙) 其ノ他	立
三一五	獸骨	立
三一六	(甲) 整理シタルモノ	立
三一七	(乙) 其ノ他	立

三〇四	角	立
三〇五	(甲) 鹿角	立
三〇六	(乙) 其ノ他	立
三〇七	具殼	立
三〇八	(甲) 淡水ノモノ	立
三〇九	(乙) 其ノ他	立
三一〇	種子及核子 (別號ニ掲ゲザルモノ)	立
三一〇	(甲) 亞麻子	立
三一〇	(乙) 棉實	立
三一〇	(丙) 菜種	立
三一〇	(丁) 其ノ他	立
三一〇	席	立
三一〇	(甲) 葦製ノモノ	立
三一〇	(乙) 其ノ他	立
三一〇	電柱	立
三一〇	枕木	立
三一〇	ベニヤ板	立
三一〇	丸太、割材、梁材及板 (別號ニ掲ゲザルモノ)	立

二九四	其ノ他	立
二九五	味噌	立
二九六	(甲) 日本味噌	立
二九七	(乙) 其ノ他	立
二九八	バター	(容器共) 立
二九九	チーズ	(容器共) 立
三〇〇	酒類	立
三〇一	(甲) 高粱酒及燒酒	立
三〇二	(乙) 紹興酒	立
三〇三	(丙) 日本酒	立
三〇四	(丁) 麥酒	立
三〇五	(戊) 其ノ他	立
三〇六	別號ニ掲ゲザル飲食物	立
三〇七	煙草	立
三〇八	(甲) 卷煙草	立
三〇九	紙卷煙草	立
三一〇	其ノ他	立
三一〇	(乙) 葉煙草	立
三一〇	黃色種	立

番	號	品名	單位
四〇一	〇〇	胡麻油	疋
四〇二	〇〇	大麻子油	疋
四〇三	〇〇	蓖麻子油	疋
四〇四	〇〇	硬化油	疋
四〇五	〇〇	別號ニ掲ゲザル植物油	疋
四〇六	一〇	(甲) 亞麻仁油	疋
	二〇	(乙) 落花生油	疋
	三〇	(丙) 棉實油	疋
	四〇	(丁) 其ノ他	疋
四〇六	一〇	別號ニ掲ゲザル動物油	疋
	二〇	(甲) 魚油	疋
	三〇	(乙) 其ノ他	疋
四〇七	一〇	獸脂	疋
	二〇	(甲) 牛脂	疋
	三〇	(乙) 豚脂	疋
	四〇	(丙) 其ノ他	疋
四〇八	〇一	礦油 粗油(頁岩ヨリ製造シタルモノ)	疋

番	號	品名	單位
〇二	〇二	粗油(石炭ヨリ製造シタルモノ)	疋
〇三	〇三	其ノ他ノ粗油	疋
〇四	〇四	揮發油(航空機用ノモノ)	疋
〇五	〇五	其ノ他ノ揮發油	疋
〇六	〇六	燈油	疋
〇七	〇七	輕油	疋
〇八	〇八	重油(ディーゼル油)	疋
一〇	一〇	重油(バンカー油)	疋
一一	一一	其ノ他ノ重油	疋
一二	一二	絶縁油	疋
一三	一三	モビール油	疋
一四	一四	車軸油	疋
一五	一五	マシン油	疋
一六	一六	シリントー油	疋
一七	一七	エンチン油	疋
一八	一八	スピンドル油	疋
二〇	二〇	壓縮器油	疋
二一	二一	ダイナモ油	疋
二二	二二	トランスミッション油	疋
二三	二三	マリンエンジン油	疋

二九七

番	號	品名	單位
一一	一一	(甲) 丸太及割材	立方米
一二	一二	エソ松	立方米
一三	一三	其ノ他ノ松	立方米
一四	一四	胡桃	立方米
一五	一五	シホチ	立方米
一六	一六	トネリコ	立方米
一七	一七	樅	立方米
一九	一九	其ノ他	立方米
二一	二一	(乙) 其ノ他	立方米
二二	二二	エソ松	立方米
二三	二三	其ノ他ノ松	立方米
二四	二四	胡桃	立方米
二五	二五	シホチ	立方米
二六	二六	トネリコ	立方米
二七	二七	樅	立方米
二九	二九	其ノ他	立方米
三〇	三〇	(甲) 木材	立方米
三一	三一	木材及木製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	立方米

番	號	品名	單位
三二	三二	糖及糖	疋
三三	三三	(甲) 糖	疋
三四	三四	(乙) 其ノ他	疋
三五	三五	纖維素バルブ	疋
三六	三六	(甲) 製紙用ノモノ	疋
三七	三七	ケミカルウッドバルブ	疋
三八	三八	其ノ他	疋
三九	三九	(乙) 其ノ他	疋
四〇	四〇	木炭、薪材及燃料ノミニ適スル層材	疋
四一	四一	(甲) 薪材	疋
四二	四二	(乙) 木炭	疋
四三	四三	(丙) 其ノ他	疋
四四	四四	動物産品及同製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	疋
四五	四五	(甲) 動物産品(未製ノモノ)	疋
四六	四六	(乙) 植物産品(未製ノモノ)	疋
四七	四七	(丙) 其ノ他	疋

二九六

四〇九	冷凍器油	立
二四	ギヤオイル	立
二五	時計油	立
二六	自轉車油	立
二七	旋盤油	立
二八	其ノ他	立
九九	油、脂、蠟及其ノ製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	立
四一〇	パラフィンワックス	立
〇〇	蠟燭	立
〇一	モーターグリース	立
〇二	蠟燭	立
〇三	其ノ他	立
〇九	有機性紡織纖維及同製品	立
五〇一	紡織用植物纖維	立
〇一	實棉	立
〇二	縲綿	立
〇三	其ノ他ノ綿	立
〇四	青麻	立

二九八

五〇四	練絲	立
一一	ベニ	立
一三	其ノ他	立
一九	其ノ他	立
二〇	縲綿	立
二〇	(甲) 野蠶屑綿	立
二〇	(乙) 其ノ他	立
五〇五	縲綿	立
二〇	(甲) 野蠶縲綿	立
二〇	(乙) 其ノ他	立
二一	縲綿	立
一九	其ノ他	立
二〇	(乙) 其ノ他	立
五〇六	紡織纖維填充料	立
二〇	(甲) 綿製ノモノ	立
二〇	(乙) 其ノ他	立
五〇七	綿織絲(單撚又ハ雙撚ノモノ)	立
二一	(甲) 生ノモノ	立
二一	單絲ノ番手英式十七番ヲ超エザルモノ	立
二二	單絲ノ番手英式二十五番ヲ超エザルモノ	立

二九九

五〇二	ケナフ	立
〇五	亞麻	立
〇六	大麻	立
〇七	苧麻	立
〇八	其ノ他	立
九九	綿羊毛(山羊毛及駱駝毛ヲ含ム)	立
五〇三	(甲) 綿羊毛	立
一一	脂附ノモノ	立
一二	洗滌シタルノモノ	立
一三	カイド又ハコムシタルモノ	立
一九	其ノ他	立
二一	(乙) 山羊毛	立
二二	絨毛	立
二九	其ノ他	立
三〇	(丙) 其ノ他	立
五〇三	(甲) 野蠶絲	立
二一	生絲	立

五〇八	單絲ノ番手英式四十五番ヲ超エザルモノ	立
五〇九	其ノ他	立
二〇	(乙) 其ノ他	立
二〇	縲綿	立
二〇	毛織絲及毛絲	立
二〇	(甲) 梳毛ノモノ	立
二〇	(乙) 其ノ他	立
五二〇	絹織絲及絹絲	立
二一	(甲) 野蠶ノモノ	立
二一	紡績シタルモノ	立
一九	其ノ他	立
二〇	(乙) 其ノ他	立
五一一	線、繩及綱索	立
五二二	紡織纖維及同製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	立
六〇一	布帛及同製品	立
二〇	綿織物	立
一〇	(甲) 大尺布	立
二〇	(乙) 粗布及細布	立

六〇二	三〇	(丙) 其ノ他	八三・六一
六〇三	〇〇	ヘツシアンタロース	疋
		毛織物及毛ト他纖維トノ交	
		織物	
六〇四	一〇	(甲) サージ	平方
六〇五	三〇	(乙) メルトン	方米
		(丙) 其ノ他	平方
		絹紬	方米
		絹紬	疋
		フランケツト及旅靴	疋
		(甲) 毛製又ハ毛入ノモノ	枚
		(乙) 其ノ他	枚
六〇六	〇〇	地氈及地氈地	疋
六〇七	一〇	天幕及覆布	疋
		(甲) 天幕	筒
		(乙) 其ノ他	筒
六〇八	一〇	ガニーバツク	枚
		(甲) 新シキモノ	枚
		(乙) 故キモノ	枚
六〇九	〇〇	襪	疋
六一〇	〇〇	布帛及布帛製品(別號ニ掲	疋
		ゲザルモノ)	

第七類	番	衣類、同附屬品及身邊攜帶品	單位
	七〇一	防塞用ノシャツ及スボン下	打
	七〇二	防塞用靴下	打
	七〇三	防塞用手袋	打
	七〇四	帽子類	打
		(甲) 防塞帽子	筒
		(乙) 其ノ他	筒
		フェルト帽子	打
		其ノ他	打
		靴其ノ他ノ履物	打
		(甲) 防塞靴	足
		(乙) 其ノ他	足
		毛皮附脚衣及毛皮附外套	筒
		衣類、同附屬品、身邊攜帶品	筒
		及其ノ部分品(別號ニ掲ゲ	筒
		ザルモノ)	筒
第八類	番	紙、同製品、書籍及書畫	單位
	八〇一	エム・ジ・キヤツプペー	疋
		主トシテメカニカルウツ	疋
		バルブヨリ成ルモノ)	疋

八〇二	一〇	印刷用紙及筆記用紙	疋
		(甲) メカニカルウツド	疋
		ルブラ含マザルモノ)	疋
		(乙) 其ノ他	疋
八〇三	一〇	模造支那紙	疋
		(甲) 燒紙	疋
		(乙) 其ノ他	疋
八〇四	一〇	別號ニ掲ゲザル紙	疋
		(甲) 板紙	疋
		(乙) 煙草用紙	疋
		(丙) 其ノ他	疋
八〇五	〇〇	書籍、圖表、書畫、印刷物類	疋
八〇六	〇〇	層又ハ故ノ紙	疋
八〇七	〇〇	紙製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	疋
第九類	番	礦物、窯業產品及其ノ製品	單位
	九〇一	耐火粘土	疋
	九〇二	ドロマイト	疋
		(甲) 燒キタルモノ	疋
		(乙) 其ノ他	疋
九〇三	二〇	マグネサイト	疋

九〇四	一〇	(甲) 燒キタルモノ	疋
九〇五	〇〇	(乙) 其ノ他	疋
九〇六	〇〇	タルク及ソーヴストーン	疋
九〇七	〇〇	コークス	疋
		雲母	疋
		石棉及同製品	疋
		(甲) 石棉	疋
		(乙) 其ノ他	疋
九〇八	一〇	煉瓦及瓦	疋
		(甲) 耐火煉瓦	疋
		(乙) 其ノ他	疋
九〇九	二〇	硝子及同製品	疋
		(甲) 板硝子	疋
		厚サ二・五糎ヲ超エザル	疋
		モノ)	疋
		其ノ他	疋
九一〇	〇〇	水硬セメント	疋
九一一	〇〇	礦物、同製品及窯業產品(別	疋
		號ニ掲ゲザルモノ)	疋

1006	1005	00	39	33	32	31
二	二	〇〇	三九	三三	三二	三一
中型	大型	鋼塊	鋼片	シートバー	高炭素鋼材及合金鋼材(各種)	鐵鋼ノ棒、線材及形鋼(別號ニ掲ゲザルモノ)
ラ最他超百ヲサ等 モノ長ノエヲ山エ十山 ノ邊ノモザヲ山エ十山 百ノ邊ノル超形ザ形 耗長ハモエハルヲハ ヲサ高ノ二兩モ超一 超五サ其耗ノ百ノ邊 エ十又其耗ノ百ノ邊 ザ耗ハノヲ和ノ長	ラ又其ハサ等 ヲハノ兩百邊山形 超最他邊ノノ不ハ エ長モノ和エハ一 タルノノハ二邊ノ モ長ハ百邊山形 ノサ高耗ノ百ノ邊	鋼塊	鋼片	シートバー	高炭素鋼材及合金鋼材(各種)	鐵鋼ノ棒、線材及形鋼(別號ニ掲ゲザルモノ)
旺	旺	旺	旺	旺	旺	旺

1007	1004	1003	1002	1001
三三	三二	三一	二〇	一三
鐵鋼ノ軌條及接目板	小型	中型	大型	小型
ル幅ノ十邊丸 モノ六半ヲ對ノ鋼 ノ耗五丸超ノハ徑 耗鋼エ距、角 ヲニサ離多角鋼 超付ル夫角鋼ハ エテ五丸ヲ々鋼ハ ザハモ五ハ	ルヲニエ十邊丸 モノ超付ザヲ對ノ鋼 ノ耗五丸超ノハ徑 耗鋼エ距、角 ヲニサ離多角鋼 超付ル夫角鋼ハ エテ五丸ヲ々鋼ハ ザハモ五ハ	ルヲニエ十邊丸 モノ超付ザヲ對ノ鋼 ノ耗五丸超ノハ徑 耗鋼エ距、角 ヲニサ離多角鋼 超付ル夫角鋼ハ エテ五丸ヲ々鋼ハ ザハモ五ハ	ルヲニエ十邊丸 モノ超付ザヲ對ノ鋼 ノ耗五丸超ノハ徑 耗鋼エ距、角 ヲニサ離多角鋼 超付ル夫角鋼ハ エテ五丸ヲ々鋼ハ ザハモ五ハ	千又其形サ等 耗ハノ兩十山 超最他邊耗ハ一 エ邊ノノ和不邊 ザノノ高耗邊ノ モノサ高耗邊ノ ノ五サ山長
旺	旺	旺	旺	旺

1001	08	07	06	05	04	03	02	01
第十類	〇八	〇七	〇六	〇五	〇四	〇三	〇二	〇一
鑛、金屬及金屬製品	銀鑛	金鑛	白金鑛	マグネシア	アルミナ	亞鉛鑛	鉛鑛	鐵鑛(燒キタルモノヲ含ム) マット、ホットム及鑛滓
磁瑯鐵器	陶磁器	其ノ他	石灰石	其ノ他	燐礦石	石炭石	其ノ他	其ノ他
旺	旺	旺	旺	旺	旺	旺	旺	旺

1004	1003	1002	1001	09	08	07	06	05	04	03	02	01	
鐵鋼ノ塊、片及シートバー	銀	金	銅鑛	錫鑛	硫化鐵鑛	アンチモン鑛	マンガン鑛	ニッケル鑛	クロム鑛	コバルト鑛	重石鑛	水鉛鑛	水銀鑛
鐵鋼ノ塊、片及シートバー	銀	金	銅鑛	錫鑛	硫化鐵鑛	アンチモン鑛	マンガン鑛	ニッケル鑛	クロム鑛	コバルト鑛	重石鑛	水鉛鑛	水銀鑛
旺	旺	旺	旺	旺	旺	旺	旺	旺	旺	旺	旺	旺	旺

エヲ加ヘザルモノ
(單ニ燒キタルモノ
ヲ含ム)

一〇二四	アルミニウム	一〇	塊及び片	一〇	一〇二四
一〇二五	(乙) 其ノ他	二〇	マクネシウム	二〇	一〇二五
一〇二六	鉛及亜鉛	〇〇		〇〇	一〇二六
一〇二七	(甲) 鉛	一〇		一〇	一〇二七
一〇二八	(乙) 其ノ他	二〇	黄銅、青銅及類似ノ銅ト錫又ハ亜鉛トノ合金	二〇	一〇二八
一〇二九	別號ニ掲ゲザル金屬	〇〇		〇〇	一〇二九
	白金	〇一		〇一	
	錫	〇二		〇二	
	アンチモン	〇三		〇三	
	マンガン	〇四		〇四	
	ニツケル	〇五		〇五	
	クロム	〇六		〇六	
	コバルト	〇七		〇七	
	モリブデン	〇八		〇八	
	タンクステン	〇九		〇九	
	其ノ他	九九		九九	
	通貨	〇〇		〇〇	

一〇二〇	別號ニ掲ゲザル金屬製品	一〇	鐵鋼製品	一〇	一〇二〇
	(甲) 鐵鋼製品	一一	線釘	一一	
		一二	鋼索	一二	
		一三	石油容器	一三	
		一四	耐酸容器	一四	
		一九	其ノ他	一九	
	(乙) 其ノ他	二〇		二〇	
		二一	電氣用ノ絶緣線	二一	
		二二	其ノ他	二二	
	第十一類 機械、車輛、船舶及其ノ部分品	二九		二九	
	番 號	三〇		三〇	
	品 名	三一	原動機	三一	
		三二	(甲) 汽力ニ依ルモノ	三二	
		三三	往復機關	三三	
		三九	タービン	三九	
		四〇	其ノ他	四〇	
	(乙) 内燃機關	四一		四一	
	ガス機關	四二		四二	
	ガソリン機關	四三		四三	

一〇〇八	鐵鋼ノ板	一〇	一米ノ重量二十疋ヲ超エザル軌條及同用接目板	一〇	一〇〇八
	(甲) 金屬ヲ鍍シタルモノ	二〇		二〇	
	(乙) 其ノ他	三〇		三〇	
	厚板(厚サ三耗ヲ超エタルモノ)	一〇		一〇	
	(乙) 其ノ他	二〇		二〇	
	中板(厚サ〇・九耗ヲ超エ三耗ヲ超エザルモノ)	三〇		三〇	
	薄板(厚サ〇・九耗ヲ超エザルモノ)	四〇		四〇	
	平鋼、帶鋼、フラットワイヤ、其ノ他ノフラットワイ	五〇		五〇	
	(甲) 帶鐵	六〇		六〇	
	(乙) スケルプ	七〇		七〇	
	(丙) 平鋼	八〇		八〇	
	大型(幅百三十耗ヲ超エタルモノ)	九〇		九〇	
	中型(幅六十五耗ヲ超エ百三十耗ヲ超エザルモノ)	一〇〇		一〇〇	
	小型(幅六十五耗ヲ超エザルモノ)	一〇〇		一〇〇	

一〇一〇	鐵鋼ノ線(別號ニ掲ゲザルモノ)	一〇		一〇	一〇一〇
	(甲) 金屬ヲ鍍シタルモノ	二〇		二〇	
	錫鍍シタルモノ	三〇		三〇	
	其ノ他	四〇		四〇	
	(乙) 其ノ他	五〇		五〇	
	鐵鋼ノ管、同接手及栓	六〇		六〇	
	(甲) 接手及栓	七〇		七〇	
	(乙) 其ノ他	八〇		八〇	
	鑄タルモノ	九〇		九〇	
	抽キタルモノ	一〇〇		一〇〇	
	其ノ他	一〇〇		一〇〇	
	別號ニ掲ゲザル鐵鋼	一〇〇		一〇〇	
	(甲) 層及故	一〇〇		一〇〇	
	(乙) 其ノ他	一〇〇		一〇〇	
	銅	一〇〇		一〇〇	
	(甲) 塊及び片	一〇〇		一〇〇	
	(乙) 線	一〇〇		一〇〇	
	(丙) 層及故	一〇〇		一〇〇	
	(丁) 其ノ他	一〇〇		一〇〇	

別表 第二號

一二〇四

二〇	(乙)	綠草	〇〇〇〇
三〇	(丙)	ビートバルフ	〇〇〇〇
四〇	(丁)	蒸製骨粉	〇〇〇〇
五〇	(戊)	石灰窒素	〇〇〇〇
六〇	(己)	過磷酸石灰	〇〇〇〇
七〇	(庚)	其ノ他	〇〇〇〇
別號ニ掲ゲザル物品			
一〇	(甲)	未製品	〇〇〇〇
二〇	(乙)	其ノ他	〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

第一類 藥品、化粧品、爆發物、色素、塗料及填充料
番 號 品 名 單 位

一	〇〇〇〇	烏梅	〇〇〇〇
二	〇〇〇〇	黃蓮	〇〇〇〇
三	〇〇〇〇	枳殼	〇〇〇〇
四	〇〇〇〇	菊花	〇〇〇〇
五	〇〇〇〇	香附子	〇〇〇〇
六	〇〇〇〇	牛膝	〇〇〇〇
七	〇〇〇〇	サフラン	〇〇〇〇
八	〇〇〇〇	山査子片	〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

九	〇〇〇〇	山梔子	〇〇〇〇
一〇	〇〇〇〇	山奈	〇〇〇〇
一一	〇〇〇〇	芍藥	〇〇〇〇
一二	〇〇〇〇	朮	〇〇〇〇
一三	〇〇〇〇	川芎	〇〇〇〇
一四	〇〇〇〇	澤瀉	〇〇〇〇
一五	〇〇〇〇	陳皮	〇〇〇〇
一六	〇〇〇〇	當歸	〇〇〇〇
一七	〇〇〇〇	杜仲	〇〇〇〇
一八	〇〇〇〇	人參	〇〇〇〇
一〇〇〇	(甲)	野生ノモノ	〇〇〇〇
二〇〇〇	(乙)	其ノ他	〇〇〇〇
一九	〇〇〇〇	貝母	〇〇〇〇
二〇	〇〇〇〇	麥門冬	〇〇〇〇
二一	〇〇〇〇	半夏	〇〇〇〇
二二	〇〇〇〇	茯苓	〇〇〇〇
二三	〇〇〇〇	ホツブ	〇〇〇〇
二四	〇〇〇〇	木香	〇〇〇〇
二五	〇〇〇〇	五倍子	〇〇〇〇
二六	〇〇〇〇	ミモサ樹皮	〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

二七	〇〇〇〇	檳榔子及檳榔殼	〇〇〇〇
二八	〇〇〇〇	別號ニ掲ゲザル植物性タン	〇〇〇〇
二九	〇〇〇〇	ニン材料(粗ノモノ)	〇〇〇〇
三〇	〇〇〇〇	紅花	〇〇〇〇
三一	〇〇〇〇	姜黃	〇〇〇〇
三二	〇〇〇〇	アラビアゴム	〇〇〇〇
三三	〇〇〇〇	ラック	〇〇〇〇
三四	〇〇〇〇	キリン血及雌黃	〇〇〇〇
三五	〇〇〇〇	乳香	〇〇〇〇
三六	〇〇〇〇	ミルラ	〇〇〇〇
三七	〇〇〇〇	生漆	〇〇〇〇
三八	〇〇〇〇	牛黃	〇〇〇〇
三九	〇〇〇〇	穿山甲鱗	〇〇〇〇
四〇	〇〇〇〇	犀角	〇〇〇〇
四一	〇〇〇〇	虎骨	〇〇〇〇
四二	〇〇〇〇	地鼈龜	〇〇〇〇
四三	〇〇〇〇	蜈蚣	〇〇〇〇
別號ニ掲ゲザル動物性ノ			
藥材、色素及香料(粗ノモノ)			
一〇〇〇	(甲)	香料	〇〇〇〇
二〇	(乙)	其ノ他	〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

二〇〇一	吐根	〇〇〇〇
二〇〇九	其ノ他	〇〇〇〇
四四	硫黃	〇〇〇〇
四五	燐及硫化燐	〇〇〇〇
四六	水銀	〇〇〇〇
四七	マグネシウム粉	〇〇〇〇
四八	亜鉛末	〇〇〇〇
四九	ガス(液化又ハ固化シタルモノヲ含ム)	〇〇〇〇
(甲)	アセチレン、アンモニア及鹽素	〇〇〇〇
一〇〇一	アセチレン	〇〇〇〇
一〇〇二	アンモニア	〇〇〇〇
一〇〇九	鹽素	〇〇〇〇
二〇〇〇	(乙) ネオン、アルゴン其ノ他類似ノガス	〇〇〇〇
(丙)	其ノ他	〇〇〇〇
三〇〇一	炭酸ガス	〇〇〇〇
三〇〇二	酸素	〇〇〇〇
三〇〇九	其ノ他	〇〇〇〇
五〇	蒸留水及滅菌水	〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

一三六	〇〇〇〇	酵母及同調製品(薬用ノモノ)	(容器共)
一三七	〇〇〇〇	ベーキングパウダー	(容器共)
一三八		線香及香	
	一〇〇〇	(甲) 薫香ヲ有セザルモノ	貯
	二〇〇〇	(乙) 其ノ他	
一三九		殺蟲劑	
	一〇〇〇	(甲) 粉狀ノモノ	(容器共)
	二〇〇〇	(乙) 液狀ノモノ	(容器共)
	三〇〇〇	(丙) 線香	(容器共)
		(丁) 其ノ他	
	四一〇〇	(一) 粘質物ヲ塗リタルモノ	貯
	四二〇〇	(二) 其ノ他	貯
一四〇		石鹼	
		(甲) 筒狀、棒狀又ハ板狀ノモノ	(内装共)
	一一〇〇	(一) 化粧石鹼	(内装共)
	一二〇〇	(二) 洗濯石鹼其ノ他ノ家庭石鹼	貯

一四七		齒磨	
	一〇〇〇	(甲) 粉狀ノモノ	(容器共)
	二〇〇〇	(乙) 其ノ他	(容器共)
一四八	〇〇〇〇	香油、化粧粉、口紅其ノ他別號ニ掲ゲザル各種ノ化粧品及美容品	貯
一四九	〇〇〇〇	マッチ	貯
一五〇		煙火	
	一〇〇〇	(甲) 爆竹	貯
	二〇〇〇	(乙) 其ノ他	
一五一		火薬類及火工品(別號ニ掲ゲザルモノ)	
		(甲) 火薬	
	一一〇〇	(一) 無煙火薬	貯
	一二〇〇	(二) 其ノ他	貯
	二〇〇〇	(乙) ダイナマイト	貯
		(丙) 雷管	
	三二〇〇	(一) 小銃用ノモノ	(内装共)
	三三〇〇	(二) 其ノ他	(内装共)

一三〇〇	(三) 其ノ他	貯	
	(乙) 粉狀、粒狀又ハ片狀ノモノ		
二二〇〇	(一) 化粧石鹼	(容器共)	
二二〇〇	(二) 洗濯石鹼其ノ他ノ家庭石鹼	(容器共)	
二三〇〇	(三) 其ノ他	貯	
三〇〇〇	(丙) 液狀ノモノ	(容器共)	
	(丁) 其ノ他		
四一〇〇	(一) カリ石鹼	(容器共)	
四二〇〇	(二) 其ノ他	(容器共)	
一四一	〇〇〇〇	リトマス紙其ノ他類似ノ化學試験紙	貯
一四二	〇〇〇〇	プラスチック	(容器共)
一四三	〇〇〇〇	カプセル	(容器共)
一四四	〇〇〇〇	オブライト	(容器共)
一四五		繻帶、ガゼ、脱脂綿、キヤツトガツト其ノ他類似ノ外科用又ハ衛生用材料(殺菌シタルモノ)及直ニ使用ニ適スルモノ)	

1000	(甲)	續入又ハ壺入ノモノ	貯
2000	(乙)	其ノ他	(容器共) 貯
1760	0000	封蠟	貯
1770	0000	染料及顔料(別號ニ掲ゲザルモノ)	貯
1000	(甲)	天然ノ儘ノモノ	貯
	(乙)	其ノ他	貯
2001		染料	貯
2009		其ノ他	貯
1780	0000	別號ニ掲ゲザル塗料	貯
1790	0000	パテ、マリンクリューピツチ其ノ他別號ニ掲ゲザル填充料	貯
0001		パテ	貯
0009		其ノ他	貯
第二類 飲食物及煙草			
2001		穀物	貯
1000	(甲)	米	貯
	(乙)	米	貯

2001		支米	貯
2009		精米	貯
	(丙)	大麥	貯
3001		玄穀	貯
3009		其ノ他	貯
4000	(丁)	小麥	貯
	(戊)	其ノ他	貯
5001		燕麥	貯
5002		玉蜀黍	貯
5003		蕎麥	貯
5009		其ノ他	貯
2001		豆菽(乾シタルモノ)	貯
1000	(甲)	小豆	貯
	(乙)	其ノ他	貯
2001		落花生(殼附ノモノ)	貯
2002		落花生(其ノ他)	貯
2009		其ノ他	貯
2003		麥芽	貯
2004		穀粉、荻粉、塊莖粉及澱粉類	貯
1000	(甲)	小麥粉	貯

2000	(乙)	パールパール、ミール	貯
3000	(丙)	タビオカ及セーゴ(粒狀ノモノ)	貯
4000	(丁)	挽割大麥及押割大麥	貯
5000	(戊)	小豆粉	(容器共) 貯
6000	(己)	コンニヤク粉	貯
	(庚)	其ノ他	貯
7001		澱粉	貯
7009		其ノ他	貯
2005	0000	麵粉類	(容器共) 貯
2006	0000	乾麵類	貯
1000	(甲)	豆素麵	貯
	(乙)	其ノ他	貯
2000	(一)	マカロニ、ツアノミセリ其ノ他類似ノ麵	(容器共) 貯
2000	(二)	其ノ他	貯
2007		別號ニ掲ゲザル食用ノ種子及核子(生ノモノ)	貯

1000	(甲)	胡麻子	貯
2000	(乙)	西瓜子及南瓜子	貯
3000	(丙)	杏仁	貯
4000	(丁)	蓮子	貯
5000	(戊)	栗	貯
	(己)	胡桃	貯
6100	(一)	脱殼シタルモノ	貯
6200	(二)	其ノ他	貯
7000	(庚)	其ノ他	貯
2008		鮮果	貯
	(甲)	柑橘類	貯
1100	(一)	レモン	貯
1200	(二)	蜜柑	貯
1300	(三)	椪柑及桶柑	貯
1400	(四)	夏橙	貯
1500	(五)	其ノ他	貯
2000	(乙)	林檎	貯
3000	(丙)	バナナ	貯
4000	(丁)	桃	貯
5000	(戊)	梨	貯

二〇九

- 六〇〇〇 (己) 柿 貯
- 七〇〇〇 (庚) 西瓜 貯
- 八〇〇〇 (辛) 其ノ他 貯
- 乾果 貯
- 一〇〇〇 (甲) 葡萄 貯
- (乙) 龍眼 貯
- 二二〇〇 (一) 龍眼肉 貯
- 二二〇〇 (二) 其ノ他 貯
- 三〇〇〇 (丙) 紅棗 貯
- 四〇〇〇 (丁) 柿 貯
- 五〇〇〇 (戊) 其ノ他 貯
- 二二〇 別號ニ掲ゲザル果實 (甲) 罐詰ノモノ 貯
- 一〇〇〇 (一) 鳳梨 (容器共) 貯
- 二二〇〇 (二) 其ノ他 (容器共) 貯
- 二〇〇〇 (乙) 其ノ他 貯
- 二二一〇 甘蔗 貯
- 二二二〇 鮮蔬菜 貯
- 一〇〇〇 (甲) 玉葱 貯

三二〇

- 二〇〇〇 (乙) 馬鈴薯 貯
- 三〇〇〇 (丙) 生薑 貯
- (丁) 其ノ他 貯
- 四〇〇一 白菜 貯
- 四〇〇九 其ノ他 貯
- 二二〇〇 長切昆布 貯
- 二二〇〇 刻昆布 貯
- 二二五 乾海苔 貯
- 一〇〇〇 (甲) 罐共ノ重量一貯ヲ超エザルモノ (容器共) 貯
- 二〇〇〇 (乙) 其ノ他 貯
- 二二六 寒天 貯
- 二二七 燕巢 (模造品ヲ含ム) 貯
- 二二八 別號ニ掲ゲザル乾蔬菜 (甲) 椎茸 貯
- 二〇〇〇 (乙) 金針菜 貯
- 三〇〇〇 (丙) 葛仙米 貯
- 四〇〇〇 (丁) 筍 貯
- 五〇〇〇 (戊) 大根 貯
- 六〇〇〇 (己) 其ノ他 貯
- 二一九 蔬菜漬物 貯

三二〇

- 一〇〇〇 (甲) 罐詰其ノ他ノ小賣用容器入ノモノ (乙) 其ノ他 貯
- 二二〇〇 (一) 澤庵漬 (容器共) 貯
- 二二〇〇 (二) 梅干及梅漬 (容器共) 貯
- (三) 其ノ他 貯
- 二二一〇 (イ) 鹽漬ノモノ (容器共) 貯
- 二二二〇 (ロ) 其ノ他 (容器共) 貯
- 別號ニ掲ゲザル蔬菜 (甲) 罐詰、罐詰又ハ壹詰ノモノ 貯
- 一〇〇〇 (一) アスパラガス (容器共) 貯
- 二二〇〇 (二) 菌茸類 (容器共) 貯
- 一三〇〇 (三) 筍 (容器共) 貯
- 一四〇〇 (四) グリーンピース (容器共) 貯
- (五) 其ノ他 貯

三二一

- 一五〇一 罐詰ノモノ (容器共) 貯
- 一五〇九 其ノ他 (容器共) 貯
- 二〇〇〇 (乙) 其ノ他 貯
- 二二〇〇 (一) 鮮魚介類 (冷凍シタルモノヲ含ム) 貯
- 二二二 海參 貯
- 一〇〇〇 (甲) 黒色ニシテ刺アルモノ (乙) 其ノ他 貯
- 二二〇〇 (一) フチコ (光參) 貯
- 二二二〇 (二) 其ノ他 貯
- 二二三 乾貝柱 貯
- 二三四 乾蝦 貯
- 一〇〇〇 (甲) 穀附ノモノ 貯
- 二〇〇〇 (乙) 其ノ他 貯
- 二二五 鱈鱈 (甲) 調製シタルモノ 貯
- 二〇〇〇 (乙) 其ノ他 貯
- 二二六 魚骨、魚筋、魚肚、魚唇及魚皮 貯
- 二二七 魚卵 (鮮魚卵ヲ除ク) 貯

一〇〇〇(甲) ケウイア (容器共)
 二〇〇〇(乙) 鮭卵及鱒卵 旺
 三〇〇〇(丙) 鱈卵及明太魚卵 旺
 (丁) 鱒卵
 四一〇〇 (一) 乾シタル儘ノモノ 旺
 四二〇〇 (二) 其ノ他 (容器共)
 五〇〇〇(戊) 其ノ他 (容器共)
 三三八 鯉節其ノ他類似ノ魚節
 一〇〇〇(甲) 削リタルモノ及粉狀 (容器共)
 ニナシタルモノ
 (乙) 其ノ他
 二二〇〇 (一) 鯉節 旺
 二二〇〇 (二) 其ノ他 旺
 三三九 別號ニ掲ゲザル乾魚介類
 一〇〇〇(甲) 鮑 旺
 二〇〇〇(乙) 鰻 旺
 三〇〇〇(丙) 蟹 旺
 四〇〇〇(丁) 鱈及明太魚 旺
 五〇〇〇(戊) 鱈 旺

三三〇 鹽藏魚介類
 六〇〇〇(己) 其ノ他 旺
 一〇〇〇(甲) 鱈 旺
 二〇〇〇(乙) 鱈 旺
 三〇〇〇(丙) 鮭 旺
 四〇〇〇(丁) 鱈 旺
 五〇〇〇(戊) 其ノ他 旺
 三三一 別號ニ掲ゲザル魚介類
 (甲) 鱈、鱒、鱈又ハ壹詰ノモノ
 一〇〇〇 (一) 鮑 (容器共)
 二二〇〇 (二) 榮螺 (容器共)
 一三〇〇 (三) 蟹 (容器共)
 一四〇〇 (四) 蝦 (容器共)
 一五〇〇 (五) 鮭及鱈 (容器共)
 一六〇一 鱈詰ノモノ (容器共)

一六〇九 其ノ他 (容器共)
 (乙) 其ノ他
 二二〇〇 (一) 燻製ノモノ 旺
 二二〇〇 (二) 佃煮及田鉢 旺
 二二〇〇 (三) 蒲鉾其ノ他類似ノ魚肉調製品 (蓋板其ノ他ノ支持物共) 旺
 二四〇〇 (四) 其ノ他 旺
 三三三 ハム、ベーコン及腸詰
 一〇〇〇(甲) 鱈詰、鱈詰又ハ壹詰ノモノ (容器共)
 二〇〇〇(乙) 其ノ他 旺
 三三三 別號ニ掲ゲザル鳥獸肉
 (甲) 鮮肉(冷凍シタルモノヲ含ム)
 一〇〇一 牛肉 旺
 一〇〇二 其ノ他ノ獸肉 旺
 一〇〇九 鳥肉 旺
 (乙) 鱈詰、鱈詰又ハ壹詰ノモノ
 二二〇〇 (一) コーンビーフ (容器共)

(一) 其ノ他
 二二〇一 鱈詰ノモノ (容器共)
 二二〇九 其ノ他 (容器共)
 三〇〇〇(丙) 其ノ他 (容器共)
 三三四 鮮鳥卵 旺
 一〇〇〇(甲) 鶏卵 旺
 二〇〇〇(乙) 其ノ他 旺
 三三五 皮蛋其ノ他類似ノ貯藏鳥卵 旺
 一〇〇〇(甲) 皮蛋 筒
 二〇〇〇(乙) 其ノ他 旺
 三三六 セラチン 旺
 二二〇〇 魚膠 旺
 二二七 食料
 二三八 0000 インフアントフード及滋養食料 (容器共)
 二二九 0000 チーズ (容器共)
 二四〇 0000 天然バター及ギー (容器共)
 二四一 0000 乳製品(別號ニ掲ゲザルモノ) (容器共)

1000 (甲) 乾キタルモノ (容器共)
 (乙) 其ノ他
 2100 (一) 砂糖ヲ加ヘタルモノ (容器共)
 2200 (二) 其ノ他 (容器共)
 2400 人造バター及別號ニ掲ゲザル料理用脂 (容器共)
 2410 料理用油(小賣用容器入ノモノ)各種 (容器共)
 2420 食鹽及鹹水 (容器共)
 1000 (甲) 罐詰又ハ壺詰ノモノ (容器共)
 (乙) 其ノ他
 2001 再製鹽 貯
 2009 其ノ他 貯
 2450 砂糖
 1000 (甲) 和蘭標本色相第十一號未滿ノモノ 貯
 2000 (乙) 和蘭標本色相第十二號未滿ノモノ 貯
 3000 (丙) 其ノ他 貯

2460 水砂糖、角砂糖、白棒砂糖及粉砂糖 貯
 2470 糖蜜(糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ五ヲ超エザルモノ) 貯
 2480 果汁、糖水及蜂蜜 (容器共)
 1000 (甲) 果汁(砂糖ヲ加ヘザルモノ) (容器共)
 2000 (乙) 其ノ他 (容器共)
 2490 麥芽糖及飴 貯
 2500 ジャム及フルトゼリー (容器共)
 2510 菓子 貯
 2520 グルタミン酸ソーダ(味ノ素等) (容器共)
 0001 罐入ノモノ (容器共)
 0009 其ノ他 (容器共)
 2530 醬油、ソース其ノ他類似ノ調味料 (甲) 醬油、アミノ酸醬油及其ノ類似品 貯

1100 (一) 罐詰ノモノ (容器共)及立
 1200 (二) 罐入ノモノ (容器共)及立
 1300 (三) 其ノ他 (容器共)及立
 2200 (一) 罐詰ノモノ (容器共)
 2300 (二) 其ノ他 (容器共)
 3100 (丙) トマト製ノモノ (容器共)
 3100 (一) ケチャツプ (容器共)
 (二) 其ノ他
 3210 (イ) 罐詰ノモノ (容器共)
 3310 (ロ) 其ノ他 (容器共)
 4000 (丁) マヨネーズ (容器共)
 5000 (戊) 其ノ他 (容器共)
 2540 味噌 (容器共)

2550 食酢
 (甲) 醸造シタルモノ
 1100 (一) 壺詰ノモノ (容器共)
 1200 (二) 其ノ他 (容器共)
 (乙) 其ノ他
 2100 (一) 罐詰ノモノ (容器共)
 (二) 其ノ他 (容器共)
 2200 壺詰ノモノ (容器共)
 2209 其ノ他 (容器共)
 2560 大茴香 貯
 2570 乾蕃椒 (容器共)
 1000 (甲) 粉狀ノモノ 貯
 2000 (乙) 其ノ他 貯
 2580 砂仁 貯
 2590 白荳蔻 貯
 1000 (甲) 未熟ノモノ 貯
 2000 (乙) 其ノ他 貯

二六〇 〇〇〇〇 肉桂及桂皮 貯
二六一 〇〇〇〇 丁香及母丁香 貯
二六二 芥子 貯
一〇〇〇 (甲) 種子 貯
(乙) 粉狀ノモノ 貯

二六三 胡椒 貯
二〇〇 (一) 籾入ノモノ (容器共)
二〇〇 (二) 其ノ他 (容器共)
三〇〇 (丙) 其ノ他 (容器共)

二六四 乾山椒 貯
一〇〇〇 (甲) 粉狀ノモノ (容器共)
(乙) 其ノ他 貯
二〇〇 (一) 花椒 貯
一〇〇 (二) 炒リタルモノ 貯
二〇〇 (一) 其ノ他 貯
(乙) 其ノ他 貯

二七〇 コーヒー及チコレイト (菓子ヲ含マズ) 貯
(甲) 粉狀ノモノ (容器共)
一〇〇 (一) 籾詰又ハ籾入ノモノ (容器共)
二〇〇 (二) 其ノ他 貯
二〇〇 (一) 籾詰ノモノ (容器共)
二〇〇 (二) 其ノ他 (容器共)

二七一 礦水、ソーダ水其ノ他類似ノ清涼飲料 貯
一〇〇〇 (甲) 沸騰性ノモノ (容器共)
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 貯
二七二 味淋 貯
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 (容器共)
二七三 紹興酒 貯
二〇〇〇 (容器共)
二七四 清酒 貯

二六五 〇〇〇〇 カリー粉 貯
別號ニ掲ゲザル香辛料 (容器共)
二六六 別號ニ掲ゲザル粗ノモノ 貯
一〇〇〇 (甲) 粗ノモノ 貯
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 (容器共)

二六七 磚茶 貯
一〇〇〇 (甲) 綠茶製ノモノ 貯
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 (容器共)
二六八 別號ニ掲ゲザル茶 貯
一〇〇〇 (甲) 花香茶 貯
(乙) 紅茶 貯
二〇〇〇 (一) 梗茶 貯
二〇〇〇 (二) 其ノ他 貯
(丙) 其ノ他 貯

二六九 珈琲 貯
(甲) 種子 貯
三〇〇〇 (一) 番茶 貯
三〇〇〇 (二) 粉茶及梗茶 貯
三〇〇〇 (三) 其ノ他 貯
二〇〇〇 (一) 籾詰ノモノ (容器共) 及立
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 (容器共) 及立
一〇〇〇 (甲) 籾詰ノモノ (容器共) 及立
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 (容器共) 及立

二七五 麥酒 貯
一〇〇〇 (甲) 籾詰ノモノ (容器共) 及立
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 (容器共) 及立
二七六 葡萄酒 貯
一〇〇〇 (甲) 沸騰性ノモノ (容器共)
二〇〇〇 (乙) 葡萄酒ノ天然醸造ノミニ依リ醸造シタル非沸騰性ノモノ 立
(丙) 其ノ他 立

二七七 ウイスキー、ブランデー、燒酎其ノ他ノ蒸溜酒 貯
三〇〇〇 (一) ヲエルモット其ノ他甘味葡萄酒 (容器共)
三〇〇〇 (二) 其ノ他 (容器共)
二七八 別號ニ掲ゲザル酒類含有飲料 貯
二〇〇〇 (容器共)
二七九 別號ニ掲ゲザル飲食物 貯

三二四

一〇〇〇 (甲) 裝飾用ノモノ
二〇〇〇 (乙) 其ノ他
毛及同製品 (別號ニ掲ゲザルモノ)

(甲) 未製品 疋
馬尾毛 疋
豚毛 疋
一〇〇九 其ノ他 疋
二〇〇〇 (乙) 其ノ他 疋

三二五

〇〇〇〇 テクス (人造ノモノヲ含ム)

疋

三二六

〇〇〇〇 眞珠

疋

三二七

〇〇〇〇 象牙、珊瑚及鱗甲

疋

三二八

貝殻及別號ニ掲ゲザル貝殻製品

疋

三二九

菌類 (甲) 培殖用ノモノ

疋

三三〇

一〇〇〇 (甲) 未製品

疋

三三一

二〇〇〇 (乙) 其ノ他

疋

三三二

一〇〇〇 (甲) 未製品

疋

三三三

二〇〇〇 (乙) 其ノ他

疋

三三四

二〇〇〇 (乙) 其ノ他

疋

三三〇

植物及根、莖、枝其ノ他ノ部分 (生活力ヲ有スルモノ)

栽培用又ハ接木用ノモノ

一〇〇〇 (甲) 其ノ他 疋

二〇〇〇 (乙) 其ノ他 疋

〇〇〇〇 コーヒー豆

〇〇〇〇 種子及核子 (別號ニ掲ゲザルモノ)

〇〇〇一 甜菜種子

〇〇〇二 亞麻子

〇〇〇三 蓖麻子

〇〇〇四 棉實

〇〇〇九 其ノ他

〇〇〇〇 椰子纖維、葉、稈、蔴、其ノ他類似ノ植物材料

一〇〇〇 (甲) 椰子纖維及棕櫚纖維

二〇〇〇 (乙) カボク

三〇〇〇 (丙) 油草

四〇〇〇 (丁) 稻葉

五〇〇〇 (戊) 其ノ他

絲、線、繩及綱索 (植物材料ヲ以テ製シタルモノ)

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

三三七

一〇〇〇 (甲) 稻葉製イ

疋

三三八

一〇〇〇 (甲) 椰子纖維、葉、稈、蔴、葉、蔓、楊條其ノ他類似ノ植物材料製品 (別號ニ掲ゲザルモノ)

(甲) 杞柳製品

一〇〇一 行李

一〇〇九 其ノ他

二〇〇〇 (乙) 其ノ他

三三九

一〇〇〇 (甲) 丸籐

二〇〇〇 (乙) 割籐

三〇〇〇 (丙) 皮籐

四〇〇一 (丁) 其ノ他

四〇〇九 肉籐

四〇〇九 其ノ他

三三〇

竹 (甲) 丸竹

一〇〇〇 (乙) 元口ノ周圍十種ヲ超エザルモノ

三三一

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

三二六

一〇〇一 花筵

一〇〇九 其ノ他

二〇〇〇 (乙) アンペラ席

三〇〇〇 (丙) 稻葉製ノモノ

(丁) 椰子纖維製又ハ棕櫚織維製ノモノ

四〇〇一 ドアマツト

四〇〇九 其ノ他

五〇〇〇 (戊) 葦製ノモノ

六〇〇〇 (己) 其ノ他

三二五

一〇〇〇 (甲) 製帽用眞田 (植物材料ヲ以テ製シタルモノ)

二〇〇〇 (乙) 製鞋用眞田 (植物材料ヲ以テ製シタルモノ)

三〇〇〇 (丙) 其ノ他

一〇〇〇 (甲) 麥稈眞田

二〇〇〇 (乙) 經木眞田

三〇〇〇 (丙) 其ノ他

疋及枚

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

疋

三三一

11000	(一) 元口ノ周圍二十五	疋
11000	(二) 榧ヲ超エザルモノ	疋
11000	(三) 其ノ他	疋
20000	(乙) 枝	疋
30000	(丙) 割竹	疋
40000	(丁) 皮竹	疋
50000	(戊) 其ノ他	疋
3311	籐又ハ竹ノ製品(別號ニ掲	
00001	ゲザルモノ)	
00009	籐製品	
00009	其ノ他	
3312	コルク及別號ニ掲ゲザルコ	
10000	ルク製品	疋
10000	(甲) 樹皮	
20000	(乙) 板	
20000	(一) 壓縮板(接著劑ヲ	疋
20000	用ヒザルモノ)	
20000	(二) 其ノ他	疋
30000	(丙) 紙(裏貼シタルト否	疋
30000	トヲ別タズ)	
40000	(丁) 栓、輪及圓盤	疋
40000	(一) コルクノミヨリ成	疋
3336	別號ニ掲ゲザル軟木材	
22000	(一) 單ニ斫リ、挽キ又ハ	立方
22000	割リタルモノ	米
22000	(甲) 其ノ他	立方
22000	(乙) 電柱	米
22000	(一) 其ノ他	立方
22000	(二) 末口ノ直徑十二	立方
22000	ヲ超エザルモノ	米
22000	(一) 其ノ他	立方
22000	(二) 其ノ他	立方
22000	(一) 末口ノ直徑二十	立方
22000	ヲ超エズ長サ三	米
22000	ヲ超エザルモノ	
22000	(一) 其ノ他	立方
22000	(二) 其ノ他	立方
22000	(一) 電柱	立方
22000	(一) 其ノ他	立方
3337	鐵道枕木	
00001	硬木製ノモノ	立方
00009	其ノ他	米
00009	(乙) 其ノ他	立方
3338	ベニア板(合板)	
00001	表板ガラワン材ノモノ	立方
00009	其ノ他	米

42000	(一) 其ノ他	疋
50000	(乙) 粉及粒	疋
60000	(丙) 屑及故	疋
70000	(丁) 其ノ他	疋
3333	鐵刀木、紅木、花梨木、紫	
00001	檀、黒檀、マホガニー、チ	
00009	ルク及香木材	
00009	(甲) 單ニ斫リ、挽キ又ハ	立方
00009	割リタルモノ	米
20000	(乙) 其ノ他	立方
3334	別號ニ掲ゲザル硬木材	
10000	(甲) 單ニ斫リ、挽キ又ハ	立方
10000	割リタルモノ	米
10000	(一) 丸太	立方
10000	(二) 其ノ他	米
10000	ラワン	立方
10000	其ノ他	立方
20000	(乙) 其ノ他	立方
3335	軟木丸太	
00001	(甲) 杉	立方
3339	牀板(柄及納溝ヲ有スルモ	
10000	(甲) 軟木製ノモノ	立方
20000	(乙) 其ノ他	米
20000	(一) 桶樽類(同用仕組板及樽板	立方
20000	ヲ含ム)	米
20000	(甲) 軟木製ノモノ	立方
20000	(一) 新シキモノ	立方
20000	(二) 故キモノ	米
20000	(乙) 其ノ他	立方
3340	貨物包裝用木箱(仕組板ヲ	
10000	含ム)	立方
10000	(甲) 軟木製ノモノ	米
10000	(乙) 其ノ他	立方
3341	經木、剝板及別號ニ掲ゲザ	
20000	ル其ノ製品	立方
20000	(甲) マツチ製造用ノモノ	米
20000	(乙) 其ノ他	立方
3342	經木	
10000	其ノ他	立方
10000	(乙) 其ノ他	立方

二二〇〇 (一) 折箱、曲物及此等
 =仕組ミタル製板
 (二) 經木及同製品
 三三〇一 經木
 三三〇九 其ノ他
 三三〇〇 (三) 其ノ他
 三三四三〇〇〇 算盤
 三三四四 鏡臺、額縁、衝立、
 鏡臺、櫃其ノ他類似ノ家具
 鐵刀木、紅木、花梨
 木、紫檀、黒檀、マ
 ホガニー、チーク又
 ハ香木ヲ用ヒタルモ
 籐、竹、葛、楊條其
 ノ他類似ノ植物材料
 ヲ以テ製シタルモノ
 (丙) 其ノ他
 (一) 椅子
 三三一一〇 (イ) 布帛又ハ革ヲ以
 テ背部若ハ側部
 ヲ蔽ヒタルモノ
 (ロ) 其ノ他
 三三二二一 折疊椅子
 三三四三 算盤
 三三四四 鏡臺、額縁、衝立、
 鏡臺、櫃其ノ他類似ノ家具
 鐵刀木、紅木、花梨
 木、紫檀、黒檀、マ
 ホガニー、チーク又
 ハ香木ヲ用ヒタルモ
 籐、竹、葛、楊條其
 ノ他類似ノ植物材料
 ヲ以テ製シタルモノ
 (丙) 其ノ他
 (一) 椅子
 三三一一〇 (イ) 布帛又ハ革ヲ以
 テ背部若ハ側部
 ヲ蔽ヒタルモノ
 (ロ) 其ノ他
 三三二二一 折疊椅子

三三二九 其ノ他
 三三三〇 (一) 其ノ他
 三四五 木製品 (別號ニ掲ゲザルモ
)
 一〇〇〇 (甲) 鐵刀木、紅木、花梨
 木、紫檀、黒檀、マ
 ホガニー、チーク又
 ハ香木ヲ用ヒタルモ
 (乙) 其ノ他
 (一) 農具及同部分品
 二二〇〇 農具及同部分品
 二二〇〇 (二) 農具及同部分品
 二二〇〇 (三) 農具及同部分品
 (三) 戸、障子、窓枠其
 ノ他類似ノ枠組物
 及其ノ枠縁
 (イ) 棧及枠縁
 (ロ) 其ノ他
 二四〇〇 (四) フラインドローラ
 (屬具ヲ附シタ
 ルモノ)
 (五) ホイダー、額縁棹
 其ノ他類似ノ裝飾
 材料
 ホイダー
 二五〇一
 三三四 其ノ他
 三三四五 木製品 (別號ニ掲ゲザルモ
)
 一〇〇〇 (甲) 鐵刀木、紅木、花梨
 木、紫檀、黒檀、マ
 ホガニー、チーク又
 ハ香木ヲ用ヒタルモ
 (乙) 其ノ他
 (一) 農具及同部分品
 二二〇〇 農具及同部分品
 二二〇〇 (二) 農具及同部分品
 二二〇〇 (三) 農具及同部分品
 (三) 戸、障子、窓枠其
 ノ他類似ノ枠組物
 及其ノ枠縁
 (イ) 棧及枠縁
 (ロ) 其ノ他
 二四〇〇 (四) フラインドローラ
 (屬具ヲ附シタ
 ルモノ)
 (五) ホイダー、額縁棹
 其ノ他類似ノ裝飾
 材料
 ホイダー
 二五〇一

二五〇二 額縁棹
 二五〇九 其ノ他
 二六〇〇 (六) 割箸
 二七〇〇 (七) 其ノ他
 三四六 糖及糖
 一〇〇〇 (甲) 糖
 二〇〇〇 (乙) 其ノ他
 三四七 纖維素バルブ
 一〇〇〇 (甲) アケミカルウッドバル
 (乙) 其ノ他
 二〇〇一 メカニカルウッドバルブ
 二〇〇九 其ノ他
 三四八 燃料用木炭
 (甲) 粉碎其ノ他ノエヲ加
 ヘタルモノ
 (乙) 其ノ他
 一〇〇一 懷爐灰
 一〇〇九 其ノ他
 二〇〇〇 (乙) 其ノ他
 (丙) 其ノ他
 (丁) 其ノ他
 (内装共)
 三三四七 纖維素バルブ
 一〇〇〇 (甲) アケミカルウッドバル
 (乙) 其ノ他
 二〇〇一 メカニカルウッドバルブ
 二〇〇九 其ノ他
 三四八 燃料用木炭
 (甲) 粉碎其ノ他ノエヲ加
 ヘタルモノ
 (乙) 其ノ他
 一〇〇一 懷爐灰
 一〇〇九 其ノ他
 二〇〇〇 (乙) 其ノ他
 (丙) 其ノ他
 (丁) 其ノ他
 (内装共)

三四九〇〇〇 薪材及燃料ノミニ適スル層
 材
 三五〇〇〇〇 本類(第三百七號ヲ除ク)ノ
 物品ニシテ貴金屬、貴金屬
 ヲ鍍シタル金屬、石、眞珠
 珊瑚、カメオ、象牙、龜甲
 等ヲ用ヒタルモノ
 三五一 動物物産品及同製品 (別號
 ニ掲ゲザルモノ)
 (甲) 未製品
 一〇〇一 骨
 一〇〇二 角
 一〇〇三 其ノ他ノ動物物産品
 一〇〇九 植物物産品
 二〇〇〇 (乙) 其ノ他
 第四類 油、脂、蠟及其ノ製品
 番 號
 四〇一 植物性揮發油
 一〇〇〇 (甲) テレピン油
 (乙) 其ノ他
 二〇〇一 芳香性ノモノ
 二〇〇九 其ノ他
 四〇二 亞麻仁油
 三三五
 三四九〇〇〇 薪材及燃料ノミニ適スル層
 材
 三五〇〇〇〇 本類(第三百七號ヲ除ク)ノ
 物品ニシテ貴金屬、貴金屬
 ヲ鍍シタル金屬、石、眞珠
 珊瑚、カメオ、象牙、龜甲
 等ヲ用ヒタルモノ
 三五一 動物物産品及同製品 (別號
 ニ掲ゲザルモノ)
 (甲) 未製品
 一〇〇一 骨
 一〇〇二 角
 一〇〇三 其ノ他ノ動物物産品
 一〇〇九 植物物産品
 二〇〇〇 (乙) 其ノ他
 第四類 油、脂、蠟及其ノ製品
 番 號
 四〇一 植物性揮發油
 一〇〇〇 (甲) テレピン油
 (乙) 其ノ他
 二〇〇一 芳香性ノモノ
 二〇〇九 其ノ他
 四〇二 亞麻仁油
 三三五

四〇三	ヒマシ油	一〇〇〇 (甲) 容器共ノ重量一庇ヲ超エザルモノ	一〇〇〇 (乙) 其ノ他	二〇〇〇	(容器共)
四〇四	オレフ油	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	庇庇
四〇五	椰子油	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	庇庇
四〇六	落花生油	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	庇庇
四〇七	菜種油	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	庇庇
四〇八	棉實油	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	庇庇
四〇九	桐油	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	庇庇
四一〇	胡麻油	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	庇庇
四一一	カカオ脂	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	庇庇
四一二	植物油及植物蠟 (別號ニ掲ゲザルモノ)	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	庇庇
四一三	肝油	〇〇〇一	〇〇〇一	〇〇〇九	庇庇

四一四	魚油 (肝油ヲ除ク) 及海獸油	〇〇〇一	〇〇〇九	〇〇〇九	庇庇
四一五	獸脂	一〇〇〇 (甲) 牛脂	二〇〇〇 (乙) 豚脂	三〇〇〇 (丙) 其ノ他	庇庇庇
四一六	ホイル油	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	庇庇
四一七	硬化油	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	庇庇
四一八	ステアリン (固體脂肪酸)	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	庇庇
四一九	オレイン (液體脂肪酸)	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	庇庇
四二〇	礦物性ノ原油及重油 (攝氏十五度ニ於ケル比重〇・九〇四ニ超エタルモノ)	〇〇〇一	〇〇〇一	〇〇〇九	庇庇庇
四二一	揮發油、燈油、輕油、其ノ他類ノ燃料用ノ油	〇〇〇二	〇〇〇二	〇〇〇九	庇庇庇

一一〇〇 (甲)	容器共ノ重量五百瓦ヲ超エザルモノ	(容器共)
一一〇〇 (乙)	其ノ他	庇庇
二二〇〇	モーターグリース	庇庇
二二〇九	其ノ他	庇庇
四二五	蠟燭	(内装共)
四二六	ソーフストック及油脂ノ沈滓	庇庇
四二七	油、脂、蠟及其ノ製品 (別號ニ掲ゲザルモノ)	庇庇
一〇〇〇 (甲)	附香又ハ成形シタルモノ	庇庇
二〇〇〇 (乙)	其ノ他	庇庇
三三〇一	潤滑油	立
三三〇二	絶緣油	立
三三〇九	其ノ他	立
四二二	ワセリン (薫香ヲ附セザルモノ)	立
一〇〇〇 (甲)	容器共ノ重量一庇ヲ超エザルモノ	(容器共)
二〇〇〇 (乙)	其ノ他	庇庇
四二三	パラフィンワックス	庇庇
四二四	ミネラルグリース	庇庇

一〇〇〇 (甲)	容器共ノ重量五百瓦ヲ超エザルモノ	(容器共)
二二〇〇	モーターグリース	庇庇
二二〇九	其ノ他	庇庇
四二五	蠟燭	(内装共)
四二六	ソーフストック及油脂ノ沈滓	庇庇
四二七	油、脂、蠟及其ノ製品 (別號ニ掲ゲザルモノ)	庇庇
一〇〇〇 (甲)	附香又ハ成形シタルモノ	庇庇
二〇〇〇 (乙)	其ノ他	庇庇
三三〇一	潤滑油	立
三三〇二	絶緣油	立
三三〇九	其ノ他	立
四二二	ワセリン (薫香ヲ附セザルモノ)	立
一〇〇〇 (甲)	容器共ノ重量一庇ヲ超エザルモノ	(容器共)
二〇〇〇 (乙)	其ノ他	庇庇
四二三	パラフィンワックス	庇庇
四二四	ミネラルグリース	庇庇

五〇二

二〇〇一 實綿
二〇〇九 其ノ他
別號ニ掲ゲザル紡織用植物纖維
(甲) 黄麻及青麻
(一) カツテインタ
(二) 其ノ他
青麻
其ノ他
(乙) 其ノ他

一〇〇〇
一〇〇一
一〇〇九

二〇〇一 大麻
二〇〇二 苧麻
二〇〇九 其ノ他

二〇〇九 其ノ他
綿羊毛(山羊毛、駱駝毛及ラマ毛ヲ含ム)
(甲) 脂附ノモノ
綿羊毛
其ノ他
(乙) 洗濯、漂白又ハ染色シタルノモノ

五〇三

一〇〇一
一〇〇九

三三八

二〇〇一 綿羊毛
二〇〇九 其ノ他
三〇〇〇 (丙) カイド又ハコームシタルモノ
(丁) 其ノ他
(一) 反毛
(二) 其ノ他

五〇四 絹
一〇〇〇 (甲) 生絲
二〇〇〇 (乙) 其ノ他

五〇五 人造纖維素纖維
一〇〇〇 (甲) 長サ二十種ヲ超エザルモノ
二〇〇〇 (乙) 其ノ他

五〇六 別號ニ掲ゲザル紡織纖維
五〇七 紡織纖維填充料(別號ニ掲ゲザルモノ)
(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ
(一) 眞綿
(二) 其ノ他
(乙) 綿製ノモノ

一〇〇〇
一〇〇九

五〇八

二〇〇一 故キモノ及打直シタルモノ
二〇〇九 其ノ他
三〇〇〇 (丙) 其ノ他
綿織絲(變換絲ヲ除ク)單撚又ハ雙撚ノモノ
(甲) 生ノモノ(ガス燒シタルモノヲ含ム)
(一) 單絲ノ番手英式二
十五番ヲ超エザルモノ
(二) 單絲ノ番手英式十一番ヲ超エザルモノ
單絲ノ番手英式十七番ヲ超エザルモノ
其ノ他
(二) 單絲ノ番手英式三十五番ヲ超エザルモノ
單撚ノモノ
其ノ他
(三) 單絲ノ番手英式四十五番ヲ超エザルモノ
單撚ノモノ

一〇〇一
一〇〇二
一〇〇九

二〇〇一
二〇〇九

一三〇一

三三九

二〇〇一 單撚ノモノ
二〇〇九 其ノ他
二四〇〇 (四) 單絲ノ番手英式六十五番ヲ超エザルモノ
(一) 單絲ノ番手英式十七番ヲ超エザルモノ
(二) 單絲ノ番手英式三十五番ヲ超エザルモノ
(三) 單絲ノ番手英式四十五番ヲ超エザルモノ
單撚ノモノ
其ノ他
(四) 單絲ノ番手英式六十五番ヲ超エザルモノ

一三〇九 其ノ他
一四〇一 單絲ノ番手英式六十五番ヲ超エザルモノ
一四〇九 其ノ他
(乙) 其ノ他
(一) 單絲ノ番手英式二十五番ヲ超エザルモノ
單絲ノ番手英式十七番ヲ超エザルモノ
其ノ他
(二) 單絲ノ番手英式三十五番ヲ超エザルモノ
單撚ノモノ
其ノ他
(三) 單絲ノ番手英式四十五番ヲ超エザルモノ
單撚ノモノ
其ノ他
(四) 單絲ノ番手英式六十五番ヲ超エザルモノ

二二〇一
二二〇九

二二〇一
二二〇九

二四〇〇

五〇九

二五〇〇 (五) 其ノ他
綿織糸(別號ニ掲ゲザルモノ)綿糸及長サ十米ノ重量十五瓦ヲ超エザル綿織糸
一〇〇〇 (甲) 編織糸及刺繡糸
(乙) 其ノ他
二二〇〇 (一) 木製ノ絲卷ニ卷キタルモノ
(二) 絹造ノモノ
二二一〇 (イ) 生ノモノ
二二二〇 (ロ) 其ノ他
(三) 其ノ他
二二〇一 生ノモノ
二二〇九 其ノ他
二二〇〇 (乙) 其ノ他

二二〇〇 (一) 絹造又ハ球造ノモノ
二二〇〇 (二) 其ノ他
二二〇〇 (乙) 其ノ他

二二〇〇 (甲) 紡績シタルモノ
(乙) 其ノ他
二二〇一 絹造又ハ球造ノモノ
二二〇九 其ノ他

五一〇

植物纖維(綿ヲ除ク)製ノ織糸、絲及長サ十米ノ重量十五瓦ヲ超エザル線
(甲) 黃麻製ノモノ
一〇〇一 單撚ノモノ
一〇〇九 其ノ他
(乙) 其ノ他

三四〇

二二〇〇 (一) 長サ十米ノ重量二・五瓦ヲ超エザルモノ
(二) 其ノ他
二二〇〇 (甲) 手編毛絲(他纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム)三撚又ハ三撚ヲ超エタルモノ
(乙) 毛製ノモノ
(丙) 其ノ他
二二〇〇 (一) 絹入ノモノ
(二) 其ノ他
二二〇〇 (一) 毛織糸及毛絲(他纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム)別號ニ掲ゲザルモノ
(甲) 毛製ノモノ
(一) 梳毛ノモノ
(二) 其ノ他
(乙) 其ノ他
二二〇〇 (一) 梳毛ノモノ
(二) 其ノ他
二二〇〇 (一) 其ノ他
二二〇〇 (二) 其ノ他
二二〇〇 (甲) 家蠶絲製ノモノ

五二二

二二〇〇 (一) 絹造又ハ球造ノモノ
二二〇〇 (二) 其ノ他
二二〇〇 (乙) 其ノ他
二二〇一 絹造又ハ球造ノモノ
二二〇九 其ノ他
二二〇〇 (甲) 紡績シタルモノ
(乙) 其ノ他
二二〇一 絹造又ハ球造ノモノ
二二〇九 其ノ他

五二三

植物纖維(綿ヲ除ク)製ノ織糸、絲及長サ十米ノ重量十五瓦ヲ超エザル線
(甲) 黃麻製ノモノ
一〇〇一 單撚ノモノ
一〇〇九 其ノ他
(乙) 其ノ他

五四四

人造纖維素纖維ノ織糸及絲(植物纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム)
(甲) 紡績シタルモノ
(乙) 其ノ他
二二〇一 絹造又ハ球造ノモノ
二二〇九 其ノ他

五一五

金屬絲及金屬線(表面ニ金屬ヲ用ヒタルモノ)各種
(甲) 貴金屬ヲ用ヒタルモノ
(乙) 其ノ他
二二〇〇 (乙) 其ノ他
織糸及絲(別號ニ掲ゲザルモノ)
一〇〇一 紙製ノモノ
〇〇〇九 其ノ他
五二七 絹、毛又ハ人造纖維素纖維ヲ用ヒタルモノ
一〇〇〇 (甲) 絹、毛又ハ人造纖維素纖維ヲ用ヒタルモノ
(丙) 其ノ他

五一六

絹、毛又ハ人造纖維素纖維ヲ用ヒタルモノ
一〇〇〇 (甲) 絹、毛又ハ人造纖維素纖維ヲ用ヒタルモノ
(丙) 其ノ他

五二八

組紐及組物(ゴム入ノモノヲ除ク)
(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ
人造纖維素纖維製又ハ人造纖維素纖維ト植物纖維ト混製ノモノ
二二〇〇 (乙) 其ノ他
(丙) 絹製ノモノ
(一) 生ノモノ
三三〇一 蠟燭心
三三〇九 其ノ他
三三〇〇 (一) 其ノ他
四〇〇〇 (丁) 其ノ他
線、繩及綱索(別號ニ掲ゲザルモノ)

五二九

絹製又ハ絹入ノモノ
人造纖維素纖維製又ハ人造纖維素纖維ト植物纖維ト混製ノモノ
三三〇〇 (丙) 絹製ノモノ
三〇〇〇 (丙) 絹製ノモノ

三四一

番	品名	單位
四一〇〇	(丁) マニラ麻製ノモノ	疋
四二〇〇	(一) 周圍二種ヲ超エザルモノ	疋
四二〇〇	(二) 其ノ他	疋
五〇〇一	(戊) 其ノ他	疋
五〇〇九	大麻製ノモノ	疋
五二〇〇	織維、織絲、絲、線、繩、網索、組紐、組物等ノ屑	疋
一〇〇〇	(甲) 屑綿織絲及屑綿絲	疋
二〇〇一	(乙) 其ノ他	疋
二〇〇九	屑毛織絲及屑毛絲	疋
二〇〇九	其ノ他	疋
五二二	織維、織絲、絲、線、繩、網索、組紐、組物等ノ製品 (別號ニ掲ゲザルモノ)	疋
一〇〇〇	(甲) 絹製、毛製又ハ人造織維素織維製ノモノ (他織維ヲ交ヘタルモノヲ含ム)	疋
二〇〇〇	(乙) 綿製ノモノ	疋
二二〇〇	(一) 結束用テープ	疋
二二〇〇	(二) 其ノ他	疋

(卷心共)

- (丙) 麻苧
- 三三〇〇 (一) 漂白シタルモノ
- 三三〇〇 (二) 其ノ他
- 四〇〇〇 (丁) 其ノ他

第六類 布帛及同製品

- 一 布帛ニ裝飾ノ目的ヲ以テ用ヒラレタル金屬絲ハ分類上之ヲ絹ト看做ス布帛製品ノ構成部分タル布帛ニ付亦同ジ
- 二 布帛ガ二種以上ノ織維ヨリ成ルトキハ全重量ノ百分ノ十ヲ超エザル織維ハ分類上之ヲ交ヘザルモノト看做ス布帛製品ノ構成部分タル布帛ニ付亦同ジ
- 三 織幅トハ兩織耳ノ外側間ノ距離ヲ謂フ
- 四 第六百一號乃至第六百十三號ニ掲グル織物ハ織耳ノ有無ヲ別タズ現實ノ幅十種ヲ超エタルモノニ限ル
- 五 織物ノ絲數トハ單絲ノ數ヲ謂フ
- 六 紋織物トハ經緯各三十ヲ超エタル絲ヲ以テ一意匠ヲ組織シタルモノヲ謂フ

前項ノ絲數ヲ計算スル場合ニ於テ二以上ノ單絲ヨリ成ル捻合絲又ハ引揃ヘタル絲ハ之ヲ一ト看做ス

番	品名	單位
六〇一	品名	單位
一〇〇〇	パイル布帛(各種)	疋
二〇〇〇	(甲) 絹製ノモノ	疋
二〇〇〇	(乙) 絹入ノモノ	疋
三〇〇〇	(丙) 毛製ノモノ	疋
四〇〇一	(丁) 毛ト他織維(絹ヲ除ク)ト混製ノモノ	疋
四〇〇九	毛綿製ノモノ	疋
四〇〇九	其ノ他	疋
五二〇〇	(戊) 人造織維素織維ト植物織維ト混製ノモノ	疋
五二〇〇	(一) メリヤス地ノモノ	疋
五二〇〇	(二) 其ノ他	疋
六二〇〇	(己) 綿製ノモノ	疋
六二〇〇	(一) テリーパイルタロ	疋
六二〇〇	(二) コール天	疋
六三〇〇	(三) 其ノ他	疋
七〇〇一	(庚) 其ノ他	疋
七〇〇九	人造織維素織維製ノモノ	疋
七〇〇九	其ノ他	疋

番	品名	單位
六〇二	品名	單位
一〇〇〇	(甲) ヴォイル及ジョーゼット	疋
二二〇〇	(一) 縮	疋
二二〇〇	(二) 其ノ他	疋
二二〇一	紋織物	疋
二二〇九	其ノ他	疋
六〇三	綿フランネル其ノ他ノ起毛綿織物	疋
一〇〇〇	(甲) 兩面起毛ノモノ	疋
二二〇〇	(一) 十種平方ノ重量三瓦ヲ超エザルモノ	疋
二二〇〇	(二) 其ノ他	疋
二二〇〇	(乙) 其ノ他	疋
二二〇一	(一) 生ノモノ	疋
二二〇一	(イ) 於ケル平方内ニ一ノ種ノ經緯ノ絲數七十ヲ超エザルモノ	疋
二二二〇	(ロ) 其ノ他	疋

六〇四

二二〇一 其ノ他
二二〇九 ポケット地
其ノ他 疋

(一) 生ノモノ
織幅五十種ヲ超エザル綿織物(別號ニ掲ゲザルモノ)
(甲) 大尺布 疋

一一一〇 (イ) 十種平方ノ重量
二・五瓦ヲ超エザルモノ 疋

一一二〇 (ロ) 其ノ他 疋

一一〇〇 (一) 捺染シタルモノ 疋

一一〇〇 (二) 其ノ他 疋

六〇五 別號ニ掲ゲザル生綿織物
(甲) 十種平方ノ重量一瓦
ヲ超エザルモノ 疋

一〇〇一 金巾及細布 疋
一〇〇九 其ノ他 疋

三四四

(乙) 十種平方ノ重量二瓦
ヲ超エザルモノ

(一) 一種平方内ニ於ケル
五種超エザルモノ 疋

二二〇一 金巾及細布 疋

二二〇九 其ノ他 疋

(一) 一種平方内ニ於ケル
ヲ超エザルモノ 疋

二二〇一 金巾及細布 疋

二二〇二 細綾(ジーン) 疋

二二〇三 四綾(サージ) 疋

(三) 一種平方内ニ於ケル
超エザルモノ 疋

二二〇一 四綾(サージ) 疋

二二〇九 其ノ他 疋

(四) 其ノ他

二四〇一 四綾(サージ) 疋

二四〇二 ギヤバーティン 疋

二四〇九 其ノ他 疋

(丙) 十種平方ノ重量三
瓦ヲ超エザルモノ

(一) 一種平方内ニ於ケル
七種超エザルモノ

三三〇一 粗布 疋

三三〇二 綾木綿(ドリル) 疋

三三〇九 其ノ他 疋

三三〇〇 (一) 一種平方内ニ於ケル
百種超エザルモノ

(三) 其ノ他

三三〇一 ギヤバーティン 疋

(丁) 其ノ他

三三〇九 其ノ他 疋

四〇〇一 帆布 疋

四〇〇九 其ノ他 疋

(甲) 一種平方内ニ於ケル
エザルモノ

一〇〇一 金巾及細布 疋

一〇〇二 細綾(ジーン) 疋

一〇〇三 アムゼン(オートミー
ルクレイフ) 疋

一〇〇九 其ノ他 疋

(乙) 一種平方内ニ於ケル
エザルモノ

二〇〇一 金巾及細布 疋

二〇〇二 細綾(ジーン) 疋

三四五

二〇〇三 單絲ホプリン 陸及 陸・六平方米
 二〇〇四 四綾(サージ) 陸及 陸・六平方米
 二〇〇五 五枚縞子 陸及 陸・六平方米
 二〇〇九 其ノ他 陸及 陸・六平方米
 (丙) 一握平方内ニ於ケル 陸及 陸・六平方米
 ザルモノノ絲數百ヲ超エ
 三〇〇一 五枚縞子 陸及 陸・六平方米
 三〇〇九 其ノ他 陸及 陸・六平方米
 四〇〇〇(丁) 其ノ他 陸及 陸・六平方米
 別號ニ掲ゲザル綿織物
 六〇七
 (甲) 十握平方ノ重量一 陸及 陸・六平方米
 五瓦ヲ超エザルモノ
 (一) 一握平方内ニ於ケル 陸及 陸・六平方米
 五瓦ヲ超エザルモノ
 一〇〇一 金巾及細布(漂白シタルモノ) 陸及 陸・六平方米

二〇〇二 金巾及細布(染色シタルモノ) 陸及 陸・六平方米
 二〇〇三 細綾(ジーン) 陸及 陸・六平方米
 二〇〇四 心地 陸及 陸・六平方米
 二〇〇五 寒冷紗(ローン) 陸及 陸・六平方米
 二〇〇六 モスリン 陸及 陸・六平方米
 二〇〇七 紅天竺(ターキールツド) 陸及 陸・六平方米
 二〇〇九 其ノ他 陸及 陸・六平方米
 (一) 一握平方内ニ於ケル 陸及 陸・六平方米
 ザルモノノ絲數七十ヲ超エザルモノ
 二〇〇一 金巾及細布(漂白シタルモノ) 陸及 陸・六平方米
 二〇〇二 金巾及細布(染色シタルモノ) 陸及 陸・六平方米
 二〇〇三 細綾(ジーン) 陸及 陸・六平方米
 二〇〇四 寒冷紗(ローン) 陸及 陸・六平方米

二〇〇五 モスリン 陸及 陸・六平方米
 二〇〇九 其ノ他 陸及 陸・六平方米
 二一〇一 單絲ホプリン 陸及 陸・六平方米
 二一〇九 其ノ他 陸及 陸・六平方米
 (四) 其ノ他
 二四〇一 ホプリン 陸及 陸・六平方米
 二四〇二 六綾(ダイアゴナルトウキル) 陸及 陸・六平方米
 二四〇九 其ノ他 陸及 陸・六平方米
 (二) 十握平方ノ重量二 陸及 陸・六平方米
 五瓦ヲ超エザルモノ
 (一) 一握平方内ニ於ケル 陸及 陸・六平方米
 五瓦ヲ超エザルモノ
 二二〇一 金巾及細布(漂白シタルモノ) 陸及 陸・六平方米

二二〇二 金巾及細布(染色シタルモノ) 陸及 陸・六平方米
 二二〇三 絲染縞三綾 陸及 陸・六平方米
 二二〇四 染色綾木綿(染色ドリル) 陸及 陸・六平方米
 二二〇五 紅天竺(ターキールツド) 陸及 陸・六平方米
 二二〇九 其ノ他 陸及 陸・六平方米
 (一) 一握平方内ニ於ケル 陸及 陸・六平方米
 ザルモノノ絲數百ヲ超エザルモノ
 二二〇一 金巾及細布(漂白シタルモノ) 陸及 陸・六平方米
 二二〇二 金巾及細布(染色シタルモノ) 陸及 陸・六平方米
 二二〇三 細綾(ジーン) 陸及 陸・六平方米
 二二〇四 絲染四綾(絲染サージ) 陸及 陸・六平方米
 二二〇五 染色四綾(染色サージ) 陸及 陸・六平方米
 二二〇六 ホプリン 陸及 陸・六平方米

一〇〇〇(甲) 小賣用容器入ノモノ (容器共)

(乙) 其ノ他

(一) 新シキモノ

二二〇〇 (イ) 二重織ノモノ又ハ重合セタルモノ

二二〇〇 (ロ) 其ノ他

二二〇〇 (ニ) 故キモノ

風呂敷及袱紗

(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ

一〇〇〇 (一) 家蠶繰絲ヲ用ヒタルモノ

(二) 其ノ他

富士絹製ノモノ

二二〇〇 (乙) 其ノ他

(丙) 毛製又ハ毛ト他織維ノモノ

三〇〇〇 (丙) 人造織維素織維製又ハ人造織維素織維ト植物織維ト混製ノモノ

四〇〇〇 (丁) 綿製ノモノ

五〇〇〇 (戊) 其ノ他

六三九 テーブルカバー、テーブルセンター及ナブキン

一〇〇〇 (甲) レイス、手工刺繍等ヲ以テ加工又ハ製造シタル各種ノモノ及絹製又ハ絹入ノモノ

(乙) 毛製又ハ毛ト他織維ノモノ

(丙) 人造織維素織維製又ハ人造織維素織維ト植物織維ト混製ノモノ

二二〇〇 (一) フェルト製ノモノ

(二) 其ノ他

三〇〇一 人造織維素織維製ノモノ

三〇〇九 其ノ他

(丁) 綿製ノモノ

四一〇〇 (一) バイル布帛製ノモノ

四二〇〇 (二) 其ノ他

(戊) 其ノ他

五〇〇一 亞麻製又ハラミー製ノモノ (綿ヲ交ヘタルモノヲ含ム)

五〇〇九 其ノ他

六四〇 フランケツト及旅靴

一〇〇〇 (甲) 毛製又ハ毛ト他織維ト混製ノモノ

(乙) 綿製ノモノ

二二〇〇 (一) 紋織ノモノ

二二〇〇 (二) 其ノ他

(丙) 其ノ他

三〇〇一 人造織維素織維製又ハ人造織維素織維ト植物織維ト混製ノモノ

三〇〇九 其ノ他

六四一 ベットスプレッド、カウンス、タペイン、敷布及枕布

一〇〇〇 (甲) 手工刺繍、手工刺繍其ノ他類似ノ手工刺繍ニ依リ加工又ハ製造シタル各種ノモノ及絹製又ハ絹入ノモノ

二〇〇〇 (乙) 人造織維素織維製又ハ人造織維素織維ト混製ノモノ

二二〇〇 (丙) 植物織維ト混製ノモノ

二二〇〇 (丁) 植物織維ト混製ノモノ

三二〇〇 (丙) 綿製ノモノ

三二〇〇 (一) 平織ノモノ及捻合絲ヲ用ヒタルモノ

三三〇〇 (二) 其ノ他

四〇〇〇 (丁) 其ノ他

六四二 地氈及地氈地

(甲) 絹製、毛製又ハ人造織維素織維製ノモノ (他織維ヲ交ヘタルモノヲ含ム)

(一) タフト織ノモノ

(二) フェルト製ノモノ

(三) 其ノ他

(乙) 綿製ノモノ

(丙) 其ノ他

六四三 窓掛及幕

一〇〇〇 (甲) 手工刺繍ヲ施シタル各種ノモノ及絹製又ハ絹入ノモノ

(乙) 綿製ノモノ

二二〇〇 (一) レイス地又ハ網地製ノモノ

二二〇〇 (二) 其ノ他

三〇〇一 人造纖維素纖維製ノモノ
 三〇〇二 人造纖維素纖維ト植物纖維ト混製ノモノ
 三〇〇九 其ノ他
 六四四 〇〇〇 ウィンドーブラインド及日除(屬具ノ有無ヲ別タズ)
 六四五 天幕及覆布
 (甲) 綿製ノモノ
 一〇〇一 天幕
 一〇〇九 其ノ他
 (乙) 其ノ他
 二〇〇一 天幕
 二〇〇九 其ノ他
 六四六 蚊帳及蠅帳
 一〇〇〇 (甲) 麻製ノモノ(綿ヲ交ヘタルモノヲ含ム)
 (乙) 綿製ノモノ
 二二〇〇 (一) 張枠ヲ有スルモノ
 二二〇〇 (二) 其ノ他
 (丙) 其ノ他

三〇〇一 人造纖維素纖維製ノモノ
 三〇〇二 人造纖維素纖維ト植物纖維ト混製ノモノ
 三〇〇九 其ノ他
 六四四 〇〇〇 ウィンドーブラインド及日除(屬具ノ有無ヲ別タズ)
 六四五 天幕及覆布
 (甲) 綿製ノモノ
 一〇〇一 天幕
 一〇〇九 其ノ他
 (乙) 其ノ他
 二〇〇一 天幕
 二〇〇九 其ノ他
 六四六 蚊帳及蠅帳
 一〇〇〇 (甲) 麻製ノモノ(綿ヲ交ヘタルモノヲ含ム)
 (乙) 綿製ノモノ
 二二〇〇 (一) 張枠ヲ有スルモノ
 二二〇〇 (二) 其ノ他
 (丙) 其ノ他

三〇〇一 人造纖維素纖維製ノモノ
 三〇〇二 人造纖維素纖維ト植物纖維ト混製ノモノ
 三〇〇九 其ノ他
 六四四 〇〇〇 ウィンドーブラインド及日除(屬具ノ有無ヲ別タズ)
 六四五 天幕及覆布
 (甲) 綿製ノモノ
 一〇〇一 天幕
 一〇〇九 其ノ他
 (乙) 其ノ他
 二〇〇一 天幕
 二〇〇九 其ノ他
 六四六 蚊帳及蠅帳
 一〇〇〇 (甲) 麻製ノモノ(綿ヲ交ヘタルモノヲ含ム)
 (乙) 綿製ノモノ
 二二〇〇 (一) 張枠ヲ有スルモノ
 二二〇〇 (二) 其ノ他
 (丙) 其ノ他

三〇〇一 人造纖維素纖維製又ハ人造纖維素纖維ト植物纖維ト混製ノモノ
 三〇〇九 其ノ他
 六四七 蒲團及枕
 一〇〇〇 (甲) 空氣蒲團及空氣枕
 (乙) 其ノ他
 二二〇〇 (一) 手工レース、手工刺繡其ノ他類似ノ手工ニ依リ加工又ハ製造シタルモノノ絹製又ハ絹入ノモノ及羽毛ヲ填充シタルモノ
 二二〇〇 (二) 其ノ他
 六四八 ガニバツグ
 一〇〇〇 (甲) 新シキモノ
 (乙) 故キモノ
 二二〇〇 (一) 百疋ノ價格十八圓ヲ超エザルモノ
 二二〇〇 (二) 其ノ他
 六四九 穀粉袋及穀袋(綿製ノモノ)
 (甲) 新シキモノ
 一〇〇一 小麥粉袋

三〇〇一 人造纖維素纖維製又ハ人造纖維素纖維ト植物纖維ト混製ノモノ
 三〇〇九 其ノ他
 六四七 蒲團及枕
 一〇〇〇 (甲) 空氣蒲團及空氣枕
 (乙) 其ノ他
 二二〇〇 (一) 手工レース、手工刺繡其ノ他類似ノ手工ニ依リ加工又ハ製造シタルモノノ絹製又ハ絹入ノモノ及羽毛ヲ填充シタルモノ
 二二〇〇 (二) 其ノ他
 六四八 ガニバツグ
 一〇〇〇 (甲) 新シキモノ
 (乙) 故キモノ
 二二〇〇 (一) 百疋ノ價格十八圓ヲ超エザルモノ
 二二〇〇 (二) 其ノ他
 六四九 穀粉袋及穀袋(綿製ノモノ)
 (甲) 新シキモノ
 一〇〇一 小麥粉袋

三〇〇一 人造纖維素纖維製又ハ人造纖維素纖維ト植物纖維ト混製ノモノ
 三〇〇九 其ノ他
 六四七 蒲團及枕
 一〇〇〇 (甲) 空氣蒲團及空氣枕
 (乙) 其ノ他
 二二〇〇 (一) 手工レース、手工刺繡其ノ他類似ノ手工ニ依リ加工又ハ製造シタルモノノ絹製又ハ絹入ノモノ及羽毛ヲ填充シタルモノ
 二二〇〇 (二) 其ノ他
 六四八 ガニバツグ
 一〇〇〇 (甲) 新シキモノ
 (乙) 故キモノ
 二二〇〇 (一) 百疋ノ價格十八圓ヲ超エザルモノ
 二二〇〇 (二) 其ノ他
 六四九 穀粉袋及穀袋(綿製ノモノ)
 (甲) 新シキモノ
 一〇〇一 小麥粉袋

六五三

一〇〇九 其ノ他
 二〇〇〇 (乙) 故キモノ
 六五〇 〇〇〇 綿製濾過袋
 六五一 別號ニ掲ゲザル袋
 一〇〇〇 (甲) 手工レース、手工刺繡其ノ他類似ノ手工ニ依リ加工又ハ製造シタル各種ノモノ及絹製又ハ絹入ノモノノ毛製又ハ人造纖維素纖維製ノモノ(絹以外ノ纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム)
 (丙) 綿製ノモノ
 三三〇〇 (一) カンヴァス製ノモノ
 三三〇〇 (二) 其ノ他
 四〇〇〇 (丁) 其ノ他
 六五二 襪襪
 一〇〇〇 (甲) 百疋ノ價格五十圓ヲ超エザルモノ
 (乙) 其ノ他
 二〇〇一 綿襪襪
 二〇〇九 其ノ他

一〇〇九 其ノ他
 二〇〇〇 (乙) 故キモノ
 六五〇 〇〇〇 綿製濾過袋
 六五一 別號ニ掲ゲザル袋
 一〇〇〇 (甲) 手工レース、手工刺繡其ノ他類似ノ手工ニ依リ加工又ハ製造シタル各種ノモノ及絹製又ハ絹入ノモノノ毛製又ハ人造纖維素纖維製ノモノ(絹以外ノ纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム)
 (丙) 綿製ノモノ
 三三〇〇 (一) カンヴァス製ノモノ
 三三〇〇 (二) 其ノ他
 四〇〇〇 (丁) 其ノ他
 六五二 襪襪
 一〇〇〇 (甲) 百疋ノ價格五十圓ヲ超エザルモノ
 (乙) 其ノ他
 二〇〇一 綿襪襪
 二〇〇九 其ノ他

一〇〇九 其ノ他
 二〇〇〇 (乙) 故キモノ
 六五〇 〇〇〇 綿製濾過袋
 六五一 別號ニ掲ゲザル袋
 一〇〇〇 (甲) 手工レース、手工刺繡其ノ他類似ノ手工ニ依リ加工又ハ製造シタル各種ノモノ及絹製又ハ絹入ノモノノ毛製又ハ人造纖維素纖維製ノモノ(絹以外ノ纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム)
 (丙) 綿製ノモノ
 三三〇〇 (一) カンヴァス製ノモノ
 三三〇〇 (二) 其ノ他
 四〇〇〇 (丁) 其ノ他
 六五二 襪襪
 一〇〇〇 (甲) 百疋ノ價格五十圓ヲ超エザルモノ
 (乙) 其ノ他
 二〇〇一 綿襪襪
 二〇〇九 其ノ他

布帛製品(別號ニ掲ゲザルモノ)
 一〇〇〇 (甲) 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、カメオ、琥珀、象牙、鬚甲、毛皮、羽毛等ヲ用ヒタルモノ
 (乙) 其ノ他
 二二〇〇 (一) 手工レース、手工刺繡其ノ他類似ノ手工ニ依リ加工又ハ製造シタル各種ノモノ及絹製又ハ絹入ノモノ
 二二〇〇 (二) 綿製ノモノ
 二二〇〇 (三) 其ノ他
 第七類 衣類、同附屬品及身邊攜帶品
 一 本類ノ物品ノ構成部分タル纖維製品又ハ布帛ニ裝飾ノ目的ヲ以テ用ヒラレタル金屬絲ハ分類上之ヲ絹ト看做ス
 二 本類ノ物品ノ構成部分タル纖維、同製品又ハ布帛ガ二種以上ノ纖維ヨリ成ルトキハ全重量ノ百分ノ十ヲ超エザル纖維ハ分類上之ヲ交ヘザルモノト看做ス
 三 本類ノ物品ヲ構成スル織物ノ絲數トハ單絲ノ數ヲ謂フ絲數ガ設計的ニ均一ナラザル織物ニ付テハ其ノ最モ多キ部分ニ於ケル絲數ヲ以テ其ノ絲數トス

布帛製品(別號ニ掲ゲザルモノ)
 一〇〇〇 (甲) 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、カメオ、琥珀、象牙、鬚甲、毛皮、羽毛等ヲ用ヒタルモノ
 (乙) 其ノ他
 二二〇〇 (一) 手工レース、手工刺繡其ノ他類似ノ手工ニ依リ加工又ハ製造シタル各種ノモノ及絹製又ハ絹入ノモノ
 二二〇〇 (二) 綿製ノモノ
 二二〇〇 (三) 其ノ他
 第七類 衣類、同附屬品及身邊攜帶品
 一 本類ノ物品ノ構成部分タル纖維製品又ハ布帛ニ裝飾ノ目的ヲ以テ用ヒラレタル金屬絲ハ分類上之ヲ絹ト看做ス
 二 本類ノ物品ノ構成部分タル纖維、同製品又ハ布帛ガ二種以上ノ纖維ヨリ成ルトキハ全重量ノ百分ノ十ヲ超エザル纖維ハ分類上之ヲ交ヘザルモノト看做ス
 三 本類ノ物品ヲ構成スル織物ノ絲數トハ單絲ノ數ヲ謂フ絲數ガ設計的ニ均一ナラザル織物ニ付テハ其ノ最モ多キ部分ニ於ケル絲數ヲ以テ其ノ絲數トス

布帛製品(別號ニ掲ゲザルモノ)
 一〇〇〇 (甲) 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、カメオ、琥珀、象牙、鬚甲、毛皮、羽毛等ヲ用ヒタルモノ
 (乙) 其ノ他
 二二〇〇 (一) 手工レース、手工刺繡其ノ他類似ノ手工ニ依リ加工又ハ製造シタル各種ノモノ及絹製又ハ絹入ノモノ
 二二〇〇 (二) 綿製ノモノ
 二二〇〇 (三) 其ノ他
 第七類 衣類、同附屬品及身邊攜帶品
 一 本類ノ物品ノ構成部分タル纖維製品又ハ布帛ニ裝飾ノ目的ヲ以テ用ヒラレタル金屬絲ハ分類上之ヲ絹ト看做ス
 二 本類ノ物品ノ構成部分タル纖維、同製品又ハ布帛ガ二種以上ノ纖維ヨリ成ルトキハ全重量ノ百分ノ十ヲ超エザル纖維ハ分類上之ヲ交ヘザルモノト看做ス
 三 本類ノ物品ヲ構成スル織物ノ絲數トハ單絲ノ數ヲ謂フ絲數ガ設計的ニ均一ナラザル織物ニ付テハ其ノ最モ多キ部分ニ於ケル絲數ヲ以テ其ノ絲數トス

二二〇〇 (一) 其ノ他
 (二) レザークロース製ノモノ
 二二〇一 汗革
 二二〇九 其ノ他
 (丙) 其ノ他
 三三〇一 帽子裏(人造纖維素纖維製又ハ人造纖維素纖維ト植物纖維ト混製ノモノ)
 三三〇九 其ノ他
 七二八 ゲートル
 一〇〇〇 (甲) 毛製又ハ毛ト他纖維ト混製ノモノ
 二二〇〇 (乙) 綿製ノモノ
 (丙) 其ノ他
 三三〇一 革製ノモノ
 三三〇九 其ノ他
 七一九 腰帶
 一〇〇〇 (甲) 絹製又ハ絹入ノモノ
 二二〇〇 (乙) 綿製ノモノ
 (丙) 其ノ他
 三三〇一 人造纖維素纖維製又ハ人造纖維素纖維ト植物纖維ト混製ノモノ

三三〇九 其ノ他
 七二〇 下駄、草履並ニ別號ニ掲ゲザル其ノ部分品及附屬品
 一〇〇〇 (甲) 布帛、革、筭皮、藤等ニテ製シタル臺表及此等ノ臺表ヲ附シタルモノ
 (乙) 鼻緒及爪革
 二二〇〇 (一) 表面ガ綿布又ハレザークロースヨリ成ルモノ
 (二) 其ノ他
 二二〇一 表面ガ絹布又ハ絹入布ヨリ成ルモノ
 二二〇九 其ノ他
 (丙) 其ノ他
 三三〇〇 (一) 下駄及草履(鼻緒ノ有無ヲ別タズ)
 三三〇〇 (二) 其ノ他
 七二二 靴其ノ他ノ履物(別號ニ掲ゲザルモノ)
 一〇〇〇 (甲) 上部ガ絹製又ハ絹入材料製ノモノ
 (乙) 上部ガ革製ノモノ
 二二〇一 防寒靴

二二〇九 其ノ他
 (丙) 上部ガフェルト製ノモノ
 三三〇一 防寒長靴
 三三〇二 毡鞋
 三三〇九 其ノ他
 (丁) 上部ガ綿製ノモノ
 四一〇〇 (一) 綿底ノモノ
 四二〇〇 (二) ゴム底ノモノ
 (三) 其ノ他
 四三〇一 防寒靴
 四三〇九 其ノ他
 (戊) ゴム製ノモノ及上部ガゴムヲ以テ被覆セラレタルモノ
 五〇〇一 防寒靴
 五〇〇九 其ノ他
 六〇〇〇 (己) 藁、蘆、稗其ノ他類似ノ植物材料製ノモノ
 七〇〇〇 (庚) 其ノ他
 七二二 靴紐
 一〇〇〇 (甲) 絹製又ハ絹入ノモノ

二二〇〇 (乙) 人造纖維素纖維製又ハ人造纖維素纖維ト植物纖維ト混製ノモノ
 (丙) 綿製ノモノ
 三三〇〇 (一) 平紐ノモノ
 三三〇〇 (二) 其ノ他
 (丁) 其ノ他
 四〇〇一 革製ノモノ
 四〇〇九 其ノ他
 七二三 履物用ノゴム底及ゴム踵
 七二四 雨衣
 一〇〇〇 (甲) 絹製又ハ絹入ノモノ
 二二〇〇 (乙) 毛製又ハ毛ト他纖維(絹ヲ除ク)ト混製ノモノ
 (丙) 綿製ノモノ
 (丁) 其ノ他
 七二五 ホタン、スタツド及ベルト、カフスタツド及ベルト用ノスタツド及ベルト
 一〇〇〇 (甲) 其ノ他
 (乙) 其ノ他

二二〇〇 (一) プレスボタン及ブ
種 (内装紙及)

三三〇〇 (二) 金屬製ノモノ (内装紙及)

三三〇〇 (三) 硝子製ノモノ及磨カ
ラザルモノ及陶磁
製ノモノ (内装紙及)

三三〇〇 (四) セルロイド其ノ他
ノ有機性人造可塑
材料製ノモノ (内装紙及)

二四二〇 (イ) カゼイン角質物
製ノモノ (内装紙及)

二四二〇 (ロ) 其ノ他 (内装紙及)

(五) 動植物材料製ノモノ (内装紙及)

二五一〇 (イ) 貝殻製ノモノ (内装紙及)

(ロ) 其ノ他 (内装紙及)

二五二一 アイボリーナット製
ノモノ (内装紙及)

二五二九 其ノ他 (内装紙及)

二六〇〇 (六) 其ノ他 (内装紙及)

七二六 安全ピン、ヘアピン其ノ他
裝身用ノピン類 (甲) 金屬製ノモノ (内装紙及)

一一〇〇 (一) 安全ピン (内装紙及)

(二) 其ノ他 (内装紙及)

一一〇一 ヘアピン (裝飾ヲ施サ
ザルモノ) (内装紙及)

一一〇九 其ノ他 (内装紙及)

(二) セルロイド其ノ他ノ
有機性人造可塑材料
製ノモノ (内装紙及)

二〇〇一 セルロイド製ノモノ (内装紙及)

二〇〇九 其ノ他 (内装紙及)

三〇〇〇 (丙) 其ノ他 (内装紙及)

七二七 マウスマスク (内装紙及)

七二八 ハンカチーフ (内装紙及)

一〇〇〇 (甲) レ이스、手工刺繡等
ヲ以テ加工又ハ製造
シタル各種ノモノ及
絹製又ハ絹入ノモノ

二〇〇〇 (乙) 麻製ノモノ (綿ヲ交
ヘタルモノヲ含ム) 打

(丙) 綿製ノモノ

三三〇〇 (一) 地織物ノ一種平方
内ニ於ケル経緯ノ
糸數六十五ヲ超エ
ザルモノ 疋

三三〇〇 (二) 其ノ他 疋

四〇〇〇 (丁) 其ノ他 疋

七二九 傘、日傘並ニ其ノ部分品及
附屬品

一〇〇〇 (甲) レイス、手工刺繡等
ヲ以テ裝飾シタル各
種ノモノ及絹布張又
ハ絹入布張ノモノ

二〇〇〇 (乙) 人造纖維素纖維布張
又ハ人造纖維素纖維
ト植物纖維トノ混製
布張ノモノ

三〇〇〇 (丙) 綿布張又ハ紙張ノモ
ノ

四〇〇〇 (丁) 其ノ他

七三〇 杖、鞭及其ノ部分品

七三一 身邊裝飾用品及ハンドバツ
グ、財布其ノ他類似ノ身邊
攜帶品並ニ其ノ部分品 (別
號ニ掲ゲザルモノ)

一〇〇〇 (甲) 手工レイス、手工刺
繡其ノ他類似ノ手工
ニ依リ加工又ハ製造
シタルモノ及絹製又
ハ絹入ノモノ

二〇〇〇 (乙) 其ノ他

七三三 本類ノ物品ニシテ貴金屬、
貴金屬ヲ鍍シタル金
石、半寶石、眞珠、珊瑚、
カメオ、琥珀、象牙、珊瑚、
等ヲ用ヒタルモノ及
蛇蝎、革、蛇革、又ハ
ヲ以テ製シタルモノ

一〇〇〇 (甲) 裝身具

二〇〇〇 (乙) 其ノ他

七三三 衣類、同附屬品及部分品
(別號ニ掲ゲザルモノ)

(甲) 毛皮又ハ羽毛ヲ用ヒ
タルモノ

(一) 綿羊毛皮、山羊毛
皮又ハ染色セザル
毛皮及模造アストラ
ラカンヲ除ク) 以
外ノ毛皮ヲ用ヒタ
ルモノ及羽毛ヲ用
ヒタルモノ

一一〇一 胴衣及外套 箇

第八類 紙、同製品、書籍及書畫

11009	其ノ他	筒
11001	(一) 其ノ他 胴衣及外套	
11009	其ノ他	
21000	(二) 其ノ他 手エレス、手工 刺繡其ノ他類似ノ 手工ニ依リ加工又 ハ製造シタル各種 ノモノ及絹製又ハ 絹入ノモノ 毛製又ハ毛ト他織 維(絹ヲ除ク)ト混 製ノモノ	
21300	(三) 人造纖維素纖維製 又ハ人造纖維素維 維ト植物纖維ト混 製ノモノ	
21410	(四) 綿製ノモノ	
21410	(イ) 小倉地製ノモノ	
21420	(ロ) 其ノ他	
21500	(五) 其ノ他	

801	0000	番	品名	單位
802	0000	11000	パンクノートペーパー、 リツチヤーパー、 ワットマン紙、鳥ノ子紙、 ノ他類似ノ紙	庇
803	0000	11000	マニフォルドペーパー、 イッシュエーパー、 ペーパー、其ノ他類似ノ紙	庇
804	0000	11000	模造羊皮紙、油紙、 スアルペーパー、 インペーパー、其ノ他類 似ノ紙	庇
805	0000	11000	押型ヲ附シ又ハ金屬 箔若ハ金屬粉ヲ用ヒ タルモノ	庇
805	0000	11000	油紙及バラフィンペー パー	庇
805	0000	11000	其ノ他	庇
805	0000	11000	フリントペーパー、フリク シヨントペーパー、其ノ他類似 ノ光澤紙	庇
805	0000	11000	押型ヲ附シタルモノ	庇

三六六

21000	(二) 其ノ他	庇	
806	0000	0000	エム・ジ・キヤツフペー パー及マツチ用紙(全部又 ハ主トシテメカニカルウツ ドバルフヨリ成ルモノ)
806	0000	0000	マツチ用紙
806	0000	0000	其ノ他
807	0000	0000	別號ニ掲ゲザル圖書用紙
807	0000	0000	(甲) メカニカルウツドバ ルフヲ含マザルモノ
807	0000	0000	(乙) 其ノ他
808	0000	0000	印刷用紙及筆記用紙(別號 ニ掲ゲザルモノ)
808	0000	0000	(甲) 新聞用紙(巻取ノモ ノ)
808	0000	0000	(乙) 塗滑紙
808	0000	0000	(丙) 其ノ他
809	0000	0000	(一) メカニカルウツド モノ
809	0000	0000	(二) 其ノ他
809	0000	0000	別號ニ掲ゲザル包装用紙
809	0000	0000	(甲) 印刷、型押又ハ抄漉 ニ依リ模様又ハ意匠 效果ヲ現シタルモノ

810	0000	11000	(一) 貼合セタルモノ、 他材料ヲ挿入シ又 ハ裏貼シタルモノ 及防水シタルモノ
810	0000	11000	硫酸ソーダパ ルフ製又ハ硫酸 混製ノモノ
810	0000	11000	(二) 其ノ他
810	0000	11000	(イ) 檀草用紙(ティップ状ニ切リ タルモノ)及冊子状ニシタ ルモノヲ含ム)
810	0000	11000	(ロ) 其ノ他
810	0000	11000	(甲) 冊子状ニシタルモ ノ
810	0000	11000	(乙) 其ノ他
811	0000	11000	ホピン卷又ハロール (ホピン又ハ)
811	0000	11000	其ノ他
811	0000	11000	吸取紙

三六七

